



「水・みどり・まち」が未来につづく宜野湾を創造する
『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ぎのわん』

宜 野 湾 市 みどりの基本計画

令和4年3月

宜 野 湾 市

目 次

序章 はじめに

1. みどりの基本計画改定の背景と目的 - 3 -
2. みどりの基本計画の位置づけ - 4 -
3. みどりの定義 - 5 -
4. みどりの持つ機能 - 6 -
5. みどりの基本計画の構成 - 7 -

第1章 みどりの現況と課題

1. 本市の概況 - 11 -
2. 上位関連計画等 - 14 -
3. 本市のみどりの現況 - 23 -
4. みどりに関する市民意向 - 29 -
5. みどりに関する評価と課題 - 44 -

第2章 みどりの将来像（基本方針）

1. みどりの将来テーマ - 54 -
2. 基本方針 - 58 -
3. みどりの将来像 - 60 -
4. みどりの確保目標水準 - 64 -

第3章 みどりの機能別配置方針

1. 環境保全機能の配置方針 - 77 -
2. レクリエーション機能の配置方針 - 80 -
3. 防災機能の配置方針 - 83 -
4. 景観機能の配置方針 - 86 -

第4章 みどりの保全及び緑化推進のための施策の方針

1. みどりの保全及び緑化の推進のための施策の体系 - 91 -
2. みどりの保全及び緑化の推進のための施策 - 93 -
 - 「まもり育てる」施策 - 93 -
 - 「つくり・つなぐ」施策 - 102 -
 - 「活用する」施策 - 115 -

第5章 緑化重点地区の計画

1. 緑化重点地区の指定 - 126 -
2. 緑化重点地区の計画 - 128 -

第6章 計画実現に向けて

1. 推進体制 - 134 -
2. 進行管理 - 135 -

参考資料

1. みどりの基本計画改定の経緯 - 資-3 -
2. 用語の解説 - 資-4 -
3. 緑被、公園・緑地現況 - 資-14 -

序章 はじめに

1. みどりの基本計画改定の背景と目的

宜野湾市では、「緑の基本計画 平成 18 年（2006 年）5 月策定」に基づき、緑地の保全、公園整備、公共施設や民有地の緑化推進についての目標を定め、市民・事業者・行政が一体となって、本市のみどりに関わる個別施策を進めてきました。

沖縄県では、広域的視点からのみどりの方向性をまとめた「広域緑地計画」が平成 30 年（2018 年）に改定され、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】（平成 29 年 5 月）」の「みどり」に関する施策の実現を目指すとともに、今後の沖縄県における緑地施策の推進方針が示されました。

一方、国においては、平成 29 年に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、民間活力を最大限に生かして、みどりとオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、市民緑地認定制度が創設されました。

こうした中、前回計画策定から 15 年が経過し、核家族化や超高齢化社会の進行、新たな感染症による人々の生活や価値観の多様化など、みどりをとりまく社会情勢は大きく変化してきました。

また、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質の低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動による影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

このような背景から、持続可能な開発目標（SDGs[※]）、気候変動適応、グリーンインフラ、生物多様性保全の推進など、新たな視点からみどりのあり方の検討が必要です。

さらに、みどりの効果[※]（存在効果、利用効果、媒体効果）は、環境負荷の軽減のみならず、クオリティ・オブ・ライフ（QOL：生活の質）を向上させ、都市に新たな価値を創造する可能性を持っており、それらを総合的に勘案した計画づくりも必要です。

現行計画の目標年次令和 2 年度（2021 年 3 月）を迎えた今、これまでの成果を活かし、新たな目標を定め、次の段階へ向けて取り組んでいかなければなりません。

こうしたことから、現行計画の内容を見直し、新たな「宜野湾市みどりの基本計画」を策定するものとします。

今回の改定は、これまで取り組んできた理念を継承するとともに、近年の社会情勢の変化やみどりに求められる多様性を加味し、宜野湾市のみどりに関する施策の基本的な方針や目標を設定し、みどりに関する施策の指針となることを目的とします。

※SDGs：

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（17 の目標と 169 のターゲット）

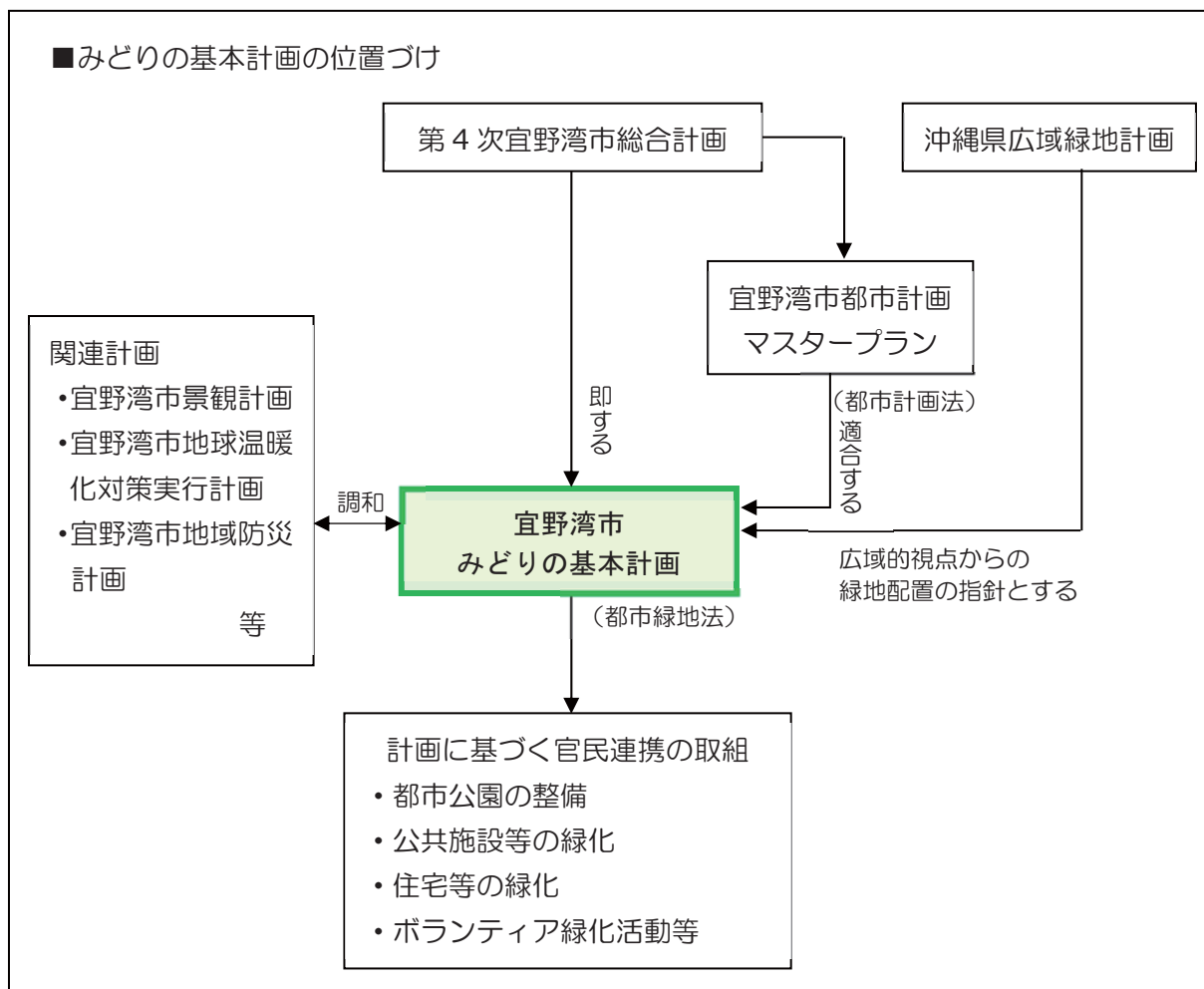
※みどりの効果：

- 存在効果…都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上、気候変動の緩和など、みどりがあることによってもたらされる効果
- 利用効果…スポーツの場やレクリエーションの場として利用し、健康の維持増進やストレス緩和を図るなど、みどりを利用することでもたらされる効果
- 媒体効果…交流、健康、商業・観光、福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活性化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高めるきっかけとなる効果

2. みどりの基本計画の位置づけ

宜野湾市みどりの基本計画は、市の最上位計画である「第4次宜野湾市総合計画」に即するとともに、都市計画に関する基本的な方針「宜野湾市都市計画マスタープラン」に適合するように定めます。

また、広域的視点から定められている「沖縄県広域緑地計画」を踏まえるとともに、関連計画と調和を図り策定しています。



3. みどりの定義

本計画で対象とする「みどり」は、「周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水面、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など」とします。

樹木や草花などの植物だけでなく、公園などのオープンスペース、河川・港などの水面、農地など、より広い範囲を対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では「みどり」を用いるものとします。

表 序- 1 本計画における「みどり」に関わる用語の定義

用語	解説				
 みどり	周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水面、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など				
 緑地	上記のみどりのうち、将来にわたって残される可能性の高い担保性のあるもの 緑地は、施設緑地と地域制緑地に分類する。 <table border="1"> <tr> <td>施設緑地</td><td>都市公園やこれに準じる機能を持つ公共施設緑地・民間施設緑地</td></tr> <tr> <td>地域制緑地</td><td>土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。農地や水面などのオープンスペースを含む。</td></tr> </table>	施設緑地	都市公園やこれに準じる機能を持つ公共施設緑地・民間施設緑地	地域制緑地	土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。農地や水面などのオープンスペースを含む。
施設緑地	都市公園やこれに準じる機能を持つ公共施設緑地・民間施設緑地				
地域制緑地	土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。農地や水面などのオープンスペースを含む。				
 緑被	樹林地、農地、街路樹、庭木、草地など、みどりで被覆された土地及び水面				
 緑化	市街地に草木などを植えてみどりを増やす行為				

4. みどりの持つ機能

都市内のみどりには、「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観形成機能」といった様々な機能があります。

それぞれの内容は以下のとおりです。

環境保全機能 ～都市の環境を守ります～

斜面地のみどりや農地、河川などは雨を蓄え流出する量を調整し、気温などを調整する役割があります。また、新鮮な酸素を供給するとともに、大気中の浮遊物や排気ガスなどの浄化や、植栽幅や枝葉による騒音の減衰効果もあります。このように、みどりは都市の環境を守る上で、大きな役割を担っているといえます。

レクリエーション機能 ～レクリエーション活動の場となります～

市内の公園や広場は、子供達の遊び場やスポーツの場、住民の交流・憩いの場等、様々な形で活用されており、人々が快適な生活を送る上で、大きな役割を担っているといえます。

防災機能 ～都市の安全性を高めます～

みどりは震災時、住民の避難場所や避難路において火災の延焼防止を図る効果があります。また、水害防止効果や崖崩れなどに対しても一定の防止効果があることが認められています。このほか、防風、防砂の効果やブロック塀を生垣にする事で震災時における倒壊の危険性を軽減することができるなど、都市の安全性を高める上で、大きな役割を担っているといえます。

景観形成機能 ～うるおいある美しいまちをつくれます～

道路沿いの生垣や公園の樹林や住宅の庭木、一本の大木や社寺の周囲を取り囲む森など、みどりは美しい街並みを創出する上で欠かせない存在です。また、みどりは身近な樹木の成長や四季を彩る変化が人々に喜びを与えるなど、心理的なうるおいとやすらぎを与える上で、大きな役割を担っているといえます。

5. みどりの基本計画の構成

本計画書は、以下の内容により構成しています。

第1章 みどりの現況と課題

本市のみどりを取り巻く現状や、みどりに関する住民意向をもとに、みどりのまちづくりを推進する上での課題を整理しています。



第2章 みどりの将来像

みどりの課題を踏まえ、本計画の基本理念、みどりに係る将来テーマ、を整理するとともに、将来テーマをもとに、みどりの基本方針及びみどりの将来像をとりまとめています。

また、将来像実現に向けた目標数値等を設定しています。



第3章 みどりの機能別配置方針

みどりのもつ機能ごとに、系統別にみどりを位置づけ、配置方針を定めています。



第4章 みどりの保全及び緑化推進のための施策の方針

みどりの将来像及び基本方針の実現に向けて、みどりの保全及び緑化を推進していくための施策をとりまとめています。



第5章 緑化重点地区の計画

重点的に緑化を推進する地区を設定し、総合的なみどりのまちづくりを推進するための具体的な取り組みについて整理しています。



第6章 計画実現に向けて

計画の実現に向けて推進体制や進行管理について整理しています。

第 1 章 みどりの現況と課題

1. 本市の概況

本市の概要は以下のとおりである。

(1) 人口・世帯数

① 人口

本市の人口は、一貫して増加傾向で推移しており、2020 年（国勢調査）では 100,192 人、令和 3 年 9 月末現在では 100,180 人（住民基本台帳）となっています。

② 世帯

世帯数についても増加傾向で推移しており、2020 年（国勢調査）では 44,064 世帯、令和 3 年 9 月末現在では 46,203 世帯（住民基本台帳）となっています。一方で、一世帯あたり人員は減少傾向となっており、単身世帯や核家族世帯が増加しているものと考えられます。

(2) 地形・地質

① 地形

市域は、東西 6.1 km、南北 5.3 km となっており、南西から北東に伸びる台形状をなしています。

本市の地形は、比較的単純な海岸線でしたが、現在は埋立地等によりほぼ全て人口海岸線となっており、ひな壇上の四つの段丘面から形成されています。各海岸段丘上は、おおむね平坦な地形ですが、国道 58 号以東から普天間飛行場のある台地にかけては、標高差 80m 以上の急斜面になっています。

② 地質

本市の地層は、市に分布するものとしてはもっとも古い泥岩や砂岩からなる島尻層群、サンゴ礁由来の琉球石灰岩を含む琉球層群、及び低地に分布する未固結の堆積層である沖積層からなっています。上層にある琉球層群は水を通しやすい性質を持つことから、浸透した雨水は下層にある水を通しにくい島尻層の上を流れ、湧き水となってでてきます。

(3) 気象環境

沖縄本島は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は約 23℃前後と四季を通じて温暖な気候です。5 月から 6 月頃にかけては降水量が多くなり、梅雨明けとともに長い夏が続きます。7 月から 10 月頃にかけては熱帯低気圧の進路となることが多く、台風に発達して接近することもあります。

(4) 水系

本市の主な河川は、浦添市との境を流れる宇地泊川や牧港川、北谷町・北中城村・中城村との境を流れる普天間川が水系を形成しています。

(5) 植生分布

市内の植生は、常緑広葉樹林からチガヤ、ススキ等の草地、湿地まで、変化に富んでいますが、市域全体に市街地化が進んでいるため、多くのみどりは分断されて面積も小さくなっています。

まとまりのある植生として、普天間飛行場の軍用地内の牧草地、大山地区の水田雑草群落（田いも畑等）、普天間飛行場周辺や宇地泊川周辺などの亜熱帯常緑広葉樹二次林が分布しています。

また、宜野湾市自然環境調査（平成 19 年度）で得られたデータを環境省レッドリスト、レッドデータおきなわに照らし合わせた結果、本市の注目すべき植物として、大山湿地等を中心に、クスノハカエデやアカウキクサ、ナンゴクデンジソウなど 33 科 38 種の存在が確認されています。

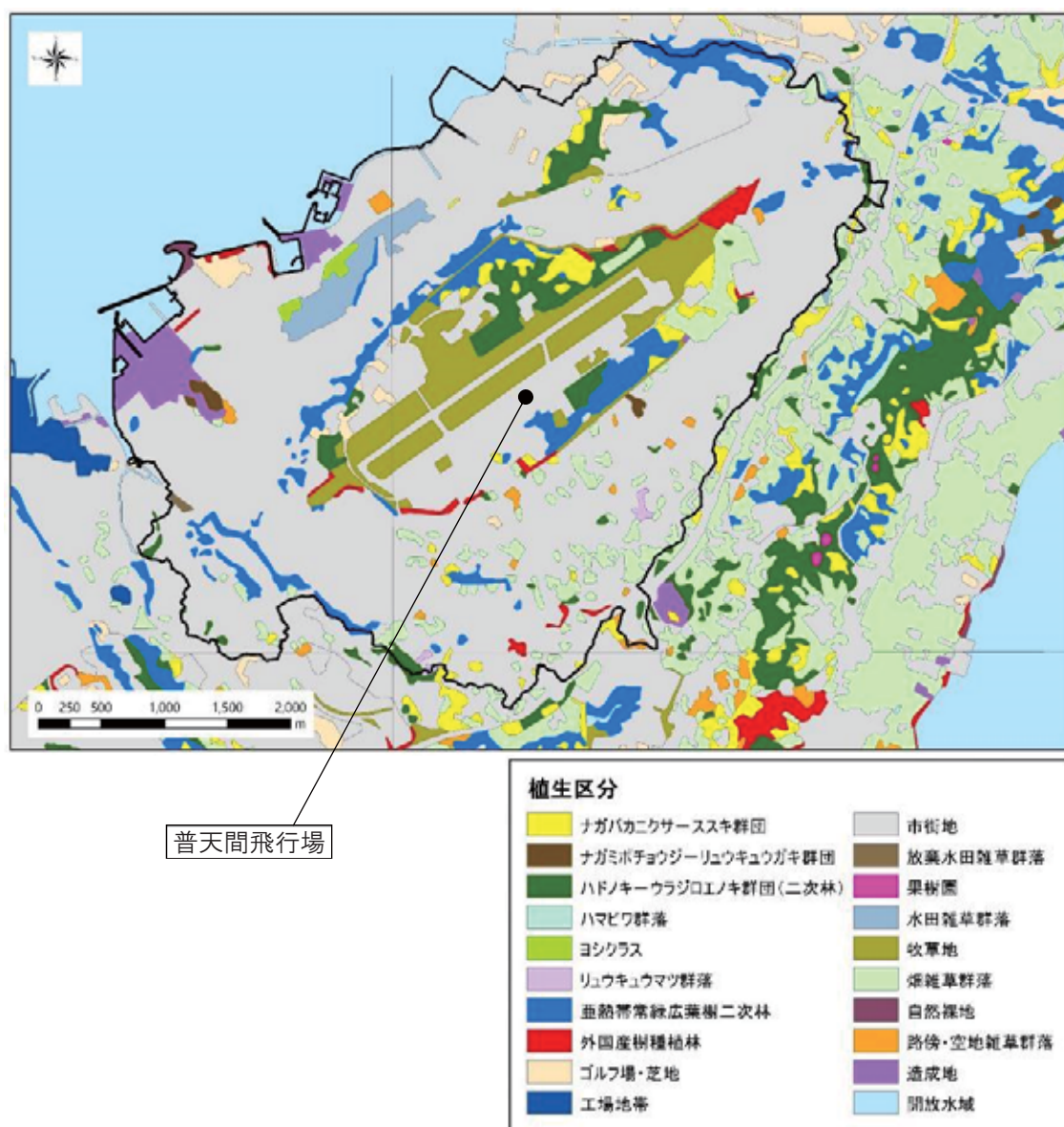


図1-1 宜野湾市植生現況図

資料：生物多様性センター 植生調査（平成 28・29 年度調査）

(6) 動物の注目種

『自然環境保全に関する基本方向（宜野湾市 平成 24 年 3 月）』における調査によると、主要な注目種※（動植物）が、森川公園、嘉数高台公園、我如古、いこいの市民パーク、のだけ公園から普天間中学校までのエリア、大山湿地など、普天間飛行場の周囲に分布する樹林地等のみどりに生息しています。

主要な注目種（動物）としては、リュウキュウユビナガコウモリ、オキナワキノボリトカゲなどの希少種の存在が判明しています。



図1-2 動物の注目種の分布図（植物を含む）

資料：自然環境保全に関する基本方向（平成 24 年 3 月）

※注目種：出現した動植物のうち、天然記念物、ワシントン条約、水産庁データブック・資料、環境省レッドリスト、レッドデータおきなわ等に該当する種のこと

2. 上位関連計画等

(1) 沖縄県の上位関連計画

① 沖縄県広域緑地計画

計画期間：2015年から2035年までの20年間

<基本理念>

世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して

<基本方針>

- ・沖縄の風土に根差したみどりを守り活かしていく
- ・地域の特性に応じたみどりの水準を確保していく
- ・多様なみどりによる沖縄らしい地域づくりを進める
- ・圏域毎のみどりのつながりと仕組みづくりを図る

<那覇広域で目指すみどりの確保目標>

- ・都市公園の整備すべき目標水準：14.9㎡/人
- ・緑地確保の目標水準：37.5%（市街地+周辺に対する割合）
- ・みどりの目標水準：34.0%（圏域面積に対する割合）

<那覇広域都市圏のみどりの将来像：宜野湾市関連>

●北中城から宜野湾石灰岩台地地域に交流とふれあいを育むみどりの都市環境を創出する。

- ・普天間飛行場返還予定地を中心とする地域で中南部都市圏の中央部に位置している。地下水でつながる石灰岩地域の環境を生かした自然回復の場を創造して、みどりの回廊の接続を図る。
- ・普天間飛行場返還予定地に防災と交流や文化の中心となる広域のみどりの拠点とみどりの地区を配置する。
- ・周囲の斜面や河川をみどりの骨格として、道路により海岸部のみどりの拠点と市街地のみどりをつないでいく。



(2) 宜野湾市の上位関連計画

① 第4次宜野湾市総合計画 基本構想（平成29年4月策定）

第4次宜野湾市総合計画 後期基本計画（令和3年4月策定）

計画期間（基本構想）：平成29（2017）年度から令和6（2024）年度 （後期基本計画）：令和3（2021）年度から令和6（2024）年度
＜将来都市像＞ 人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾 ～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～
＜基本目標＞ 目標1：市民と行政が協働するまち 目標2：健康で、安心して住み続けられるまち 目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち 目標4：地域資源を活かした、活力あるまち 目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち 目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち ＜土地利用の基本方針＞ 本市には、普天間飛行場の周辺にまとまった緑地・樹林が残されており、豊富な地下水や多くの湧水、大山湿地等市街化が進んだ都市の中にも貴重な自然環境が見られます。土地利用にあたっては、本市の自然・歴史文化・社会特性を踏まえ、持続的発展が可能な都市づくりの観点にたって、開発と保全の調和に努めます。 ＜利用区分別の方針（7）農地・緑地＞ 本市の農地は、生産者の高齢化、後継者不足及び都市化に伴い、耕地面積は縮小傾向にあります。今後は、都市型の地域特性を生かした農地の活用及び新たな生産品目の検討を図ります。緑地については、都市の骨格を形成するまとまりのある緑の保全、住民の生活に身近な公園の緑地の創出及び動植物や文化財にも配慮した緑地の保全に努めます。
後期基本計画：（計画期間：令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間） 目標4 地域資源を活かした、活力あるまち ＜基本施策（6）都市農業・漁業の振興＞ 新規就農者に対する支援や地産地消の推進、大山地区の田いも農家などの支援等、都市農業の多様な機能が発揮できるまちを目指します。また、漁業については、安定的な漁業経営、所得の向上が図られる取り組みを推進します。 【施策】①都市農業の振興 ②漁業の振興 目標5 安全・快適で、持続的発展が可能なまち ＜基本施策（3）環境保全と循環型社会の形成＞ 環境活動団体等と連携した環境教育、地球温暖化対策、ごみの減量化・再資源化等の取り組みを推進することで、市民の環境保全に関する意識高揚が図られるとともに、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成を目指します。 【施策】①環境思想の普及・啓発 ②ごみの減量化・再資源化の推進 ③地球温暖化対策の推進 ＜基本施策（8）公園・緑地及び墓園等の整備＞ 都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれる まちを目指します。また、墓園・墓地霊園について、墓地立地とまちづくりの調和ある展開を目指します。 【施策】①都市公園の整備 ②都市公園等の維持・管理運営 ③緑化の推進 ④墓園等の整備

② 宜野湾市都市計画マスタープラン（令和3年12月改定）

計画期間：令和3年度から概ね20年間

<将来都市像>

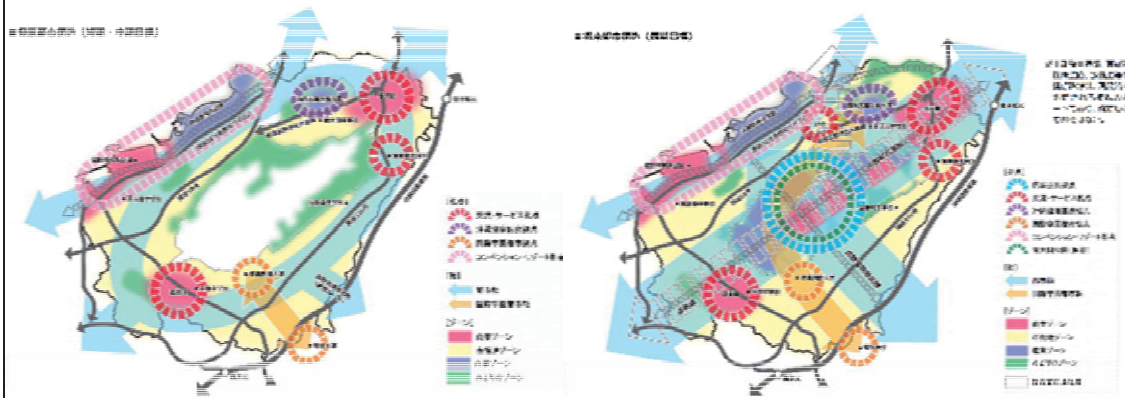
未来を育む ねたてのまち 宜野湾
～魅力ある暮らしとにぎわいあふれる 交流共生都市～

<将来都市構造>

基地返還を見据えた段階的な将来都市構造の設定

■ 将来都市構造（短期・中期目標）

■ 将来都市構造（長期目標）



<全体構想（水と緑の基本方針）>

1. 公園・緑地の適正管理と新規創出

市街地内の公園や緑地などの緑環境は、都市に安らぎと潤いを与え、緊急時の避難場所や生物の育成空間としてなど、多様な役割を果たす重要な資源です。

既存公園・緑地の適正管理を図りながら、緑資源の不足地域における計画的な新規創出による、都市環境の向上を目指します。

【公園の質の向上】

- 既存公園においては、利用者が安全・安心に公園を利用することができるよう、遊具やベンチ、照明などの公園施設の老朽化に対応した補修・更新による長寿命化と適正管理を図ります。
- 公園施設の更新にあたっては、子どもや高齢者など、公園利用者のニーズに対応した施設の入れ替え等についても検討し、より利用しやすい環境づくりを推進します。
- 市内外から多くの来訪者が訪れる宜野湾海浜公園や嘉数高台公園は更なる利便性と魅力の向上に向けて再編整備を推進します。比屋良川公園及び森川公園は優れた自然環境や眺望景観の保全に努めます。いこいの市民パークはスポーツ・レクリエーションの拠点としての利活用を図ります。
- 公園の再編整備等にあたっては、民間活力の導入による機能拡充や維持管理の効率化に向けて、Park- PFI の活用など、多様な整備・管理手法についてその可能性を検討します。

【新たな公園の整備】

- 西普天間住宅地区の斜面緑地には、国指定文化財である「喜友名泉（チუნナガー）」をはじめとする湧水群や喜友名グスク、鍾乳洞（フトウキアブ）」などの自然文化資源が存在しています。点在する各種資源及び周辺を保全・活用するため、都市公園として地域住民の憩いの場、地域の歴史・環境学習の場としての整備を推進します。
- 市民の身近な公園となる住区基幹公園の適正な配置や新規整備を推進します。公園が不足している既成市街地では、新たな街区公園等の整備について検討します。また、土地地区画整理事業地区においては、計画的な公園整備を推進します。
- 都市計画決定されたものの事業未着手となっている都市公園については、早期の事業化に向けた取組みを推進します。
- 普天間飛行場跡地では、市民・県民が返還記念の喜びを県内外に発信する平和希求のシンボルとして、広域防災拠点機能を備えた普天間公園（仮称）の整備を目指します。普天間公園（仮称）は、国・県との連携・協働のもと国営大規模公園としての整備を目指します。また、周辺市街地との連携を踏まえつつ、まちづくりの軸となる並松街道の再生に取り組みます。

【緑地空間の適正な管理・保全】

- 大山地区に残されている田芋畑は、農業生産の場としてだけでなく、貴重な自然資源としての役割を果たしています。田芋畑は「大山土地地区画整理事業地区」の事業未着手区域内に広がっていることから、土地地区画整理事業区域内の土地利用と調整を図りながら、保全する規模や手法等について検討するものとします。田芋畑の保全にあたっては、生産緑地地区などの指定についても合わせて検討します。

【多様な主体との連携・協働に基づく公園・緑地の管理・拡充】

- 持続可能な公園・緑地の管理に取り組んでいくためには、行政だけではなく、市民や事業者など、多様な主体との連携・協働が必要です。緑化ボランティアや民有地の緑化など、各主体による積極的な緑化活動を促進するため、継続的な支援方策等について検討します。
- 都市公園法などの関連法令の改正を踏まえ、公園の新たな魅力創出や効果的・効率的な維持管理に資する検討を進めます。
- 既存住宅地や新規住宅地では、緑地協定など緑地確保に資する新たなルールづくりについて、住民が主体となった取組みを促進します。

2. 魅力ある親水空間の創出

西海岸や湧水などの水辺空間は、市民や観光客が水にふれあうことができる本市の重要な資源です。安全・安心な水辺環境づくりを基本としながら、本市の活力や魅力の創出に資する親水空間の整備を目指します。

【西海岸の親水性を活かした魅力の創出】

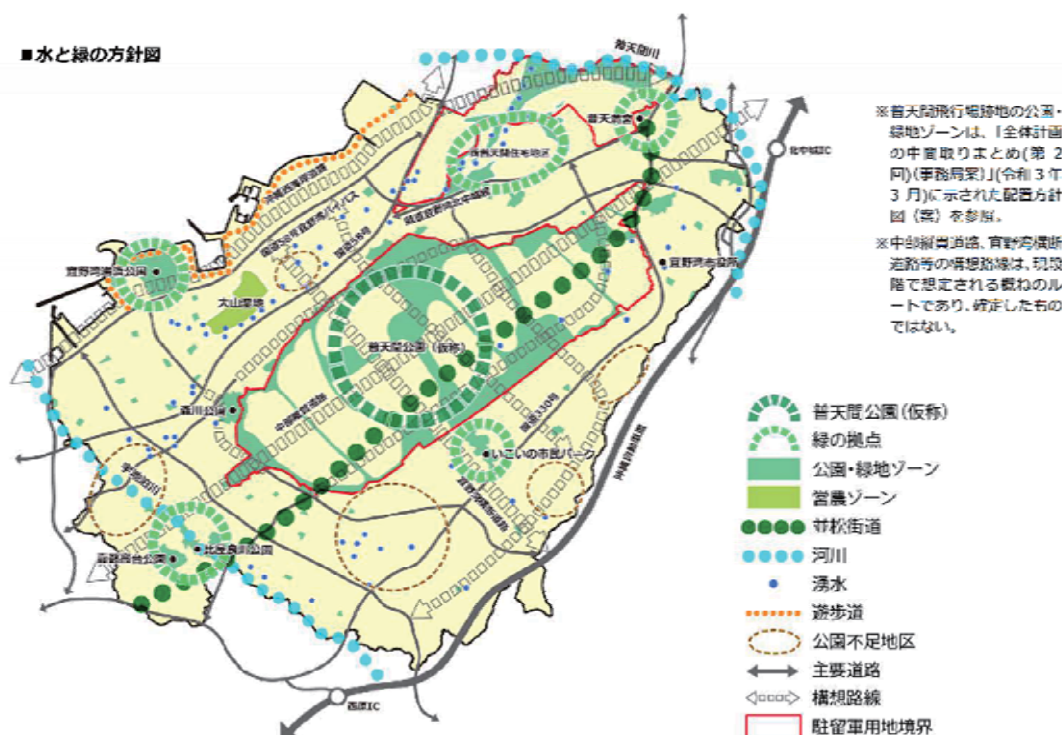
- 本市の西海岸一帯は、コンベンション・リゾート拠点として国際交流や観光機能の更なる強化が期待されています。海に面する親水性を活かし、沖縄コンベンションセンターや宜野湾海浜公園などの既存集客機能と、仮設避難港における新たな観光リゾート機能とのネットワーク化など、西海岸エリアの更なる魅力の創出に向けた総合的な取組みを推進します。

- 西海岸エリアでは、北谷町及び浦添市も含めたコンベンション・リゾート拠点一帯の回遊性を高めるため、自転車を活用したネットワークの形成や本市西海岸と北谷町との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナード（自転車道等）の整備、自転車レーンの設置や民間事業者との連携によるシェアサイクルの推進及びサイクルポートの設置拡大などに取り組みます。
- ハード・ソフトの両面から、安全・安心・快適な自転車利用に向けた環境づくりを推進し、市民や観光客の利便性向上と交流促進によるにぎわいの創出に取り組みます。また、宇地泊海岸地域においては、海岸地域整備事業等を促進するなど、ウォーターフロントとしての魅力づくり等について検討します。
- 安全・安心で良好な景観を有する親水空間の創出に向けて、関係機関との連携を図りながら、老朽護岸の改修など西海岸一帯の護岸整備を促進します。

【湧水の保全・活用】

- 石灰岩台地の地下に発達する地下水系は本市の貴重な地域資源であり、市内に点在する湧水をはじめ、大山地区の田芋畑や水生生物の生息・生育環境など、本市の風土を育む要素となっています。土地区画整理事業の実施や基地跡地利用をはじめ、湧水周辺の土地利用にあたっては、地域特有の水循環の保全・活用に取り組みます。

■水と緑の方針図



③ 宜野湾市景観計画（平成27年11月策定）

計画期間：平成27年から10年をめどに見直し予定

＜景観づくりの基本目標（将来像）＞

みんなで守り、創り、育む
美しさと風格を備えた「ねたての景観づくり」

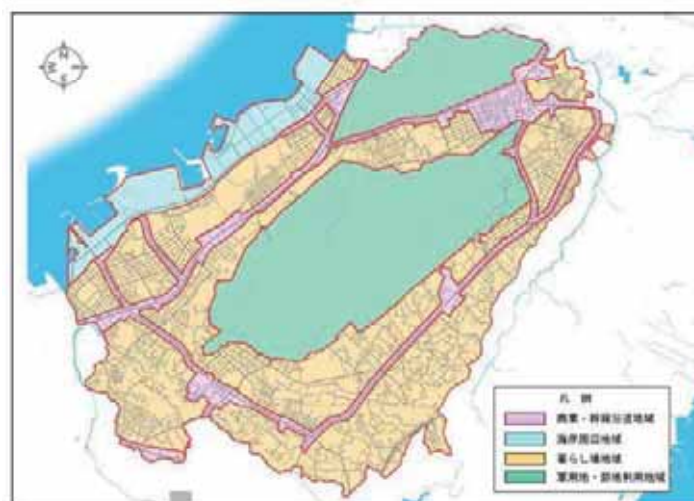
＜景観づくりの基本方針＞

1. 宜野湾らしい地形・自然を活かした潤いと安らぎのある景観づくりを目指します。
 - (1) まちの骨格を成す水と緑の保全
 - (2) 美しく伸びやかな眺望の保全
2. 市民が誇りに思える宜野湾らしい顔のある景観づくりを進めます。
 - (1) 中核都市としてふさわしい、賑わいのある景観の創出
 - (2) 宜野湾を感じさせる多彩な景観の保全・魅力化
3. 市民が愛着を持って快適に暮らせる景観づくりを進めます。
 - (1) 快適に暮らせる市街地景観の創出
 - (2) 各地域の個性を活かした景観づくり
4. 一人ひとりが主役となって協働する景観づくりを進めます。

＜景観計画区域の地域区分＞

- ・ 地域の特性に応じた景観づくりを行うため、景観計画区域を4つの地域に区分し、景観づくりを進めます。
- ・ なお、地域区分については、都市計画上の区分を前提としながら、地形・自然や土地利用のまとまりを考慮しています。

地 域	都市計画上の区分
商業・幹線沿道地域	・ 商業地域 ・ 近隣商業地域（海岸周辺以外） ・ 準住居地域 ・ 第2種住居地域
海岸周辺地域	・ 近隣商業地域（海岸周辺） ・ 準工業地域（海岸周辺）
暮らし場地域	・ 住居系用途地域（準住居地域・第2種住居地域以外） ・ 準工業地域（海岸周辺以外） ・ 市街化調整区域（軍用地以外）
軍用地・跡地利用地域	・ 軍用地



＜地域別の景観づくりの方針＞

商業・幹線道路沿道地域

市内外の多くの人が車で快適に移動したり、歩いて楽しめる景観づくりを進めます。

- (1) 美しく品のある沿道景観づくり
- (2) 連続性・拠点性の高い賑わいのある景観づくり
- (3) 地域固有の成り立ちを活かした個性的な景観づくり

海岸周辺地域

美しい海を身近に感じながら、快適に遊び、働き、過ごせる景観づくりを進めます。

- (1) 海を活かした潤いを感じる景観づくり
- (2) 個性的で質の高いリゾート景観づくり
- (3) 働きやすく快適に過ごせる産業景観づくり

暮らし場地域

特色ある地形・自然や歴史・文化を活かしながら、快適に暮らせる景観づくりを進めます。

- (1) 水・緑・眺望を活かした景観づくり
- (2) 緑豊かで安らぎを感じる景観づくり
- (3) 地域固有の成り立ちを活かした個性的な景観づくり

軍用地・跡地利用地域

明るい未来を拓く新しいまちの顔としてふさわしい景観づくりを進めます。

- (1) 土地の記憶・特徴を活かした景観づくり
- (2) 宜野湾を象徴したまちづくりと連携した良好な景観づくり
- (3) 県民参加型の計画的な景観づくり

＜多様な要素を活かした景観づくりの方針＞

- ・上記の4つの地域区分を超えて存在し、本市の景観を構成する重要な要素となっている緑や水辺の方針を定めます。

●緑の連なり

緑のまとまりや連続性を大切に、美しく安らぎを感じる景観づくりを進めます。

●水の連なり

自然豊かで美しく、人と水の触れ合いのある景観づくりを進めます。

●道の連なり

美しさ、個性、連続性があり、楽しく快適に通行できる景観づくりを進めます。

●眺望の広がり

美しい海や斜面緑地、空を居心地良く眺めることのできる景観づくりを進めます。

【宜野湾市景観計画による景観形成基準】

景観形成基準は、良好な景観形成のため、建築行為等を行う際に最低限遵守すべき事項を定めたものです。

以下、景観形成基準のうち、緑化等に関する事項を整理します。

行為	緑化に関する基準等		
建築物の建築等 工作物の建設等	・以下の基準により緑化を行うこと。		
	地域区分	緑化面積	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の 5%以上	緑化面積 20 m ² あたり、中高木となる樹木を 1 本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の 15%以上	
	くらし場地域	敷地面積の 10%以上	
	延べ面積 1,500 m ² 超の宿泊施設及び商業施設	上記に 5%を上乗せ	
・緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見えること。			
・敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育に良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。			
・壁面や屋上等で緑化を行う場合は、道路等の公共空間から見えるように工夫すること。			
開発行為、土地の形質の変更	・以下の基準により緑化を行うこと。		
	地域区分	緑化面積	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の 5%以上	緑化面積 20 m ² あたり、中高木となる樹木を 1 本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の 15%以上	
	くらし場地域	敷地面積の 10%以上	
	・緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見えること。		
・敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育に良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。			
木竹の伐採	・伐採は必要最小限とすること。		
	・伐採の位置を工夫し、道路等の公共空間から目立たないようにすること。		
	・伐採後は、植林等の代替措置を講じ、緑の回復に努めること。		

資料：宜野湾市景観計画

④ 宜野湾市地域防災計画（平成28年3月）

計画期間：災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討（実際の災害や防災訓練等を通じた内容の検証）を加え、必要があると認めたときはこれを修正。

＜防災対策の基本方針＞

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとします。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関と住民・事業者等が一体となって最善の対策をとるものとします。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、各段階における基本方針を、以下のとおり設定します。

- 1 周到かつ十分な「災害予防対策」
- 2 迅速かつ円滑な「災害応急対策」
- 3 適切かつ速やかな「災害復旧・復興対策」
- 4 その他（各段階共通）

＜地震・津波に強いまちづくりのための計画＞

第2 都市基盤の整備（建設部・消防本部）

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部等の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進します。

ウ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化します。

オ 防災拠点機能の確保

広域避難地や一時避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進します。

3 地震火災の予防

(1) 地震火災予防の基本方針

ウ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成し、安全な防災都市の創出を誘導します。

3. 本市のみどりの現況

(1) みどりの分布状況

宜野湾市では、軍用地を除く大部分の地域で市街地が形成されており、市街地内のまとまったみどりは「伊佐から大謝名にかけての斜面緑地」や「大山湿地のみどり」、「森川公園周辺のみどり」、「嘉数高台公園周辺のみどり」など数少なくなっています。これらのまとまったみどりには、前述のとおり、動植物の注目種が生息していることが確認されています。その他の市街地内のみどりについては宅地開発等により減少している箇所もみられます。

また、軍用地である普天間飛行場やキャンプ瑞慶覧、返還され跡地利用が進められている西普天間住宅地区跡地には、既成市街地と比べて多くのみどりが残っています。



図1-3 航空写真

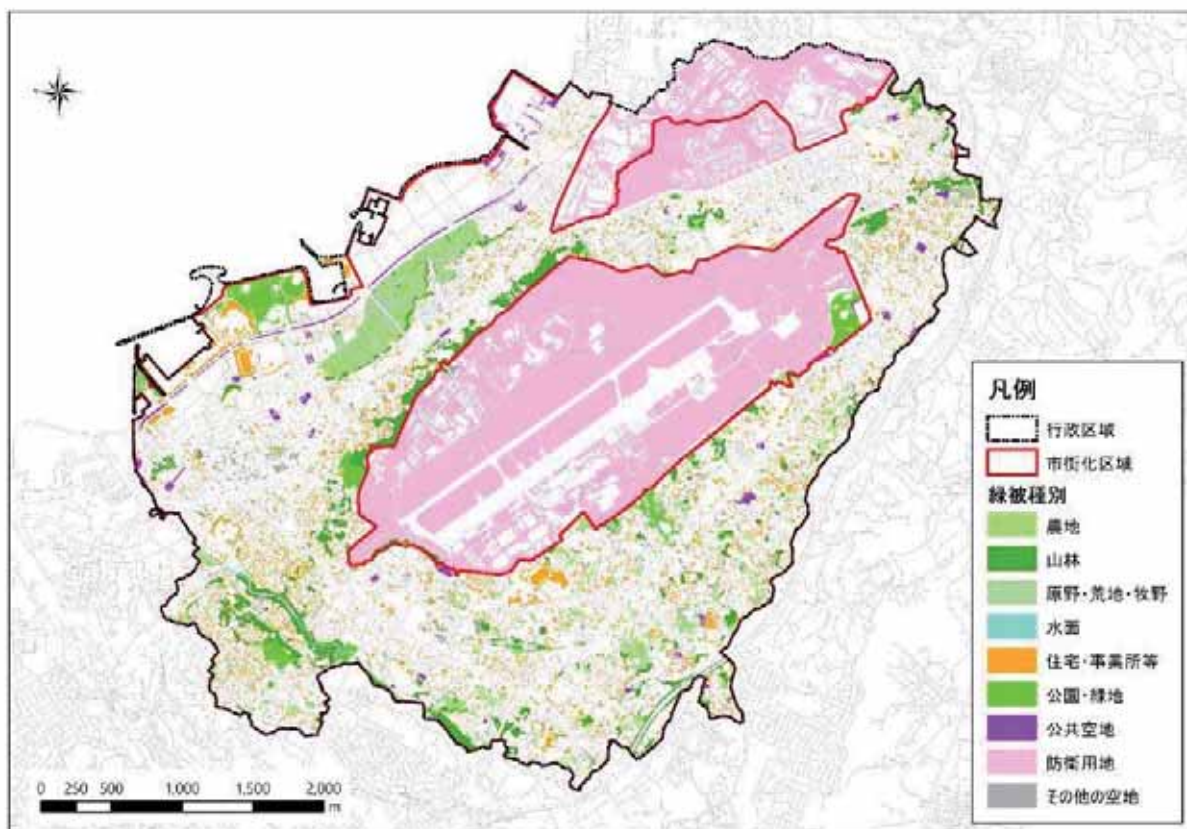


図1-4 緑被現況図

表1-1 緑被現況図凡例の説明

種 別	面積 (ha)	都市計画基礎調査 土地利用現況データ (GIS) との重ね合わせ	備 考
農地	49.4	田、畑	
山林	73.6	山林	建物や構造物を除く
原野・荒野・牧野	58.9	原野・荒野・牧野、その他（海浜等）	建物や構造物を除く
水面	2.3	水面	航空写真で判読できないものを含む
敷地内の緑	103.2	住宅用地、併用住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、文教厚生用地	建物や構造物を除く アスファルトなど人工被覆を除く
公共空地	11.6	公共	建物や構造物を除く アスファルトなど人工被覆を除く
公園・緑地の緑	27.6	公園・緑地	樹林・草地・裸地のみ抽出
その他の空地	18.9	その他の空地	建物や構造物を除く アスファルトなど人工被覆を除く
防衛用地の緑	420.9	防衛用地	樹林・草地・裸地のみ抽出
合計	766.4		

※緑被の抽出方法

- ・GIS上で「航空写真画像データ」と「宜野湾市デジタルマッピングデータ」、「沖縄県都市計画基礎調査土地利用現況データ」を重ね合わせて表示する。
- ・「航空写真画像データ」を目視し、「土地利用現況データ」を加工して緑被と考えられる部分の図形データを作成する。

資料：宜野湾市みどりの風景づくり推進事業調査業務報告書（令和2年3月）

(2) 施設緑地の現況

① 都市公園

本市には51の公園（街区公園38箇所、近隣公園8箇所、地区公園3箇所、運動公園1箇所、都市緑地1箇所）が位置づけられており、そのうち39箇所（街区公園31箇所、近隣公園3箇所、地区公園3箇所、運動公園1箇所、都市緑地1箇所）が供用開始済み（整備中含む）となっています。

面積でみると、計画面積（都市計画決定されていない都市公園部分を含む）は、街区公園10.48ha、近隣公園15.07ha、地区公園17.30ha、運動公園15.80ha、都市緑地0.06haであり、供用開始済み面積は、街区公園7.83ha（計画面積の74.7%）、近隣公園5.21ha（34.6%）、地区公園10.82ha（62.5%）、運動公園15.80ha（100%）、都市緑地0.06ha（100%）であり、近隣公園の整備率が低くなっています。

表1-2 都市公園の状況

	計画		供用開始済		整備率（%）		住民1人あたり面積（㎡）	
	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積	計画	供用開始済
街区公園	38	10.48	31	7.83	81.6	74.7	1.05	0.78
近隣公園	8	15.07	3	5.21	37.5	34.6	1.50	0.52
地区公園	3	17.30	3	10.82	100.0	62.5	1.73	1.08
運動公園	1	15.80	1	15.80	100.0	100.0	1.58	1.58
都市緑地	1	0.06	1	0.06	100.0	93.8	0.01	0.01
合計	51	58.71	39	39.71	76.5	67.6	5.86	3.96

資料：公園台帳（2021年9月）、住民基本台帳（2021年9月）

表1-3 （参考）都市公園の種類

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。（参考：誘致距離の標準250m [※] ）
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積2haを標準として配置する。（参考：誘致距離の標準500m [※] ）
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積4haを標準として配置する。（参考：誘致距離の標準1km [※] ）
運動公園		都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。

資料：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 ホームページ抜粋加工

※誘致距離の標準：従来、都市公園法施行令に規定されていたもの（平成15年3月28日より廃止）

住区基幹公園※¹の配置状況をみると、市内の大半は誘致圏に含まれています。海岸沿いの工業地等で誘致圏外となっている他、市域南部の市街地が誘致圏外となっています。

また、近隣公園には未整備となっているものが多く、米軍基地北側の市街地では、誘致圏から外れている地域も多く存在しています。

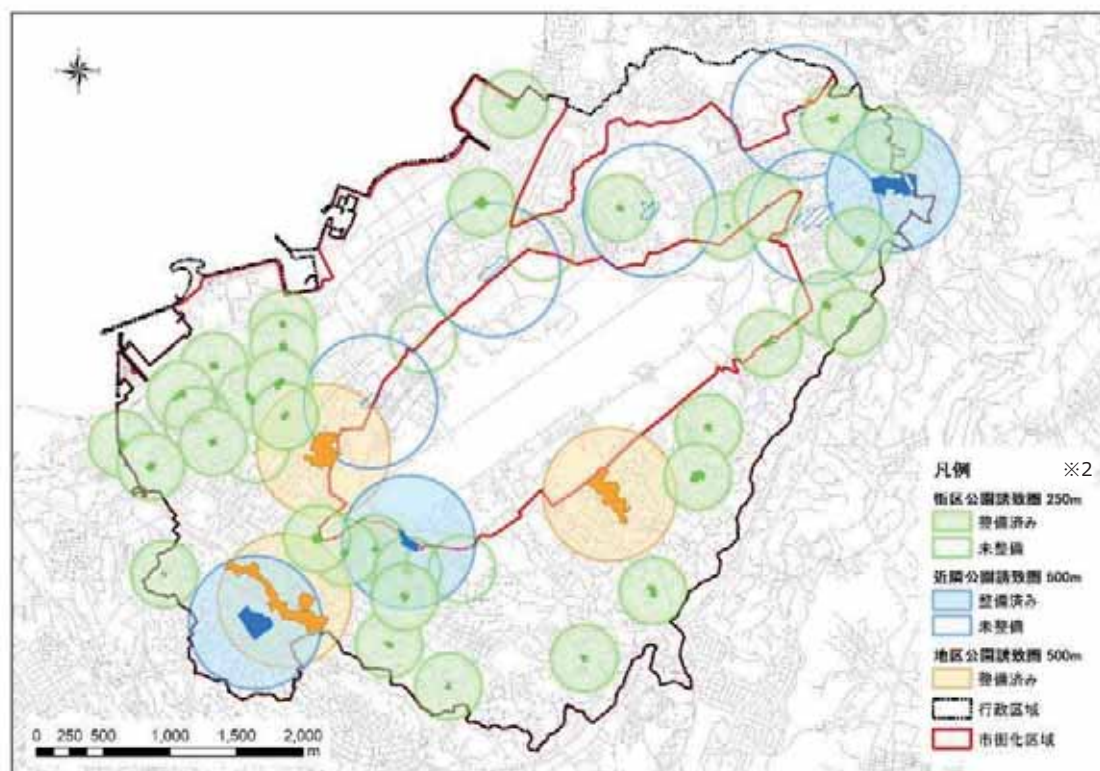


図1-5 住区基幹公園と誘致圏の状況

資料：沖縄県都市計画基礎調査（平成 29 年度）に基づき加工

※1：主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

※2：上記各公園誘致圏については、街区公園は 250m とし、近隣公園及び地区公園は、高齢者の一般的な徒歩圏である 500m とする。（p.25 表 1-3 参照）

② その他の公園

本市には、都市公園のほかに、住宅供給公社からの移管による公園が7箇所、開発による公園が13箇所、区画整理等による緑地帯が13箇所、その他公園・遊歩道が3箇所整備されており、供用面積の合計は13,930㎡（約1.4ha）となっています。

表1-4 その他の公園の状況

	供用開始済	
	箇所数	面積 (㎡)
住宅供給公社移管による公園	7	3,371
開発による公園	13	3,097
区画整理等による緑地帯	13	4,899
その他公園・遊歩道	3	2,563
合計	36	13,930

資料：宜野湾市海浜公園等指定管理者施設一覧表（平成31年3月）

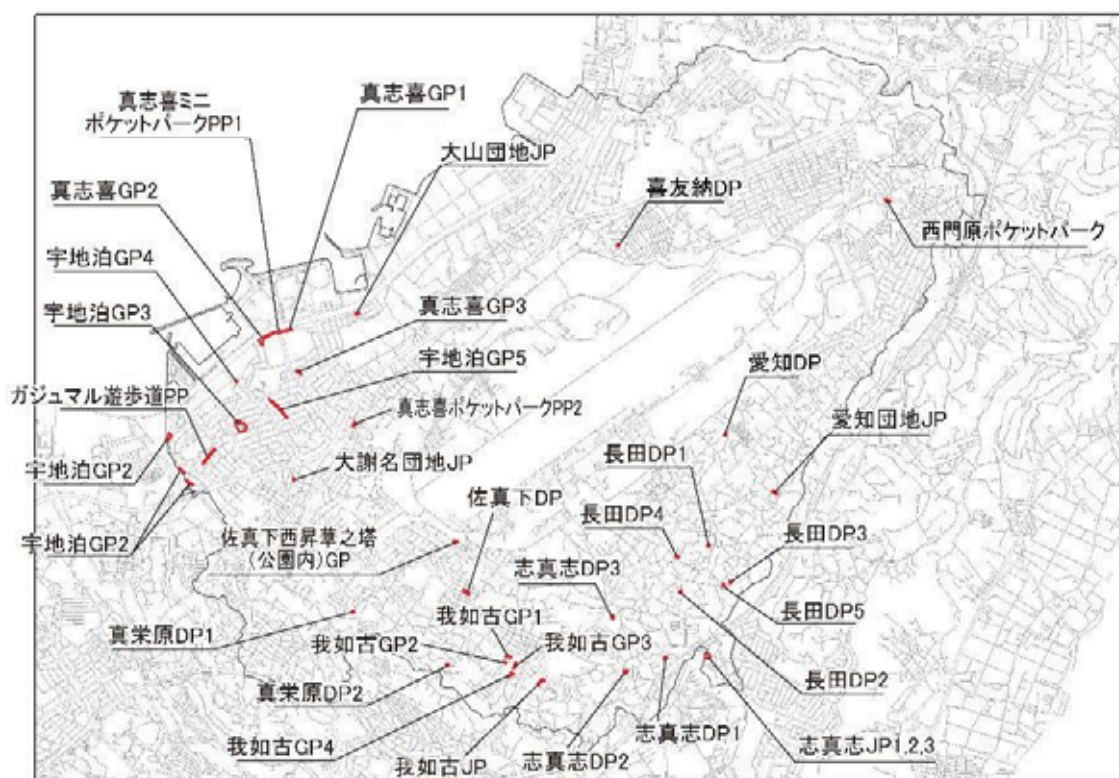


図1-6 その他の公園位置図

資料：宜野湾市その他公園位置図（施設管理課提供資料）

③ 公共施設緑地

市内の主な公共施設緑地としては、公立学校オープンスペース 15.4ha、公共グラウンド等 5.1ha、宜野湾港マリーナ 4.0ha、その他公共施設内緑地 7.9ha の計 32.4ha があげられます。

(3) 地域制緑地の現況

市内では、河川法に基づく河川区域 2.1ha、森林法に基づく地域森林計画対象民有林 85.2ha の合計 87.3ha の地域制緑地が指定されています。

表1-5 地域制緑地の状況

区分	面積 (ha)	備考
河川区域 (河川法)	2.1	図上計測
地域森林計画対象民有林 (森林法)	85.2	都市計画基礎調査
合計	87.3	

資料：沖縄県都市計画基礎調査（平成 30 年度）、航空写真、図上計測

※図上計測は、沖縄県都市計画基礎調査 GIS データによる面積

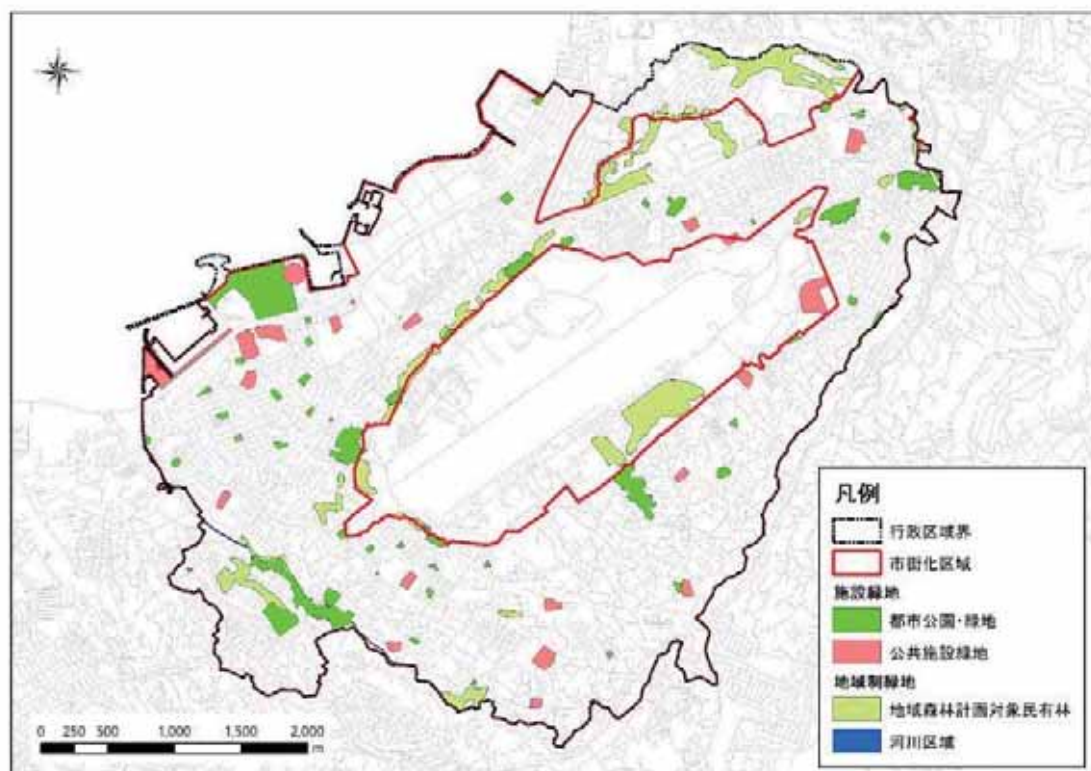


図1-7 緑地現況総括図

資料：沖縄県都市計画基礎調査 GIS データ（「都市公園・緑地」：平成 29 年度、「地域森林計画対象民有林」：平成 28 年度）、航空写真、図上計測

4. みどりに関する市民意向

(1) 調査概要

「緑の基本計画」の見直しにあたり、市民ニーズを把握し、今後の施策展開に役立てることを目的としてアンケート調査を以下のとおり実施しました。

調査対象	: 宜野湾市内在住の20歳以上から、3,000人を無作為抽出。
配布・返信方法	: 郵送にて配布。市都市計画課宛へ返信（料金受取人払い）。
実施期間	: 令和元年11月21日～12月9日（19日間）
回収数	: 587票（回収率19.6%）

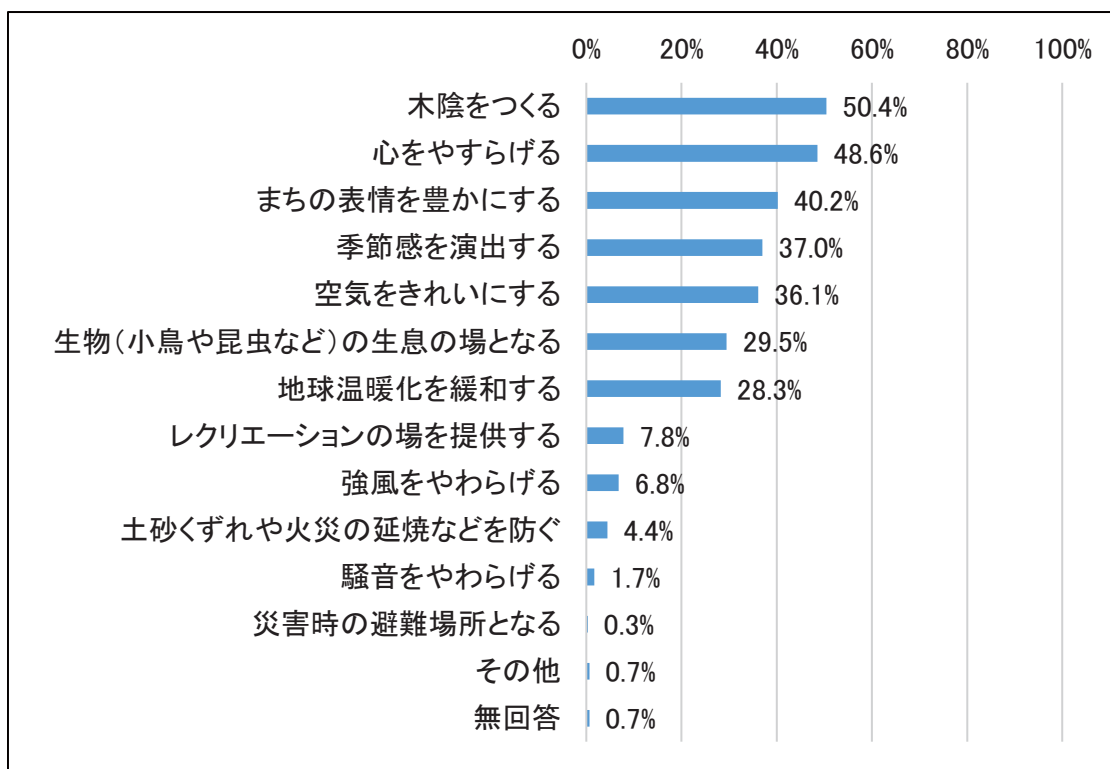
(2) アンケート集計結果

主な設問項目についての回答結果を以下に示します。

① みどり全般について

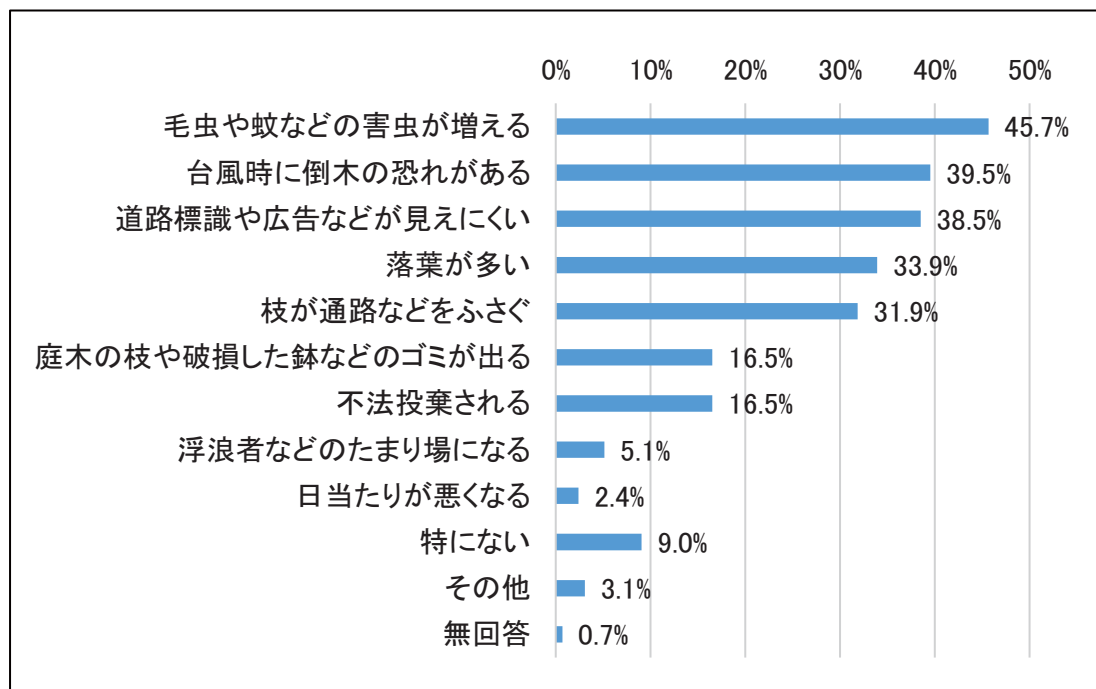
1) みどりがあって好ましい点（3つまで回答）

みどりがあって好ましい点は、「木陰をつくる」が296件（50.4%）と最も多くなっており、次いで「心をやすらげる」が285件（48.6%）となっています。



2) みどりがあって困る点（3つまで回答）

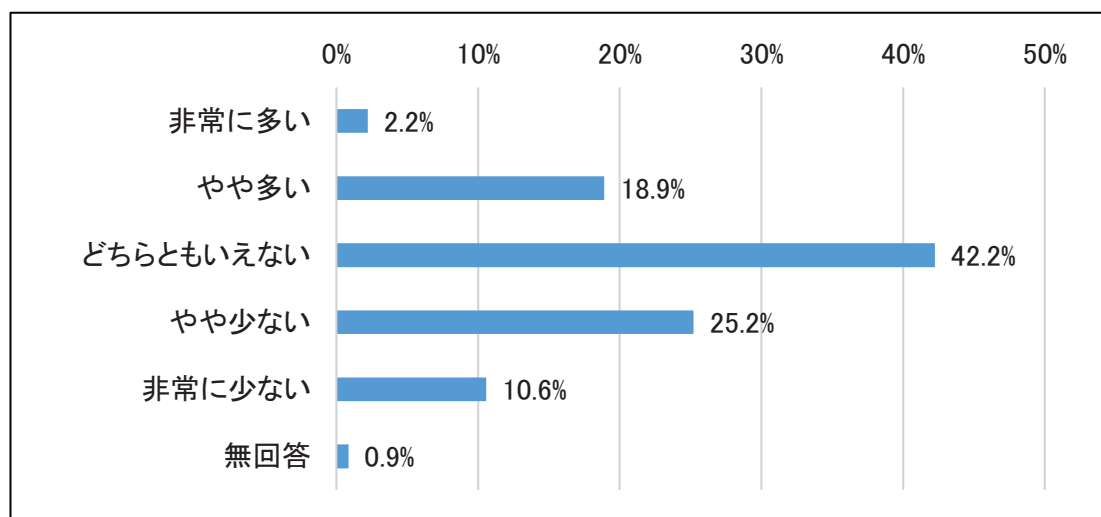
みどりがあって困る点は、「毛虫や蚊などの害虫が増える」が268件（45.7%）と最も多くなっており、次いで「台風時に倒木の恐れがある」が232件（39.5%）となっています。



② 市内のみどりについて

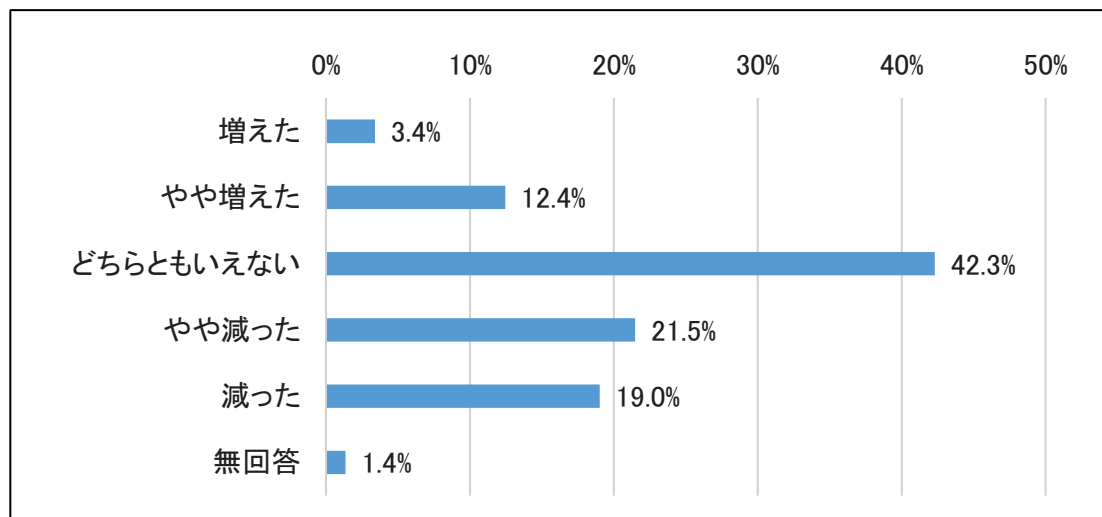
1) 市内のみどりの量について

みどりの量は、「非常に少ない」（10.6%）と「やや少ない」（25.2%）の合計が35.8%で、「非常に多い」（2.2%）と「やや多い」（18.9%）の合計21.1%を上回っており、みどりが少ないと感じている人が多いことが伺えます。



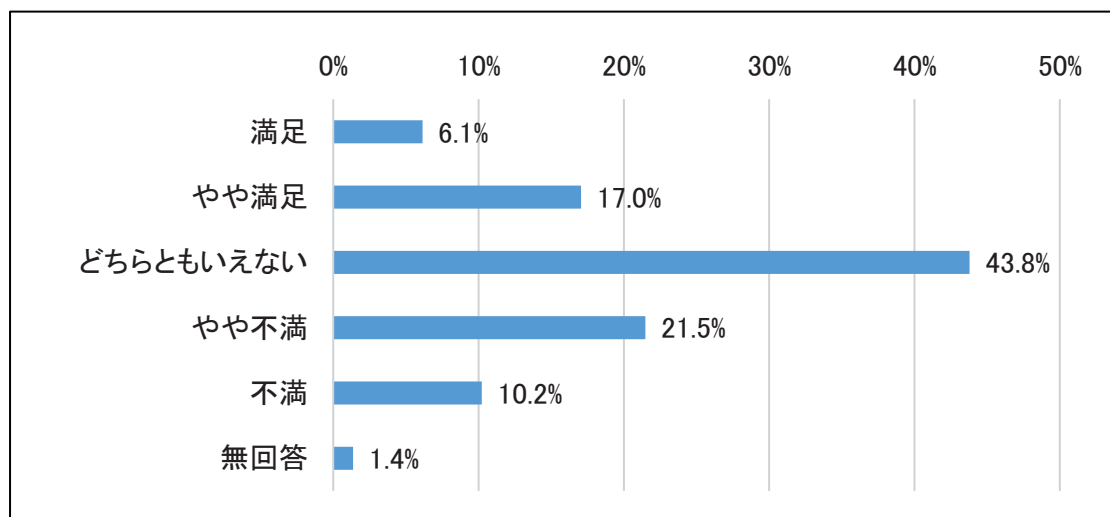
2) みどりの経年比較

10年前と比べた市内のみどりは、「減った」(19.0%)と「やや減った」(21.5%)の合計が40.5%で、「増えた」(3.4%)と「やや増えた」(12.4%)の合計15.8%を上回っており、みどりが減少している状況が伺えます。



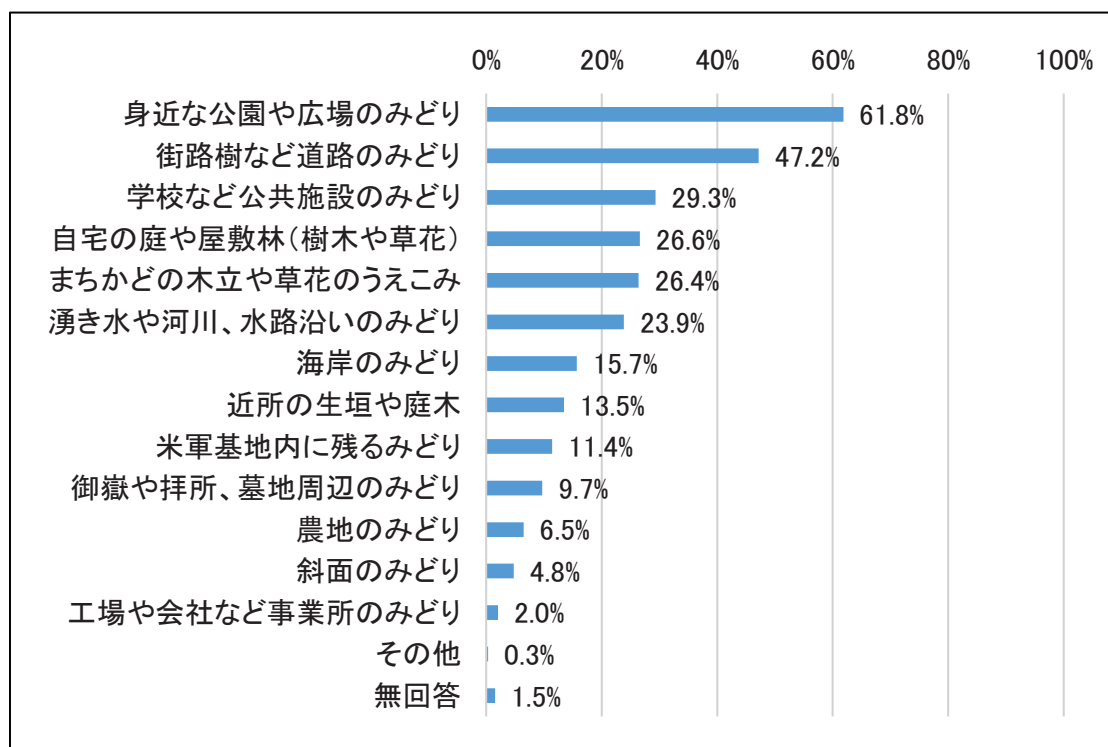
3) みどりの満足度

みどりの満足度は、「不満」(10.2%)と「やや不満」(21.5%)の合計が31.7%で、「満足」(6.1%)と「やや満足」(17.0%)の合計23.1%を上回り、満足度が低いことが伺えます。



4) 好ましいみどり

好きなみどりは、「身近な公園や広場のみどり」が363件（61.8%）と最も多くなっており、次いで「街路樹など道路のみどり」が277件（47.2%）となっています。



また、市内で最も好きなみどりの場所として、以下のような回答が挙げられています。
（複数の回答があったもの、五十音順）

<公園>

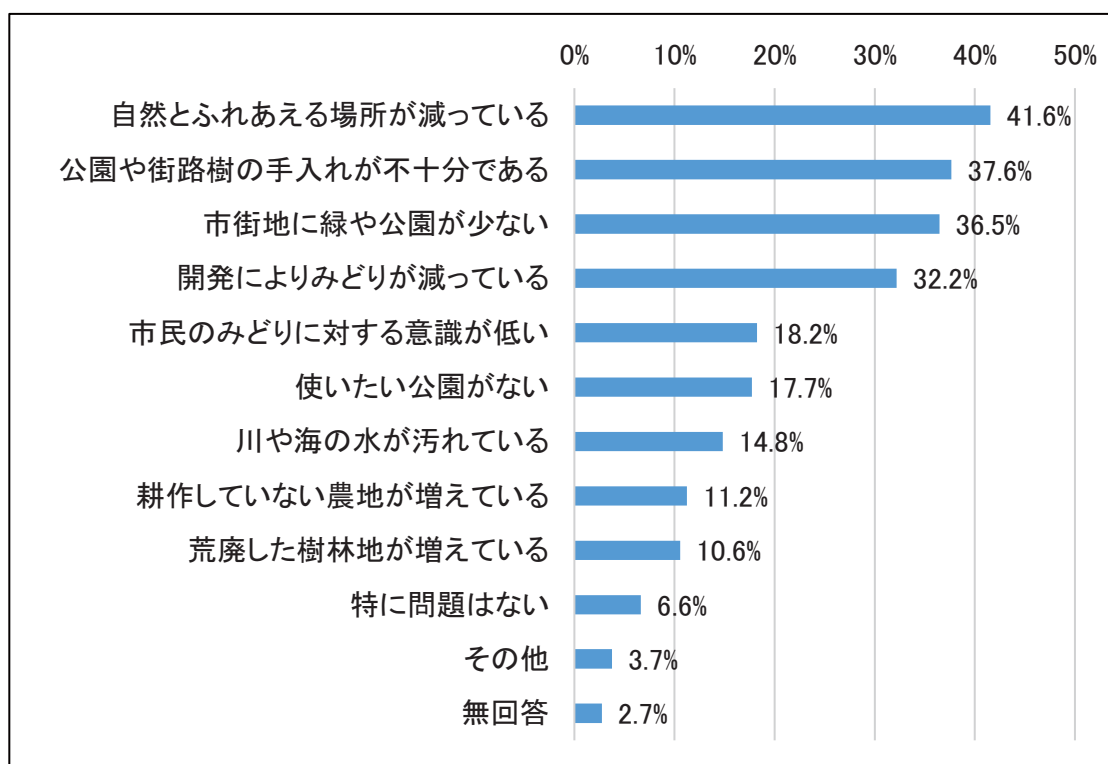
- ・ いこいの市民パーク
- ・ 嘉数高台公園
- ・ きさらぎ児童公園
- ・ 宜野湾海浜公園
- ・ 野嵩第一公園
- ・ 比屋良川公園
- ・ 森川公園
- ・ わかたけ児童公園 など

<公園以外>

- ・ 大山田いも畑
- ・ 宜野湾バイパス
- ・ でいご通り（伊佐から普天間にかけての街路樹）
- ・ 長田交差点の花壇
- ・ 普天満宮周辺
- ・ ふんしんせせらぎ通り など

5) みどりの問題点

みどりの問題点は、「自然とふれあえる場所が減っている」が244件(41.6%)と最も多くなっており、次いで「公園や街路樹の手入れが不十分である」が221件(37.6%)となっています。



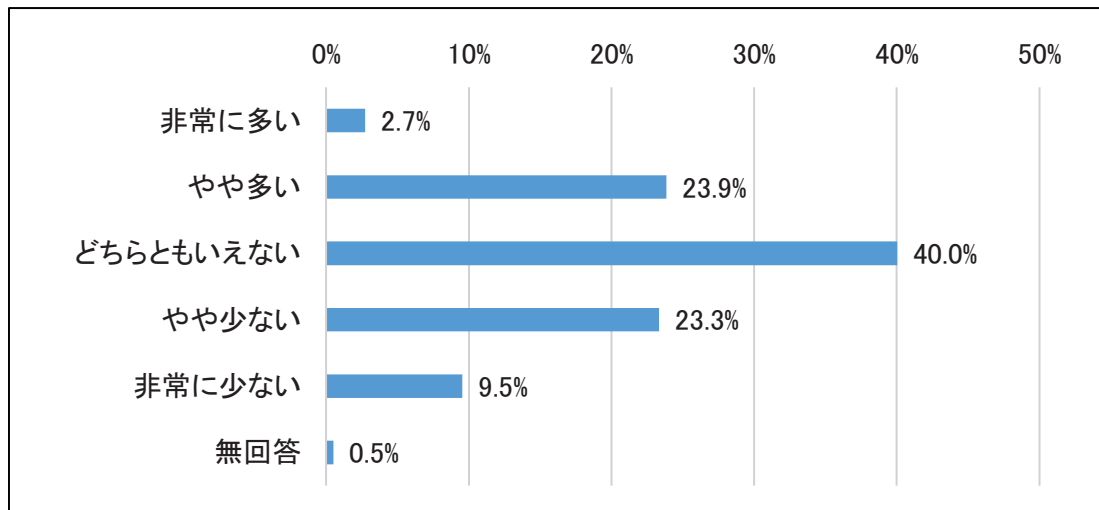
また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・歩道に日陰が少なく、暑い夏の日には日差しがきつくて歩くのがつらい
- ・道路沿いの雑草
- ・街路樹や公共施設の植栽が黒木ばかりで、緑陰をつくるような樹冠の大きな樹木が少ない
- ・市役所前の樹木の伐採 など

③ 身近なみどりについて

1) お住まいの地区のみどりの量

地区のみどりの量は、「どちらともいえない」が235件（40.0%）と最も多くなっており、次いで「やや多い」が140件（23.9%）となっています。



地区別では、「非常に多い」・「やや多い」の割合が高いのは嘉数、神山、大山となっており、一方で、「非常に少ない」・「やや少ない」の割合が高いのは赤道、我如古、喜友名となっています。

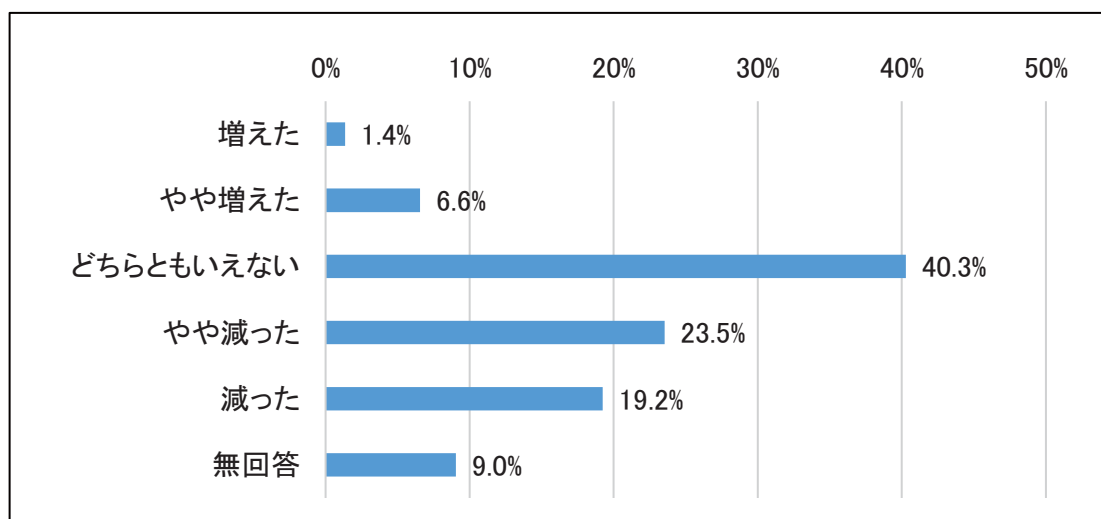
割合：%

地区名	「非常に多い」+ 「やや多い」		どちらとも いえない		「やや少ない」+ 「非常に少ない」		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
愛知	4	14	15	52	10	34	29	100
赤道	0	0	8	50	8	50	16	100
安仁屋	0	0	0	0	0	0	0	0
新城	3	18	8	47	6	35	17	100
伊佐	3	14	10	45	9	41	22	100
上原	6	40	4	27	5	33	15	100
宇地泊	6	19	12	39	13	42	31	100
大謝名	10	23	20	45	13	30	44	100
大山	21	45	19	40	7	15	47	100
嘉数	24	69	9	26	2	6	35	100
神山	4	67	1	17	1	17	6	100
我如古	6	12	20	38	26	50	52	100
喜友名	2	13	6	38	8	50	16	100
宜野湾	9	23	15	38	15	38	40	100
佐真下	1	25	2	50	1	25	4	100
志真志	5	21	9	38	10	42	24	100
中原	0	0	0	0	0	0	0	0
長田	6	20	14	47	10	33	30	100
野嵩	18	40	16	36	11	24	45	100
普天間	2	12	8	47	7	41	17	100
真栄原	7	18	13	33	19	49	39	100
真志喜	14	38	18	49	5	14	37	100
無回答	5	24	8	38	7	33	21	100
合計	156	27	235	40	193	33	587	100

※無回答を除いており、合計が100%にならない場合があります。

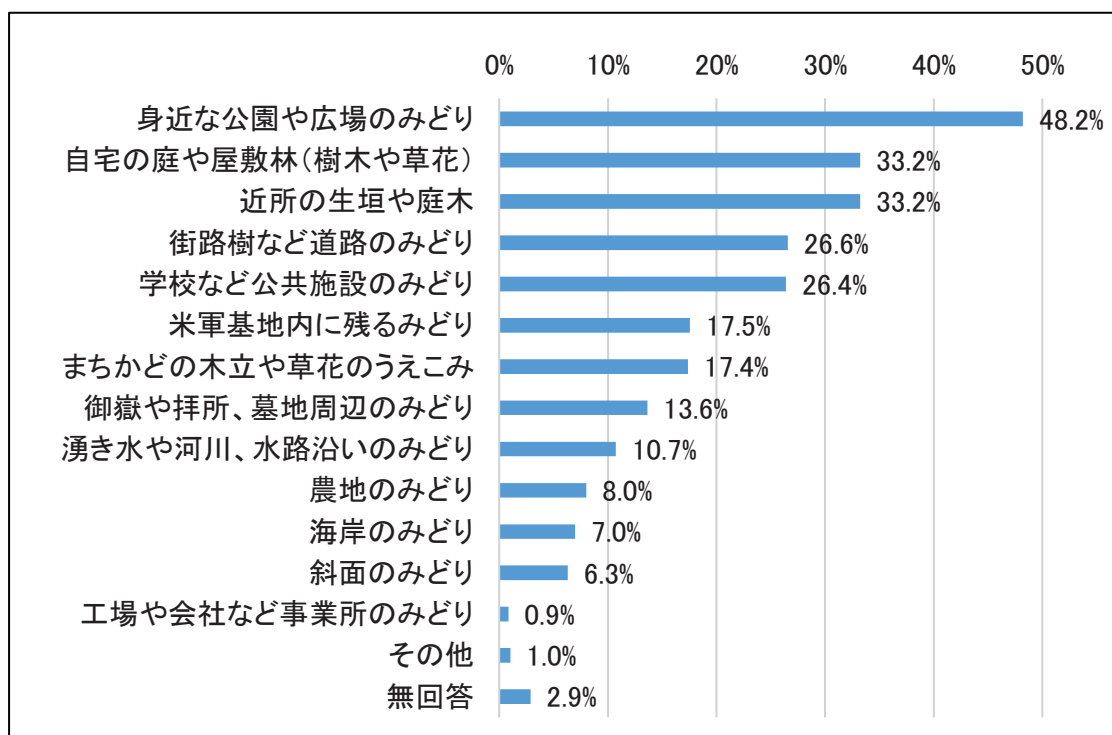
2) お住まいの地区のみどりの経年変化

地区のみどりの経年比較は、どちらともいえないが 178 件（40.3%）と最も多くなっており、次いでやや減ったが 104 件（23.5%）となっています。



3) お住まいの地区でみどりを感じるもの

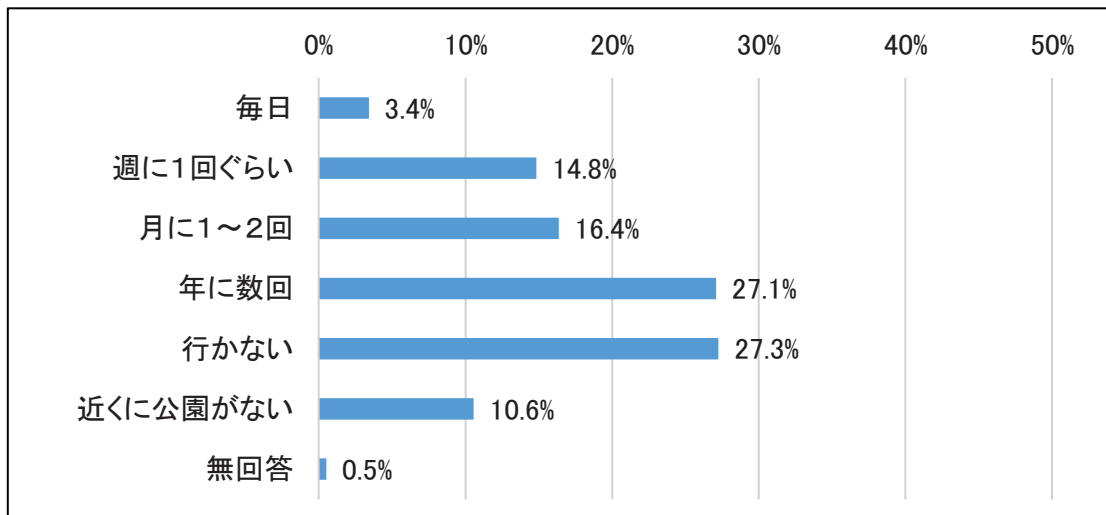
みどりを感じるものは、「身近な公園や広場のみどり」が 283 件（48.2%）と最も多くなっており、次いで「自宅の庭や屋敷林（樹木や草花）」、「近所の生垣や庭木」が 195 件（33.2%）となっています。



④ 公園について

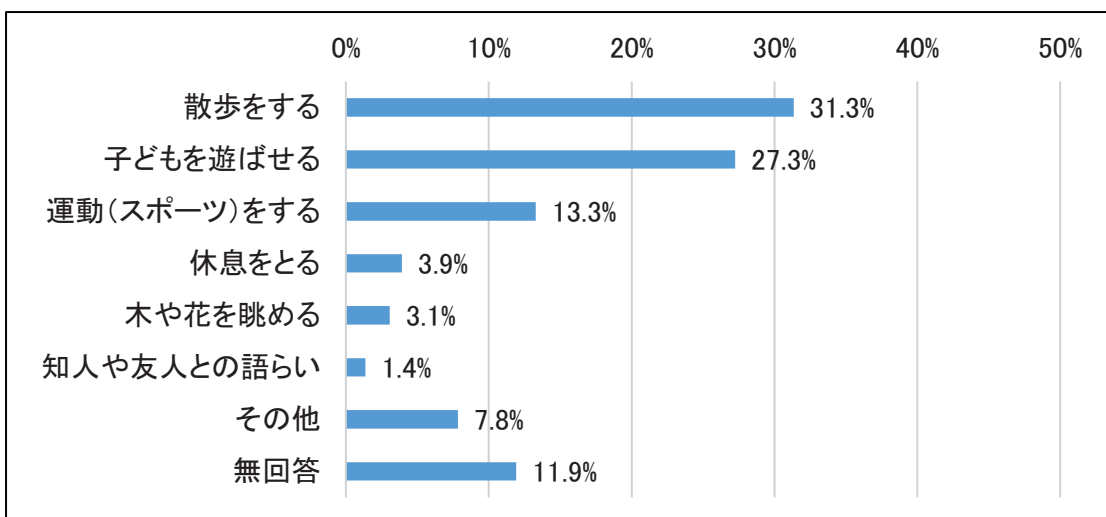
1) 公園に行く頻度

公園訪問頻度は、「行かない」が160件（27.3%）と最も多くなっており、次いで「年に数回」が159件（27.1%）となっています。



2) 公園に行く目的

公園に行く目的は、「散歩をする」が184件（31.3%）と最も多くなっており、次いで「子どもを遊ばせる」が160件（27.3%）となっています。

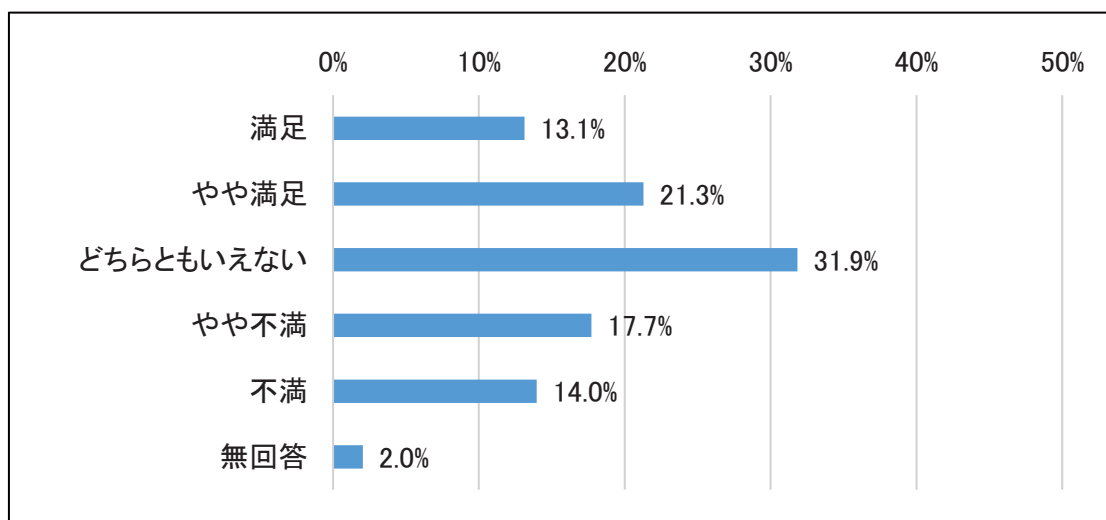


また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・ウォーキング
- ・働いている保育園の子供達と一緒に散歩に出かける
- ・外出のついでに立寄る
- ・孫を遊ばせる
- ・犬の散歩 など

3) お住まいの地区における公園の満足度

お住まい地区の公園に対する満足度は、「どちらともいえない」が187件(31.9%)と最も多くなっており、次いで「やや満足」が125件(21.3%)となっています。



地区別では、「満足」・「やや満足」の割合が高いのは神山、真志喜、愛知となっており、一方で、「不満」・「やや不満」の割合が高いのは新城、喜友名、志真志となっています。

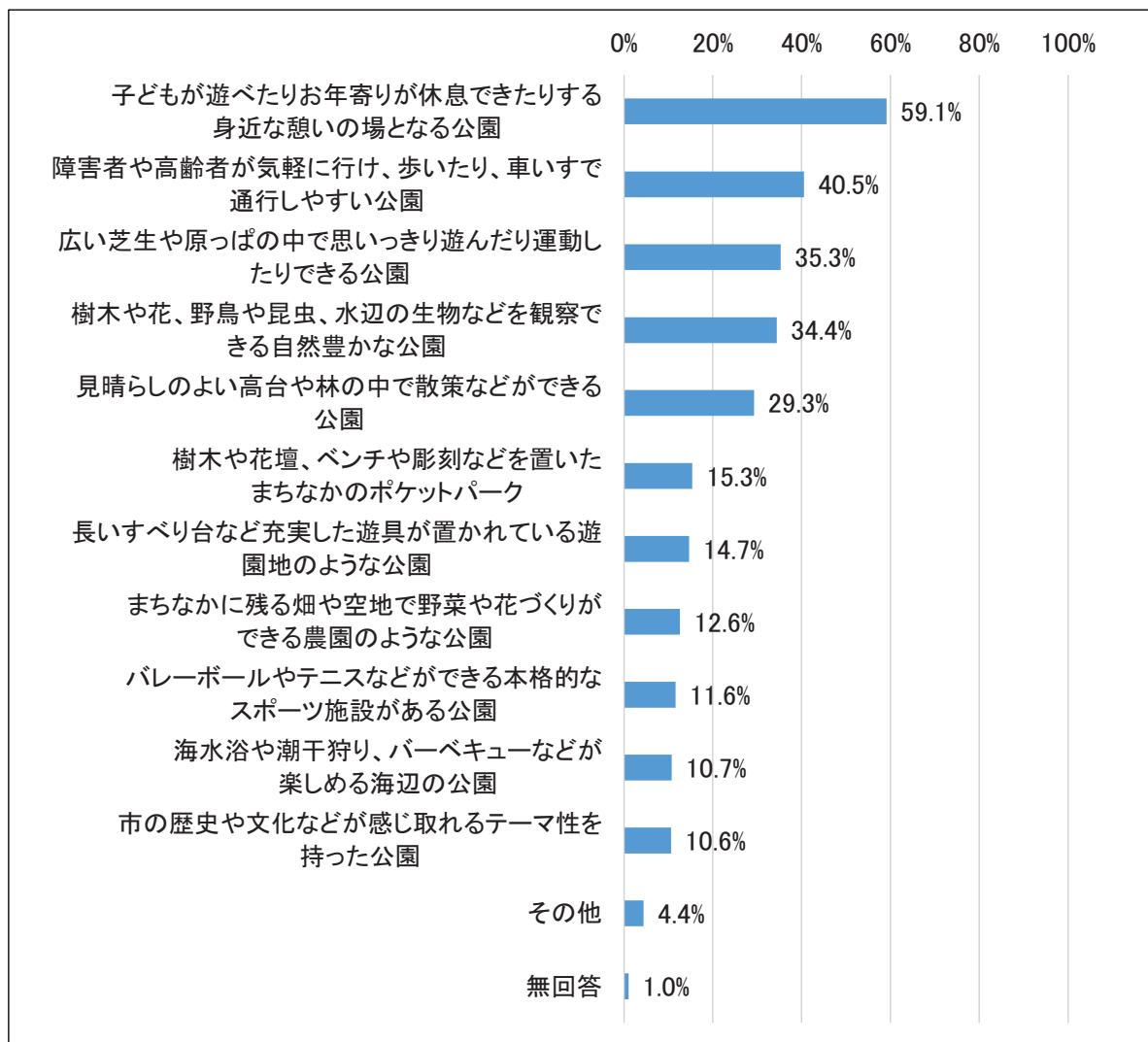
割合: %

地区名	「満足」+ 「やや満足」		どちらとも いえない		「やや不満」+ 「不満」		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
愛知	17	59	9	31	3	10	29	100
赤道	6	38	6	38	4	25	16	100
安仁屋	0	0	0	0	0	0	0	0
新城	1	6	5	29	10	59	17	100
伊佐	8	36	11	50	3	14	22	100
上原	7	47	4	27	4	27	15	100
宇地泊	17	55	5	16	9	29	31	100
大謝名	9	20	22	50	13	30	44	100
大山	14	30	15	32	18	38	47	100
嘉数	13	37	15	43	7	20	35	100
神山	5	83	1	17	0	0	6	100
我如古	9	17	16	31	27	52	52	100
喜友名	0	0	2	13	9	56	16	100
宜野湾	20	50	12	30	7	18	40	100
佐真下	2	50	2	50	0	0	4	100
志真志	4	17	7	29	13	54	24	100
中原	0	0	0	0	0	0	0	0
長田	7	23	12	40	11	37	30	100
野嵩	13	29	18	40	13	29	45	100
普天間	3	18	3	18	9	53	17	100
真栄原	14	36	9	23	16	41	39	100
真志喜	24	65	7	19	6	16	37	100
無回答	9	43	6	29	4	19	21	100
合計	202	34	187	32	186	32	587	100

※無回答を除いており、合計が100%にならない場合があります。

4) 市内にあるとよいと思う公園

市内にあるとよいと思う公園は、「子どもが遊べたりお年寄りが休憩できたりする身近な憩いの場となる公園」が347件（59.1%）と最も多くなっており、次いで「障害者や高齢者が気軽に行け、歩いたり、車いすで通行しやすい公園」が238件（40.5%）となっています。



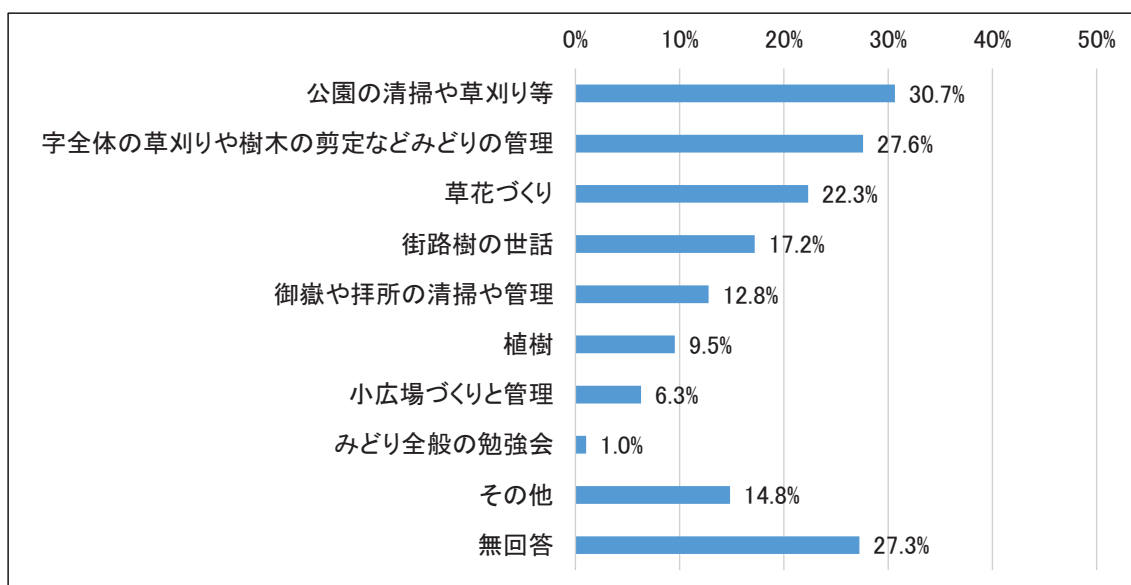
また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・木の下で弁当を食べたりお花見したりお昼寝ができる公園
- ・ストレッチ健康的な器具のある公園（足つぼなど）
- ・緊急避難施設を兼ねた公園（高い建物がある）
- ・オーガニックな食堂のある公園
- ・ペットと気軽に行ける公園（ドッグラン）
- ・木陰やせせらぎなど暑さをしのげる涼がとれる場所
- ・公園でサイクリングコースを設ける等の他、宜野湾海浜公園の充実（自転車貸し出しもすると良い）
- ・ウォーキングが出来るスペースがあるとよい など

⑤ 取り組み・市民参加について

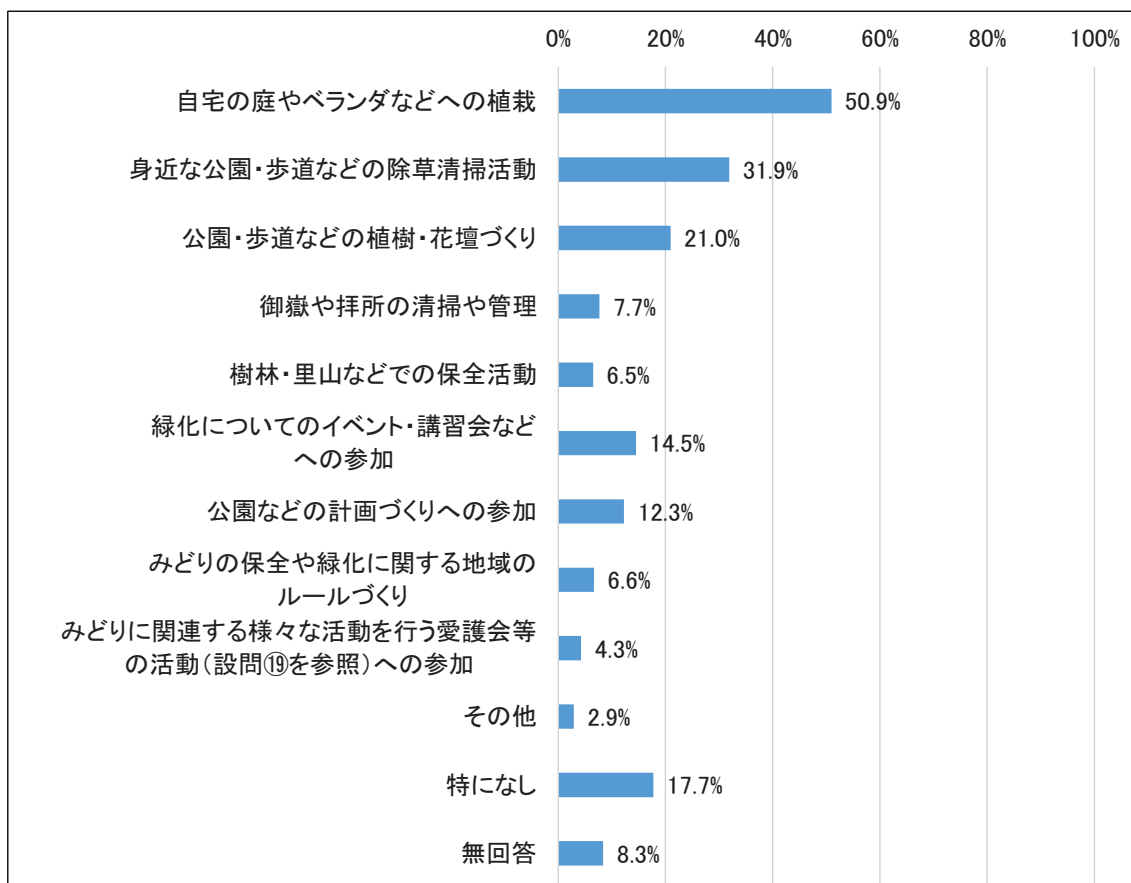
1) お住まいの地区で実施する活動

お住まいの地区での活動は、「公園の清掃や草刈り等」が180件（30.7%）と最も多くなっており、次いで「字全体の草刈りや樹木の剪定などみどりの管理」が162件（27.6%）となっています。



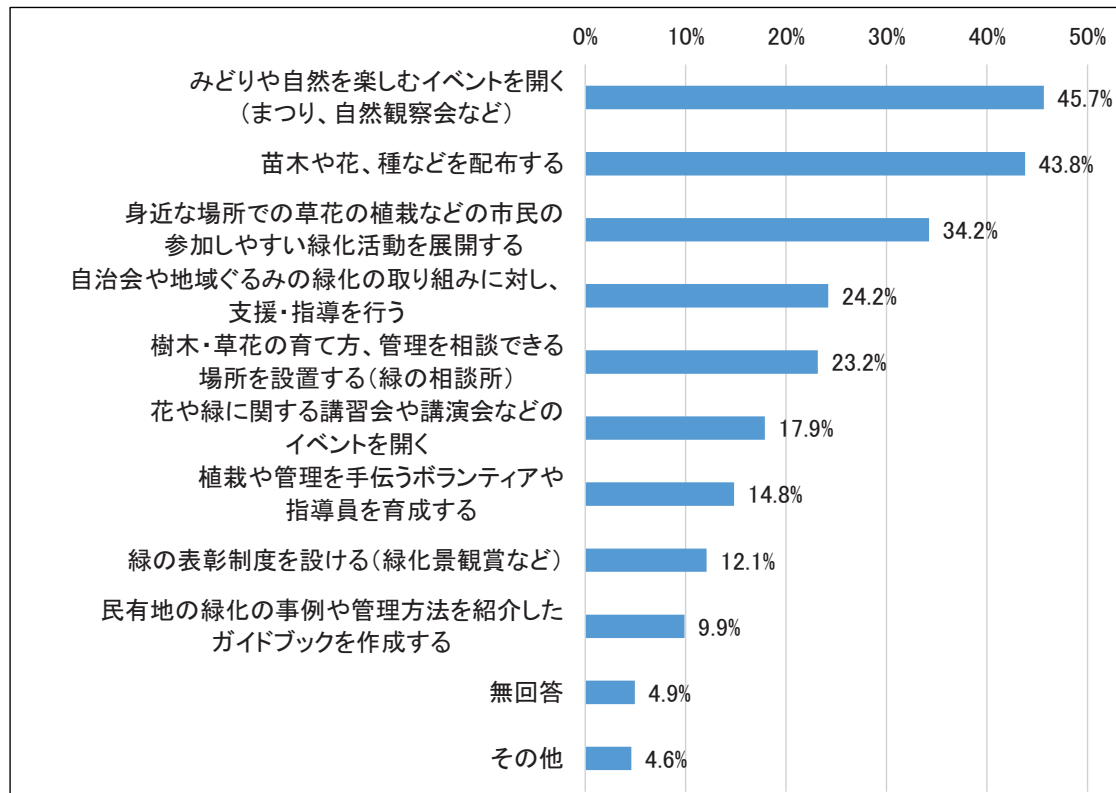
2) 今後参加してみたい、または、協力できる活動

「自宅の庭やベランダなどへの植栽」が299件（50.9%）と最も多くなっており、次いで「身近な公園・歩道などの除草清掃活動」が187件（31.9%）となっています。



3) 市民参加にあたって必要な支援

まちづくりに必要な支援は「みどりや自然を楽しむイベントを開く（まつり、自然観察会など）」が268件（45.7%）と最も多くなっており、次いで「苗木や花、種などを配布する」が257件（43.8%）となっています。

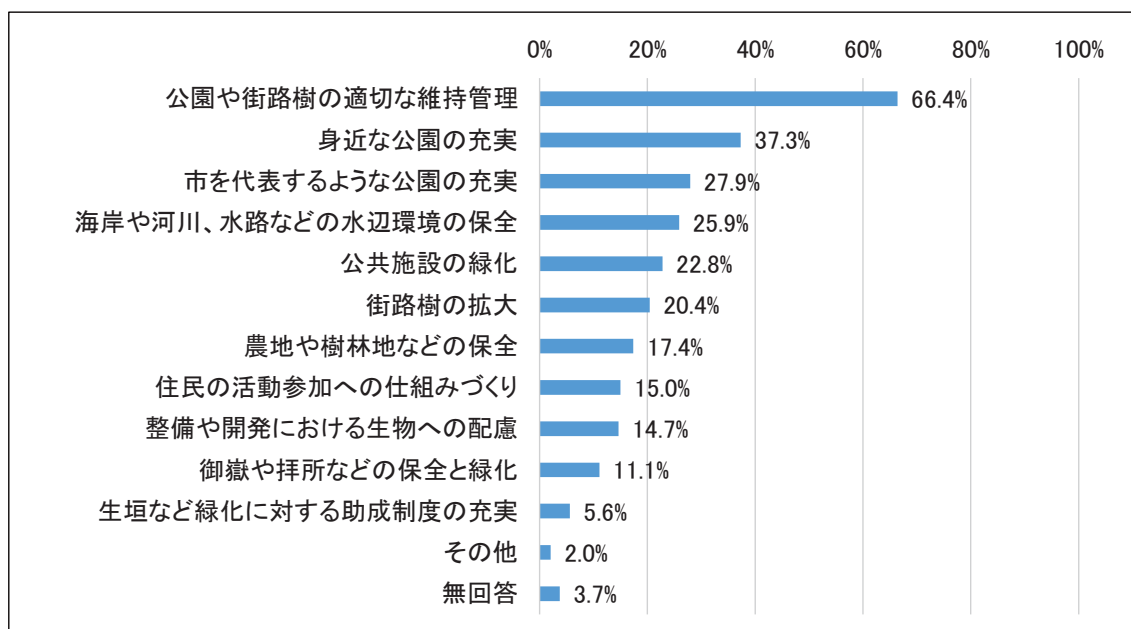


また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・みどりが大切であることをPRする
- ・ファッション雑誌のように緑と生活の密着感を感じられるような情報の発信の在り方だということ
- ・東村のつつじ祭りのように宜野湾の花というようなシンボルを作り、将来的には祭りを開けたらいいと思う
- ・市民向けの緑化対策の広報を積極的に行う など

4) みどりのまちづくりの重要度

みどりのまちづくりを進めるため、市が行う取り組みとして重要なものは、「公園や街路樹の適切な維持管理」が390件（66.4%）と最も多くなっており、次いで「身近な公園の充実」が219件（37.3%）となっています。



また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・ 枯れ葉や枝の回収
- ・ 雑草の草刈り
- ・ 不法投棄の片付けに対する支援
- ・ 米軍基地内の緑保全
- ・ 緑化のための予算 など

(3) 結果の総括及び市民視点からの課題

アンケート集計結果の概要とともに、市民視点からの課題を整理します。

① みどり全般について

- ・みどりの存在を好意的に感じる点として、「木陰をつくる」、「心をやすらげる」、「まちの表情を豊かにする」、「季節感を演出する」、「空気をきれいにする」、「生物の生息の場となる」、「地球温暖化を緩和する」などが多く挙げられています。
- ・このように、多くの市民にみどりの多様な効果が認識されていることから、みどりの必要性は高く、みどりの保全や緑化に向けた施策の充実が求められます。

② 市内のみどりについて

- ・市内にみどりが少ない、以前と比べて減少したと感じている人が相対的に多く、さらに、みどりに対する満足度も低くなっています。
- ・好きなみどりについて比較的多く挙げられたのは、「身近な公園や広場」、「街路樹など道路」、「学校など公共施設」、「自宅の庭や屋敷林」、「まちかどの木立や草花」などです。
- ・みどりを増やしたい場所についても、「公園や広場」、「学校や公共施設」、「よく通る道路」、「歴史や文化にゆかりのある場所」の回答が多く見られます。
- ・また、みどりに対する問題意識では、「自然とふれあえる場所が減っている」、「公園や街路樹の手入れが不十分」、「市街地に緑や公園が少ない」、「開発によりみどりが減っている」が多く指摘されています。
- ・こうした結果を踏まえて、今後は、公園や公共施設等における緑化や維持管理の充実とともに、みどりの保全を図ることが重要であり、市民の満足度向上にもつながると考えられます。

③ 身近なみどりについて

- ・回答者の居住地においては、以前と比べてみどりの減少を感じている人が、増加に比べて圧倒的に多くなっています。
- ・みどりを感じる対象としては、「公園や広場」、「自宅の庭や屋敷林」、「近所の生垣や庭木」、「街路樹など道路」、「学校など公共施設」が多数を占めています。
- ・以上のことから、市民の身近なみどりを豊かにするためには、公園や公共施設等の緑化とともに、民有地の緑化、市民・企業側でのみどりを増やす活動の充実を図り、行政・市民・企業の協働で取り組むことが求められます。

④ 公園について

- ・公園へ行く目的については、「散歩」、「子どもを遊ばせる」、「運動（スポーツ）」が比較的によく挙げられています。
- ・あるとよいと思う公園のイメージへの回答は、「子どもが遊べたりお年寄りが休息できたりする身近な憩いの場」、「障害者や高齢者が気軽に行け、歩いたり、車いすで行きやすい公園」、「広い芝生や原っぱの中で思いっきり遊んだり運動したりできる公園」、「樹木や花、野鳥や昆虫、水辺の生物などを観察できる自然豊かな公園」、「見晴らしのよい高台や林の中で散策などができる公園」が多くなっています。
- ・したがって、公園の充実に向けては、誰でも利用しやすいことを基本に、運動や休憩ができる、自然を楽しめる等の様々な機能を配置することや、目的性を持った公園づくりが求められます。

⑤ 取り組み・市民参加について

- ・愛護会など身近なみどりの活動として認知または参加しているのは、「公園の清掃や草刈り等」、「字全体の草刈りや樹木の剪定等」、「草花づくり」が多く挙げられています。
- ・今後参加または協力したい活動では、「自宅の庭やベランダなどへの植栽」、「身近な公園・歩道などの除草清掃」、「公園・歩道などの植樹・花壇づくり」が比較的によく回答されています。
- ・市民が参加するために必要な市の支援については、「みどりや自然を楽しむイベント」、「苗木や花、種などの配布」、「身近な場所で草花の植栽などに参加しやすい活動」などの回答が多くなっています。
- ・市の取り組みとして重要なものでは、「公園や街路樹の適切な維持管理」、「身近な公園の充実」、「市を代表するような公園の充実」、「海岸や河川、水路などの水辺環境の保全」、「公共施設の緑化」が多くなっています。
- ・したがって、市民のまちづくりへの参加を促進するため、多様なニーズに対応して機会を提供することが必要と考えられます。また、市の取り組みとしては、公園整備や維持管理の充実、公共施設の緑化、水辺を含む自然環境の保全が、市民から特に重要視されています。

5. みどりに関する評価と課題

みどりの現況や住民意向を踏まえ、みどりの持つ機能ごとに評価を行い、計画策定にあたっての課題を整理します。

(1) 環境保全機能のみどりの評価と課題

① 環境保全機能のみどりの評価

1) 本市の骨格を形成しているみどり

- ・本市の中央に位置する普天間飛行場及び周辺の斜面地、大山湿地、市北部のキャンプ瑞慶覧、市南部の嘉数高台公園周辺には、多くのみどりが残されています。
- ・宇地泊川沿いに、まとまった樹林地が形成されています。

2) 良好な自然環境を形成しているみどり

- ・斜面地や河川など自然が多く残されている場所では、在来植生による植物群落が形成されており、貴重な野生動植物が多く確認されています。
- ・普天間飛行場周辺の台地に降水が蓄えられ、低地部で湧水として湧き出す地下水の流れが形成されています。
- ・大山湿地では地下水を利用して田いもの栽培が行われ、一団の農地を形成しているとともに、貴重な動植物が生息する場となっています。

3) 都市の環境負荷を軽減しているみどり

- ・普天間飛行場や周辺の斜面緑地をはじめ、キャンプ瑞慶覧、嘉数高台公園周辺、河川沿い、大山地区等に存在するまとまったみどりや公園、公共施設のみどりは、二酸化炭素の吸収や蒸散作用による冷却効果といった地球温暖化の抑制効果が期待されます。
- ・道路上の街路樹は、海風や緑地からの清涼な風を送り込む通り道として、ヒートアイランド現象の緩和、騒音の緩和、大気の浄化等、環境負荷の軽減が期待されます。

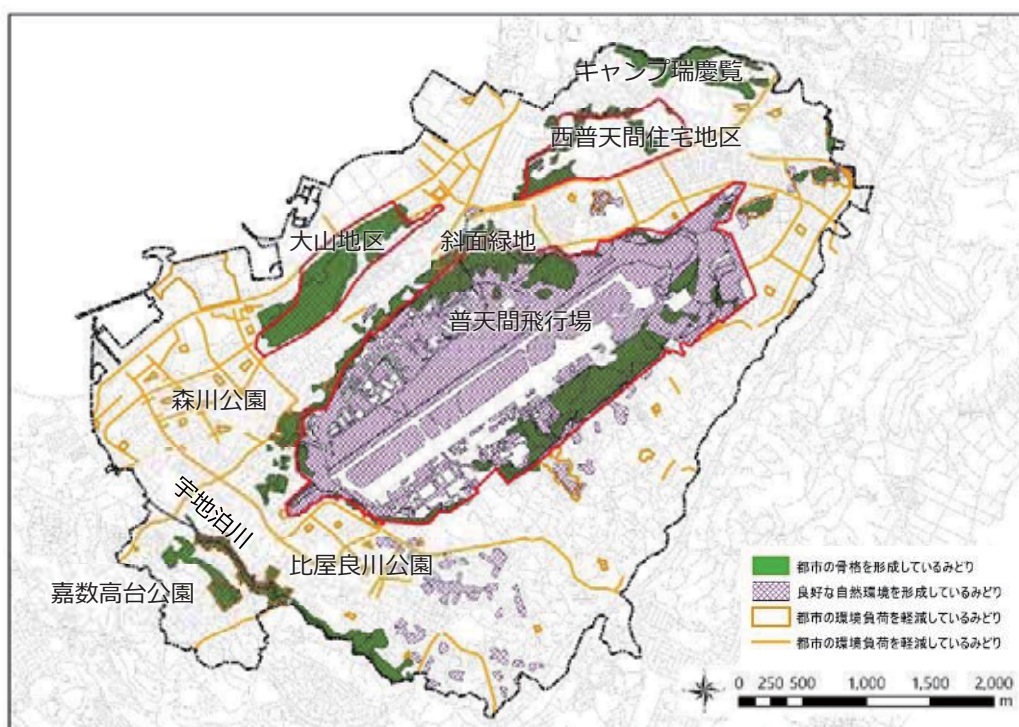


図1-8 環境保全機能のみどりの位置図

② 環境保全機能に関するみどりの課題

●本市の骨格を形成しているみどり

- ・ 普天間飛行場跡地利用においてみどりの保全・創出が求められます。
- ・ 斜面緑地や嘉数高台公園周辺等、市内に残るまとまったみどりは、保全を図る必要があります。
- ・ 宇地泊川沿いのみどりは、保全を図るとともに、親水空間の整備など活用を図る必要があります。

●良好な自然環境を形成しているみどり

- ・ 野生動植物の生息空間となるみどりの保全を図る必要があります。
- ・ 地下水を維持するみどりの保全を図る必要があります。
- ・ 市街地における貴重なまとまった農地である大山湿地については、土地区画整理事業とのバランスを踏まえた上で保全を図る取組が必要となります。

●都市の環境負荷を軽減しているみどり

- ・ 成長期の樹木は、二酸化炭素の吸収源等となり地球温暖化の抑制に効果があるため、限られた市域でみどりの量の維持・増加を図る必要があります。
- ・ 良好な風の通り道を確保するため、街路樹や植栽等の連続したみどりの維持・創出をすることが必要となります。
- ・ 市民一人ひとりがみどりを大切にするよう、緑化の啓発や教育が必要となります。

(2) レクリエーション機能のみどりの評価と課題

① レクリエーション機能のみどりの評価

1) 身近な自然とのふれあいの場となるみどり

- ・ 街区公園や近隣公園は、日常生活における身近な自然とのふれあいの場となっています。
- ・ 都市公園以外のポケットパークが整備されています。

2) 市民のレクリエーションの場となるみどり

- ・ いこいの市民パーク、森川公園、比屋良川公園は、植栽や既存樹林等のみどり豊かな環境のなかで、憩いや運動など多目的に利用できる市民のレクリエーションの場となっています。
- ・ 市立グラウンドや市民広場等は、主にスポーツを目的とした場となっています。

3) 広域的なレクリエーションの場となるみどり

- ・ 宜野湾海浜公園は、多様なスポーツ施設やビーチ等を有し、また、宜野湾マリーナとあわせて多様なレクリエーションニーズに対応した施設構成であり、市内外から多数の人が訪れる公園となっています。

4) 歩行者のネットワークを形成しているみどり

- ・ 街路樹のある歩道は、みどりにより潤いを感じられる、連続した歩行空間が形成されています。
- ・ ふんしんせせらぎ通りや県道 81 号は、花や樹木が良好に維持管理されており、好ましいみどりとして市民に親しまれています。

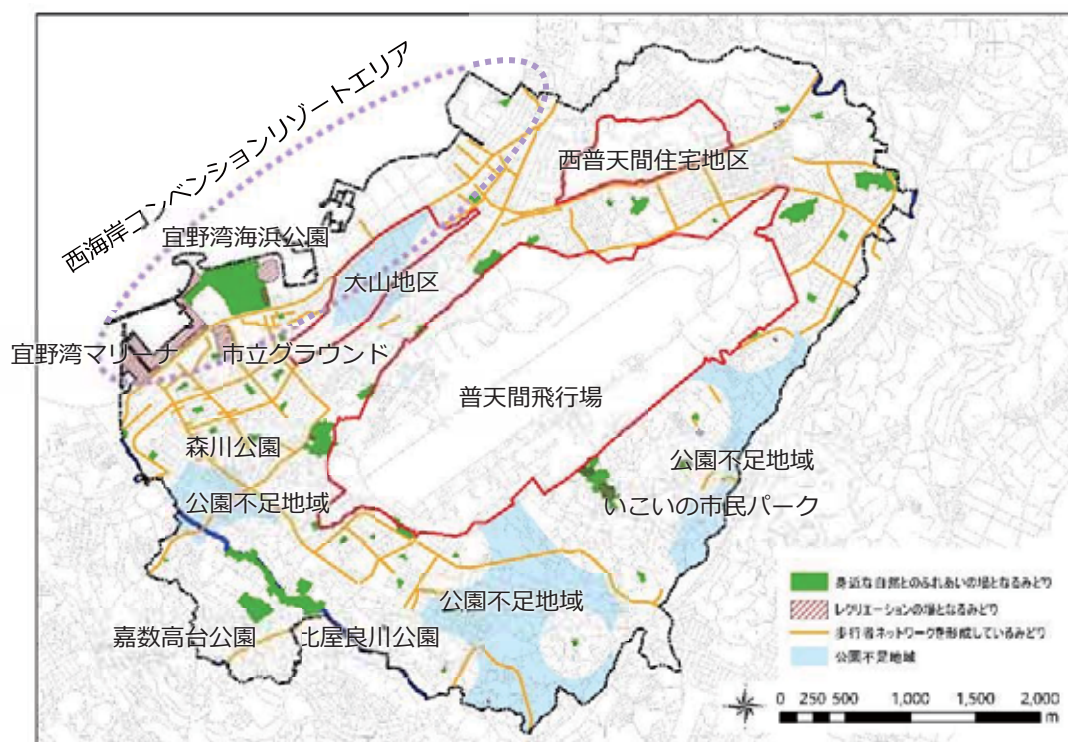


図1-9 レクリエーション機能のみどりの位置図

② レクリエーション機能に関するみどりの課題

●身近な自然とのふれあいの場となるみどり

- ・公園不足地域解消や地域の生活環境の充実を図るため、公園の整備・維持・管理を継続的に進めていく必要があります。
- ・街区公園等の身近な公園の整備にあたっては、子どもや高齢者が安心して利用できる施設整備が求められます。
- ・老朽化施設の計画的な対策を図る必要があります。

●市民のレクリエーションの場となるみどり

- ・河川においては、河川管理者と連携を図り、公園整備に合わせて、親水空間の創出が求められます。

●広域的なレクリエーションの場となるみどり

- ・宜野湾海浜公園は、将来にわたり機能維持・向上が求められます。
- ・西海岸のコンベンションリゾートエリアをはじめ、観光スポットにおけるみどりの環境整備や周遊ルート等の緑化を図る必要があります。

●歩行者のネットワークを形成しているみどり

- ・みどりの潤いを感じながら快適に通行できる、連続的な歩行者空間の形成が求められます。

(3) 防災機能のみどりの評価と課題

① 防災機能のみどりの評価

1) 土砂災害・洪水被害の低減・緩和機能を有するみどり

- ・ 普天間飛行場周辺部やキャンプ瑞慶覧、嘉数高台公園等にある斜面地の樹林帯及び急傾斜地のみどりは、地震や豪雨等による土砂災害を低減する効果があります。
- ・ みどりは、豪雨時等の降水をたくわえて洪水を緩和する効果があります。

2) 火災時の延焼防止・緩和機能を有するみどり

- ・ 道路に整備された街路樹や、住宅等が多く建ち並ぶ地域にある公園・緑地は、火災時の延焼を防止・緩和する効果があります。

3) 災害時の安全な避難活動に資するみどり

- ・ 指定緊急避難場所となっている公園、また、避難路の機能を有する道路の街路樹は、安全な避難活動を支える役割を担っています。

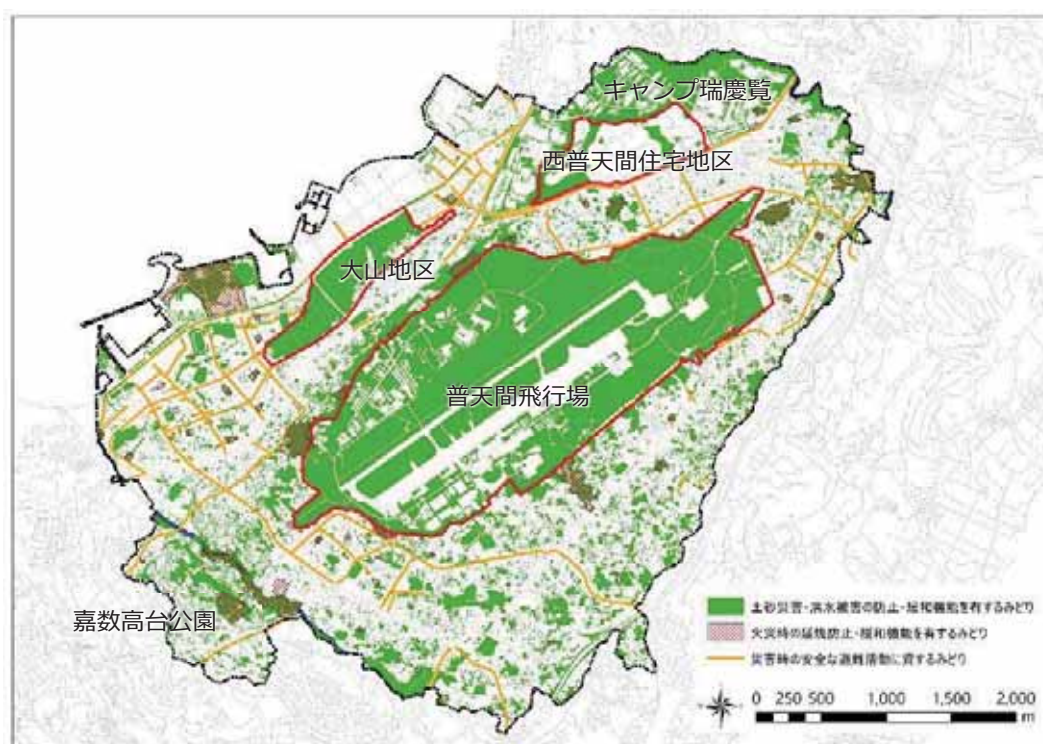


図1-10 防災機能のみどり位置図

② 防災機能に関するみどりの課題

●土砂災害・洪水被害の低減・緩和機能を有するみどり

- ・土砂災害等が想定される斜面地では、樹林帯の保全により、土砂の流出抑制を図る必要があります。
- ・洪水の緩和を図るため、みどりの保全とともに、開発等にあたってみどりの創出が求められます。

●火災時の延焼防止・緩和機能を有するみどり

- ・公園不足地域では、公園整備により災害時に必要なオープンスペースを確保する必要があります。
- ・避難路の機能を有する道路の街路樹については、適切な維持管理が求められます。

●災害時の安全な避難活動に資するみどり

- ・内陸側に広域防災機能の確保が望ましいが、現状で広大なスペースが無いため、普天間飛行場返還後の跡地利用による機能確保が求められます。
- ・街路樹選定にあたっては、台風時等の強風への考慮が必要となります。

（４）景観機能のみどりの評価と課題

① 景観機能のみどりの評価

1) 本市を代表する自然景観を形成しているみどり

- ・ 普天間飛行場西側の斜面緑地をはじめ、嘉数高台公園や森川公園周辺の緑地は、本市のみどりを象徴する自然景観となっています。
- ・ 宇地泊川沿いには、まとまりのある樹林地が存在し、みどり豊かな自然景観が形成されています。
- ・ 内陸側から海側に向けて、宜野湾海浜公園や大山湿地のまとまったみどりのある眺望景観を形成しています。

2) 良好な市街地景観を形成しているみどり

- ・ 公園や歩道の花壇などでは、市民団体である愛護会により清掃や緑化活動が行われており、彩り豊かな花の咲く良好な景観が創出されています。
- ・ 国道 58 号から海の方を臨む眺望には、宜野湾海浜公園や大山湿地などみどり豊かな場所を含み、本市の特徴的な景観が形成されています。
- ・ 国道、県道、市道の一部では、それぞれに街路樹が整備されており、みどりの潤いを感じられる道路景観が形成されています。

3) 郷土景観を形成しているみどり

- ・ 喜友名泉、大山貝塚、森の川をはじめ、湧水（カー）や拝所（御嶽）等の文化財・史跡・名勝に指定されている場所は、周辺のみどりの存在とともに、本市の歴史を伝える郷土景観を形成しています。

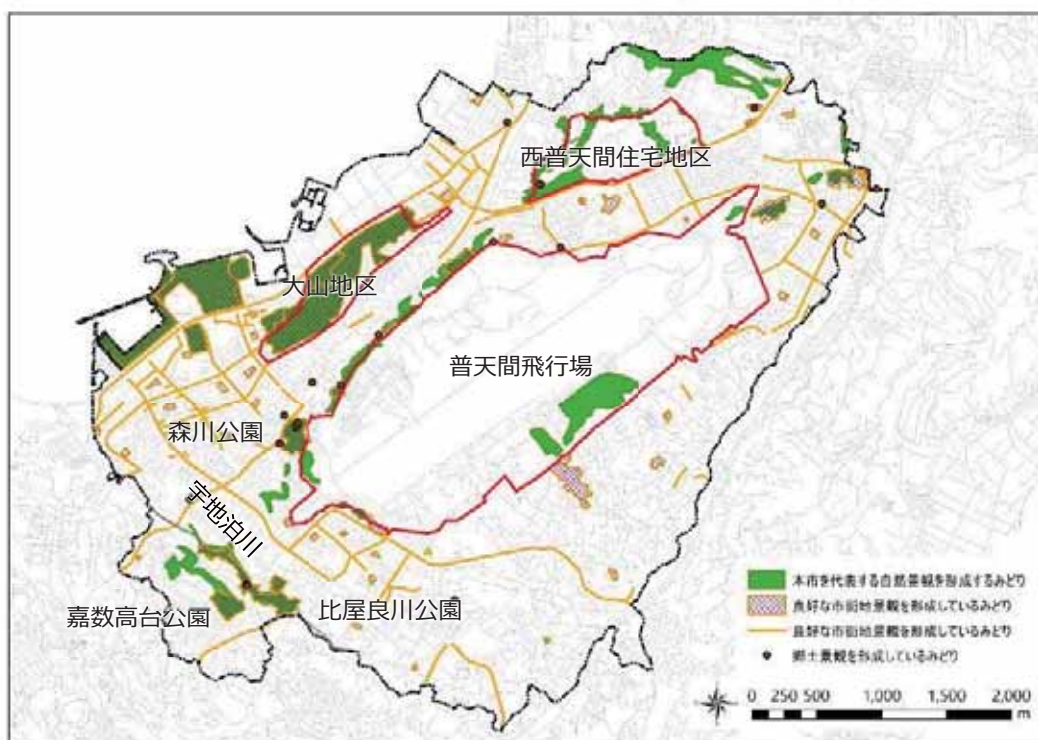


図1-11 景観機能のみどりの位置図

② 景観機能に関するみどりの課題

●本市を代表する自然景観を形成しているみどり

- ・ 普天間飛行場周辺の斜面地や、河川沿いの樹林地など、市内のまとまったみどりの保全により、良好な景観の保全が求められます。

●良好な市街地景観を形成しているみどり

- ・ 身近なみどりの減少を感じている市民が多く、みどりの減少が懸念されます。
- ・ 市街地内のみどりの面積が少ないことから、緑化推進による潤いのある住環境形成を図る必要があります。
- ・ 市街地のみどりの景観を形成する要素として、公園や街路樹の適切な維持管理を行う必要があります。
- ・ 緑化活動を行う市民団体などの支援を行う必要があります。
- ・ みどりの保全や緑化に関する情報提供や活用可能な制度の周知、民間による緑化や維持管理の充実が求められます。

●郷土景観を形成しているみどり

- ・ 市内の史跡等と調和したみどりの景観の保全と活用を図る必要があります。

第 2 章 みどりの将来像（基本方針）

1. みどりの将来テーマ

（1）計画の基本理念

本市は、普天間飛行場が市域の中央部に位置し、一体的なまちづくりの上で大きな制約条件になっていますが、普天間飛行場内には多くの水環境とみどりが残されており、それらを将来の宜野湾づくりに有効に活用していくことが重要です。

市民アンケートの結果では、市民生活に身近なみどりの保全・創出が望まれており、国内外では持続可能な開発目標（SDGs※）の実現に向け取り組む機運が高まっていることから、市民と協力して湧水や斜面緑地などの水とみどりを守り・育て・活かすことが必要です。さらに、水とみどりは、防災や新たな感染症による生活や産業への影響などに対応した、安全・安心な都市環境をつくる上で大きな役割を担います。

また、上位計画である「沖縄県広域緑地計画」において、那覇広域都市圏は、「琉球王国の時代から王府の中心として発達してきた沖縄県の中心地域で、グスクを囲む石灰岩台地のみどりと海岸・河川水系の水面の縁取りを生かして往時の庭園的な環境の再生を目指す」としています。

本市と一体的にみどりのまちづくりを展開する那覇市及び浦添市は、那覇広域都市圏として、前述のみどりの特性を生かしながら、「庭園都市」づくりを標榜しています。そのため、本市においても広域的に連携した「庭園都市」づくりの理念を持つことにより、沖縄本島を代表する広域的なみどりの拠点ネットワークを形成していくことが必要です。その中で、普天間公園（仮称）の整備や王朝文化としての並松街道の再生なども重要な役割を担います。

本市では、第4次宜野湾市総合計画において、「人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾」を将来都市像とし、本市の自然・歴史文化・社会特性を踏まえ、持続的発展が可能な都市づくりを目指しています。

（前）緑の基本計画においては、「大きな緑と小さな緑が奏でる魅緑ある都市づくり」を将来像に、まとまったみどりの保全、住民に身近なみどりの創出、動植物や文化財にも配慮したみどりの保全などを図っていくみどりのまちづくりを進めていますが、現状では市街地でのみどりの減少が懸念されます。本計画においては、これまで以上に公共空間でのみどりの保全創出と公園等の計画的な整備を行うとともに、市民との協働のもと民有地内緑化と既存のみどりの保全・活用を積極的に図り、市民生活に身近なみどりの保全創出を実施していくことが必要です。

今後は、普天間飛行場跡地利用を戦略的に展開するほか、社会情勢の変化や広域的視点を加えた次頁の5つの理念を考慮していくものとします。

本計画においては、SDGsの17目標の内、主として

「11 住み続けられるまちづくりを」、
「13 気候変動に具体的な対策を」、
「14 海の豊かさを守ろう」、
「15 陸の豊かさを守ろう」
の達成に寄与するものと考えます。

※SDGsの用語解説は次頁参照



理念1 「みどりの中にまちがある」という発想の計画づくり

- ◎市民生活に身近なみどりや心にもゆとりある生活空間づくり
- 宜野湾のまち全体を「庭」とする発想及び市民主体のみどりづくり

理念2 宜野湾の特徴を活かしたみどりの保全・活用を図った計画づくり

- ◎南北に連続する土地利用と東西に変化する地形・環境（海・まち・みどり・普天間飛行場・まち・山）と海へと繋がる水脈を考慮した環境保全・創造
- 点在するみどり（歴史文化資源）などを繋げて点から面へと広げる
- 海と普天間飛行場に残るみどりの空間、沖縄自動車道側の山地（市外）がクールスポットになり、東西方向に風の流れが生まれる（局所循環）
- 東から西へ水の流れがあり、海に戻る（水循環）

理念3 みどりを保全・創出するとともに、持続性・発展性を確保する計画づくり

- ◎SDGsの実現のため総合的な緑化政策の展開
- 陸地のみどりの豊かさを守る、豊かな水を守る、水とみどりを守るコミュニティと教育、豊かな水とみどりが産業を生み出すなどの総合的なみどりの施策展開

理念4 防災性とゆとりある空間確保の両立を図った計画づくり

- ◎自然のみどりを保全・再生することにより安全・安心なまちを創出
- まちの中に点在するみどりや水環境を極力保全
- 地形や地質も考慮した防災性の向上とゆとりある生活空間づくり

理念5 市民が主役となるみどりのまちの計画づくり

- ◎市民が誇りに感じ、主役として活躍できるみどりのまちづくりを展開
- 市民主体によるみどりの創出や維持・管理、地域住民に身近なみどりの確保・充実を図る
- 歴史性や豊かな自然環境を活用したまちのシンボルになる場づくり

※SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（17の目標と169のターゲット）。

（２）将来テーマ

計画の基本理念をもとに、以下のように将来テーマを設定します。

（前）緑の基本計画 【基本理念・将来テーマ】

「大きな緑と小さな緑が奏でる魅緑ある都市づくり」

- 理念1 水とみどりにより、人々が安心して暮らせ、安らぎと潤いのある環境を整える計画とします
- 理念2 みどりを通じて歴史や文化を守り、育てる計画とします
- 理念3 行政と住民の協働のもと、みどりの保全及び創出を行う計画とします
- 理念4 基地内のみどりを、基地跡地利用計画等との整合を図りつつ、保全及び活用する計画とします

沖縄県広域緑地計画 【那覇広域都市圏のみどりの将来像】

- 北中城から宜野湾石灰岩台地地域に交流とふれあいを育むみどりの都市環境を創出
- 石灰岩地域の環境を活かした自然回復の場の創造
- 普天間飛行場跡地に防災・交流・文化の広域拠点形成
- みどりの拠点とみどりの地区のネットワーク

第4次宜野湾市総合計画

【将来都市像】

「人がつながる 未来へつなげる
ねたてのまち宜野湾」

本市の自然・歴史文化・社会特性を
踏まえ、持続的発展が可能な都市
づくり

＜本計画における新たな視点＞

- みどりを都市機能の一部として位置付けるのではなく、宜野湾市の都市構造を構成する重要な要素として位置づける
- SDGsの積極的達成に寄与する
- 多様な災害に対応した中で安心して気持ちよく生活・活動できる場づくり

【本計画における基本理念】

- 理念1 「みどりの中にまちがある」という発想の計画づくり
- 理念2 宜野湾の特徴を活かしたみどりの保全・活用を図った計画づくり
- 理念3 みどりを保全・創出するとともに、持続性・発展性を確保した計画づくり
- 理念4 防災性とゆとりある空間確保の両立を図った計画づくり
- 理念5 市民が主役になれるみどりのまちの計画づくり

【本計画における将来テーマ】

「水・みどり・まち」が未来につづく宜野湾を創造する

『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ゐのわん』

- サブテーマ① ゐのわんの「顔」になる庭園まちづくり
- サブテーマ② ゐのわんの日常生活に寄り添う庭園まちづくり
- サブテーマ③ ゐのわんを広く発信する庭園まちづくり

まちの中にみどりを配置するという考え方ではなく、湧水や斜面緑地などの既存のみどりを守り、活かしながら、軍用地の跡地利用に伴う新規公園などの新しいみどりとともに、“みどりの中にまちがある”という発想で水とみどりのまちづくりを進めます。

特に、本市は、地形が海から山に向かって（西から東に）段々に標高が高くなり、それぞれの高さで土地利用が南北方向に、海、市街地、普天間飛行場、市街地、山と連続している特徴を持っており、その中央部に普天間飛行場が位置していることから、それぞれの土地利用上の特徴を活かした『庭園…水とみどりに抱かれたまち』と位置づけ、環境創造のまちづくり（環境創造庭園都市）を実現します。

サブテーマ①『ぎのわんの「顔」になる庭園まちづくり』…西部庭園ゾーン

海と普天間飛行場に挟まれた地域は、広域幹線道路により沖縄本島の重要な交通軸を有しているほか、海を臨み、西海岸コンベンションエリアが立地しているなど、本市の玄関口及び顔にふさわしい、アピール性の高い水とみどりの環境づくりが求められます。

特に、西普天間住宅地区では、豊かな湧水や文化財を守り・活用した古き宜野湾と新しいまちづくりの融合を図った環境づくりを図ります。

サブテーマ②『ぎのわんの日常生活に寄り添う庭園まちづくり』…東部庭園ゾーン

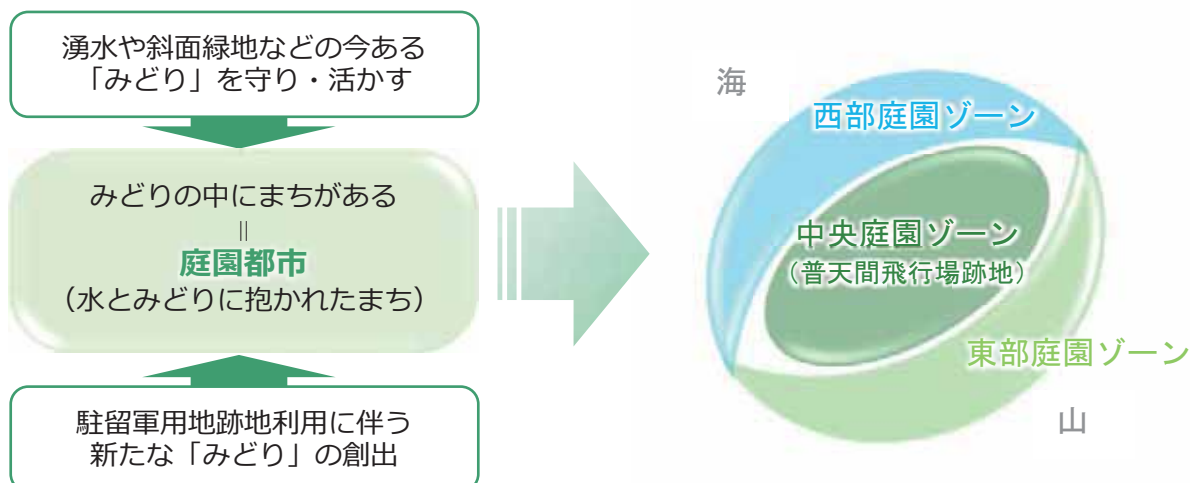
普天間飛行場と沖縄自動車道に挟まれた地域は、市民の日常生活の中で水・みどりと関わる場所として、生活に身近な自然環境や休息・レクリエーションの場を適切に確保していく必要があります。

特に、住宅地内に点在しているみどりを積極的に活用し、みどりに囲まれた生活環境の創造を図ります。

サブテーマ③『ぎのわんを広く発信する庭園まちづくり』…中央庭園ゾーン

普天間飛行場跡地利用は、残された貴重なみどりを極力保全しながら、新たな広域的拠点の魅力として効果的に活用していくことが望まれます。

また、本市の中央部に位置するまとまった規模のみどりであり、巨大な「クールスポット」としての役割も期待されることから、環境保全・創造（生態系の保全・多様性や水循環・風の流れなどを考慮した環境整備）を積極的に実施することにより、環境保全・創造のシンボリック・先進的なまちづくりを展開します。



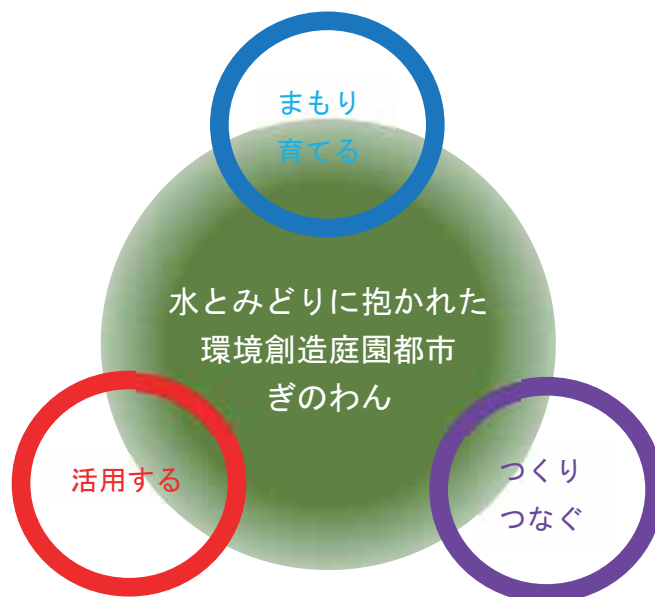
2. 基本方針

本市の将来テーマ『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ゑのわん』の実現を図るとともに、グリーンインフラ^{※1}の確立を考慮し、本市のみどりとの関わり方において、以下の3つの基本方針を柱として取り組んでいくこととします。

みどりを『まもり育てる』…自然環境の保全・向上、特徴ある自然資源の保全、生態系・多様性の保全・向上

みどりを『つくり・つなぐ』…健康・レクリエーション機能の保全・向上、防災性の維持・向上、拠点になるみどりをつなぐ、身近なみどりをつなぐ、歴史や文化をつなぐ、水系をつなぐ、風をつなぐ

みどりを『活用する』…新たな都市ブランディング^{※2}(環境創造庭園都市)、市民協働、官民連携、交流の促進、地域コミュニティ向上



※1 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

※2 都市ブランディング：都市が持つ魅力や地域資源をもとに都市そのものの価値を高めて、独自の都市イメージを創り出し、市内外の人に浸透させること

みどりを『まもり育てる』

～自然環境の保全・向上、特徴ある自然資源の保全、生態系・多様性の保全・向上～

- ・斜面緑地、湿地、河川周辺など、土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全
- ・生物多様性を考慮した動植物の生息域の適切な保全
- ・宜野湾石灰岩台地地域の特徴を活かした、水循環とみどりの保全
- ・在来種や市の花木など本市特有の自然資源を保全

みどりを『つくり・つなぐ』

～健康・レクリエーション・休養機能の保全・向上、防災性の維持・向上、拠点になるみどりをつなぐ、身近なみどりをつなぐ、歴史や文化をつなぐ、水系をつなぐ、風をつなぐ～

- ・公園の維持・整備と市街地内に点在するみどりの充実による市民・来街者の交流・レクリエーションの場の適切な配置
- ・普天間飛行場跡地に広域的な交流・レクリエーション・防災の拠点を形成
- ・災害時に市民の安全性を確保する避難場所と避難路の適切な配置
- ・本市の地理的特徴を活かし、東西方向に水と風の通り道として、環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」を確保
- ・民有地や公共施設用地の緑化を積極的に推進
- ・拠点となる公園や水辺等の空間をつなぎ、みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワークを形成
- ・並松街道など、本市の歴史資源を活かしたみどりのネットワークを形成

みどりを『活用する』

～新たな都市ブランディング(環境創造庭園都市)、市民協働、官民連携、交流の促進、地域コミュニティ向上～

- ・みどりの多様な機能をまちづくりに活用するグリーンインフラの考え方に基づくまちづくりの推進
- ・豊かな水とみどりを身近に感じることができる都市のイメージづくり
- ・那覇広域都市圏の拠点になる「環境創造庭園都市」のイメージづくり
- ・市民が主役となるみどりのまちづくりの推進
- ・官民連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

3. みどりの将来像

（1）長期目標でのみどりの将来像

普天間飛行場跡地の活用により、沖縄県だけでなく、全国的にみてもモデルとなる環境創造都市の実現を目指します。

- 「西部庭園ゾーン」、「中央庭園ゾーン」及び「東部庭園ゾーン」それぞれの特徴を活かしながら、相互に連携して、水とみどりに抱かれたまちを実現します。
 - ・アピール性の高い水とみどりの環境づくり【西部庭園ゾーン】
 - ・市民の日常生活の中で水・みどりと関わる場所づくり【東部庭園ゾーン】
 - ・水とみどりに抱かれたまちのシンボリック・先進的なまちづくり【中央庭園ゾーン】
- 「西部庭園ゾーン」、「中央庭園ゾーン」及び「東部庭園ゾーン」を結ぶ「水とみどりと風のみち」を確保し、周囲の「海」や「山」とのつながりも含めた水系の保全・活用と風の通り道を確保します。これにより、環境創造都市の骨格を形成します。
- 並松街道を歴史・文化のシンボルとして再生整備し、首里からつながる歴史文化軸及び広域的なみどりの軸を形成します。
- 「水とみどりと風のみち」と「並松街道」の交差点を中心に、「広域緑地・振興拠点」を形成します。普天間公園（仮称）の整備と都市拠点・振興拠点の開発を一体的に実施し、「みどりの中のまち」を先導的に展開するシンボル拠点とします。また、広域防災拠点として活用します。
- 宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天満宮周辺及び西普天間住宅地区を本市の魅力と個性を活かしたみどりの拠点として、積極的に活用します。
- 駐留軍用地跡地について、文化財を活用した歴史交流機会の創出と景観形成を図ります。
- 大山湿地の計画的で適正な保全による、大山田いも等の生産継続及び湿地の利活用を図ります。
- 「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する「みどりの回廊」を確保します。
- 市民と協働で住宅地内に点在するみどりの保全・活用を図ります。

みどりの将来像【長期目標】



（２）中期目標でのみどりの将来像

将来的な普天間飛行場跡地の活用を考慮しながら、跡地活用前の段階においても宜野湾の個性と魅力を活かしたみどりのまちづくりを実現していきます。

- 「西部庭園ゾーン」と「東部庭園ゾーン」それぞれの特徴を活かしながら、水とみどりに抱かれたまちを実現します。
 - ・ アピール性の高い水とみどりの環境づくり【西部庭園ゾーン】
 - ・ 市民の日常生活の中で水・みどりと関わる場所づくり【東部庭園ゾーン】
- 「海」と「山」と普天間飛行場を結ぶ「水とみどりと風のみち」を確保し、本市の環境創造の骨格を形成します。また、宇地泊川及び河川緑地を利用した水と風の通り道を保全・活用します。
- 普天満宮・普天満山神宮寺の参道で並松街道を歴史・文化のシンボルとして整備します。また、門前広場を確保します。
- 嘉数高台公園・宇地泊川と一体的なシンボル性の高いみどりの空間として、並松街道の再生整備を検討します。
- 宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天満宮周辺及び西普天間住宅地区を本市の魅力と個性を活かしたみどりの拠点として、積極的に活用します。
- 西普天間住宅地区について、文化財を活用した歴史交流機会の創出と景観形成を図ります。
- 大山湿地の計画的で適正な保全による、大山田いも等の生産継続及び湿地の利活用を図ります。
- 「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する「みどりの回廊」を確保します。
- 市民と協働で住宅地内に点在するみどりの保全・活用を図ります。
- 既存のみどりと新たな公園等の整備による日常の防災性の向上を図ります。

みどりの将来像【中期目標】



4. みどりの確保目標水準

みどりの確保の目標については、みどりを「まもり育てる」「つくり・つなぐ」「活用する」の3つの基本方針の視点から設定します。なお、前回計画では、都市公園の面積など「緑地の量」を確保する目標値を設定していましたが、本計画においては、市民のみどりに対する満足度や活用件数など、「みどりの質の向上」も踏まえた目標値設定を行っています。

（1）みどりを『まもり育てる』に係る目標水準

① 緑被^{※1}の確保目標（生物多様性の確保目標）

緑被は、多様な生物が生息する環境であることから、緑被の確保目標量として、以下の面積、緑被率を設定します。

市内の貴重な動植物(注目種)の保全を図るとともに、在来種を中心とした多様な動植物が都市の中で共存できる環境づくりを積極的に推進していく方針とします。

なお、対象としては、市街地を対象として目標設定します。市街地の緑化推進を図り、長期的に市全体の緑被率 30%以上を目指します。

中期では、長期目標年までに増やす基準年市街地における緑被面積の半分以上を増加させる目標とします。

表 2 - 1 緑被（市街地^{※2}）の確保目標

	基準年 (平成 28 年度)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
市街地内の緑被面積	333.0ha	367.8ha	569.7ha
市街地緑被率	24.8%	26.4%	30.0%^{※3}
(参考) 市街地面積	1,342.6ha	1,393.3ha	1,898.8ha

※1：「宜野湾市みどりの風景づくり推進事業調査業務報告書（令和2年3月）」による都市計画基礎調査の土地利用現況GISをもとに建物・構造物・アスファルト等の人工被覆を除いたもの。街路樹や水面は含まれていない。

※2：市街地は、基準年は西普天間住宅地区返還前、中期は西普天間住宅地区返還後、長期はインダストリアル・コリドー地区、普天間飛行場跡地返還後と設定した。

※3：長期目標30%は、都市公園法運用指針や過去の国の資料等をもとに設定した。

【参考】都市公園法運用指針 抜粋

過去の都市計画中央審議会答申や緑の政策大綱（平成 6 年建設省決定）においては、「1人あたり都市公園等面積 2 0 m²」や「市街地における永続性のある緑地の割合を 3 割」が目標とされており、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告（平成 1 9 年 6 月）においても、「連担した市街地において永続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね 3 0 %以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされている。

【参考】上位計画における目標値

上位計画	目標値	定 義
沖縄県広域緑地計画 (平成 30 年 3 月)	緑地：各圏域の将来市街地とその周辺に、30%以上の緑地を確保する	緑地は、都市公園、公共施設緑地、地域制緑地、農地の合計から重複面積を差し引いたもの
那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成 29 年 6 月)	市街地一体に対する緑地確保割合、30%	〃

【参考】周辺都市の計画における目標値

他都市の計画	目標値	定 義
那覇市緑の基本計画 (平成 31 年 3 月)	緑地 20% (現状維持)	自然的土地利用、都市的土地利用(公園緑地面積、自衛隊用地、那覇空港に占める緑被面積)の合計から重複面積を差し引いたもの
浦添市緑の基本計画 (令和 2 年 5 月)	緑地約 17% (現状維持)	都市公園、公園・広場、その他の緑、農地・樹林地の合計
うるま市みどりの基本計画 (平成 22 年 3 月)	・市街地内(用途地域内)：16.8% ・市全体：48.0% ・実質的な市街地：30.4%	都市公園等の施設緑地、地域制緑地、公共施設及び民間施設の緑地

※周辺都市では、緑地として目標を設定しているが、それぞれの都市で定義しており、緑被を含む都市もある。単純な比較は困難であるが、参考として掲載している。

【参考】基準年市街地及び基地跡地の緑被想定面積

	基準年 (平成 28 年度)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)	【参考】 地区面積
①基準年市街地における緑被想定面積	333.0ha	353.3ha	373.7ha	1,342.6ha
②西普天間住宅地区緑被想定面積	50.7ha	14.5ha ^{※1}	14.5ha ^{※1}	50.7ha
③インダストリアル・コリドー地区緑被想定面積	9.7ha	9.7ha	7.1ha ^{※2}	25.0ha
④キャンプ瑞慶覧(追加的な部分) ^{※3}	31.3ha	31.3ha	31.3ha	81.2ha
⑤普天間飛行場跡地緑被想定面積	341.7ha	341.7ha	174.4ha ^{※4}	480.5ha
基準年、中期目標、長期目標の市街地内緑被面積	333.0ha (①)	367.8ha (①+②)	569.7ha (①+②+③+⑤)	1,980.0ha (①～⑤合計)

※1：西普天間住宅地区土地区画整理事業事業計画書における公園・緑地面積及び宅地面積の10%を緑被面積と推計

※2：西普天間住宅地区の地区面積に対する緑被面積割合約29%をもとに推計

※3：キャンプ瑞慶覧のうち返還が決まっていない地区

※4：以下の合計面積と想定

- ・普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託報告書(pⅢ-15)(R2.3)の公園・緑地面積146.7ha及び宅地面積の10%を緑被面積と想定

② みどりを『まもり育てる』に係る地域制緑地等の導入目標

みどりを『まもり育てる』に係る地域制緑地等の導入目標として、既存の河川区域、地域森林計画対象民有林の基地跡地以外の指定継続の他、特別緑地保全地区や生産緑地などその他制度の導入検討することを設定します。

表2-2 地域制緑地等の導入目標

	基準年 (平成28年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
河川区域	2.1ha	2.1ha	2.1ha
地域森林計画対象民有林 [※]	24.6ha	24.6ha	24.6ha
緑地保全地域	—	制度導入の検討	
特別緑地保全地区	—		
風致地区	—		
生産緑地地区	—		
保存樹・保存樹林	—		
景観重要樹木	—		

※：地域森林計画対象民有林は、西普天間住宅地区返還前の市街地を対象とした

【参考】制度の概要

制度導入を検討する 地域制度等	制度の概要
緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用と調和を図りながら保全
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全
風致地区	良好な自然的景観を形成している区域において、土地利用計画、都市環境の保全を図る(開発行為等の許可制)
生産緑地地区	良好な都市環境を確保するため、都市部に残存する農地を計画的に保全(開発行為等の制限)
保存樹・保存樹林	地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、条例等により指定し保存
景観重要樹木	景観計画に基づき指定

（２）みどりを『つくり・つなぐ』に係る目標水準

① 都市公園等の確保目標

都市公園等の確保目標量として、1人当たり都市公園等面積を設定します。なお、中期目標は西普天間住宅地区の開発を含み、長期目標はインダストリアル・コリドー地区、普天間飛行場跡地の開発を含む市域全体を対象とするものとして設定します。

表2-3 都市公園等の確保目標

	基準年 (令和3年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
都市公園等 ^{※1} 面積	41.1ha	63.0ha	175.2ha 以上
1人当たり都市公園 等面積	4.1 m ² /人	5.9 m ² /人	16.0 m ² /人以上

※1 都市公園等：都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、都市緑地）にその他の公園（住宅供給公社移管による公園、開発による公園、区画整理等による緑地等、その他公園・遊歩道）を加えたもの

【参考】人口及び西普天間住宅地区・普天間飛行場跡地等の都市公園等想定面積

	基準年 (令和3年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
人口	100,180人 ^{※1}	106,792 ^{※2}	109,795人 ^{※2}
市街地 ^{※6} 内の 都市公園面積	39.7ha	50.1ha	58.7ha
市街地 ^{※6} 内の その他の公園面積	1.4ha	1.4ha	1.4ha
西普天間住宅地区 都市公園等想定面積	—	11.5ha ^{※3}	11.5ha ^{※3}
インダストリアル・コリドー地区 都市公園等想定面積	—	—	3.6ha ^{※4}
普天間飛行場跡地 都市公園等想定面積	—	—	100ha 以上 ^{※5}

※1：人口の基準年は、2021年9月時点の住民基本台帳人口

※2：2030,2040年推計人口は、宜野湾市人口ビジョンに示されているシミュレーション2

※3：西普天間住宅地区土地区画整理事業事業計画書における公園・緑地面積

※4：西普天間住宅地区と一体的に20%の公園・緑地を確保するものとして算定

（中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 H25.1（p31）の公園・緑地20%を参考）

※5：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 H25.1（p34）の「大規模公園の全体整備規模は、概ね100ha程度を想定」を参考

※6：市街地の範囲は、西普天間住宅地区返還前の市街地と設定した

第2章 みどりの将来像（基本方針）

【参考】都市公園法運用指針 抜粋

施行令第1条の2においては、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10㎡以上」、「5㎡以上」を参酌すべき基準として定めている。

この住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡という値については、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10㎡を達成しても豊かさや潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから10㎡以上としているものである。例えば、過去の都市計画中央審議会答申や緑の政策大綱（平成6年建設省決定）においては、「1人あたり都市公園等面積20㎡」「市街地における永続性のある緑地の割合を3割」が目標とされており、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告（平成19年6月）においても、「連担した市街地において永続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされている。

【参考】上位計画における目標値

上位計画	都市公園等の目標値	定 義
沖縄県広域緑地計画 （平成30年3月）	県全体：20㎡/人以上 （現況：10.7㎡/人） 那覇広域：14.9㎡/人 （現況：6.9㎡/人）	都市公園等：住区基幹公園（街区・近隣・地区）、都市基幹公園（総合・運動）、広域公園、国営公園、特殊公園、墓園、都市緑地

【参考】他都市の計画における目標値

他都市の計画	都市公園等の目標値	定 義
那覇市緑の基本計画 （平成31年3月）	9.02㎡/人 （現況：6.21㎡/人） 都市公園：8.48㎡/人 （現況5.67㎡/人）	都市公園等：都市公園に営造物公園（港湾緑地、児童遊園）、その他緑地を含めたもの
浦添市緑の基本計画 （令和2年5月）	都市公園：10.8㎡/人 （現況：10.3㎡/人）	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園（特殊公園）、都市緑地

② 緑化の目標

緑化の目標として、公共施設、民間施設それぞれにおいて、以下の緑化の目標を設定します。

表 2 - 4 公共施設及び民間施設の緑化目標

区分	緑化の目標		
公共施設	● みどり豊かな街並みを創出するために、敷地内は以下の基準により緑化を行う。		
	地域区分※ ¹	緑化面積※ ²	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の15%以上	緑化面積 20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の25%以上	
	暮らし場地域	敷地面積の20%以上	
民間施設 (住宅、事業所等)	● みどり豊かな街並みを創出するために、敷地内は以下の基準により緑化を行う。		
	地域区分※ ¹	緑化面積※ ²	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積 20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	
	暮らし場地域	敷地面積の10%以上	
	延べ面積 1500㎡超の宿泊施設及び商業施設	上記に5%上乗せ	

※ 1 : 地域区分は、宜野湾市景観計画に示す地域

※ 2 : 緑化面積の算出方法は、宜野湾市景観計画運用ガイドラインに基づくものとする

凡 例	
	商業・幹線沿道地域
	海岸周辺地域
	暮らし場地域
	軍用地・跡地利用地域



■ 道路の緑化目標

- 道路構造令による歩道等の有効幅員を確保した上で、残りを植栽による緑化を図る。なお、残りの幅員や地域等により樹種を選定する。
- 歩道等の有効幅員を確保できない道路は、沿道残地等の緑化や沿道宅地の緑化を促進する。

表 2 - 5 市道における緑化の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
高木	5,167 本	5,686 本	新設道路緑化検討

③ みどりを『つくり・つなぐ』に係る地域制緑地等の導入目標

みどりを『つくり・つなぐ』に係る地域制緑地等の導入目標として、景観計画形成重点地区の指定や市民緑地認定制度、その他制度の導入を検討することを設定します。

表2-6 地域制緑地等の導入目標

	基準年 (平成28年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
景観計画 景観形成重点地区 (緑化に関する基準)	—	1地区（西普天間住宅地区）	3地区（普天間飛行場、普天満宮・普天間地区）
緑化地域	—	制度導入の検討	
地区計画（緑化に関する基準）	—		
市民緑地認定制度	—		
市民緑地契約制度	—		

【参考】制度の概要

制度導入を検討する 地域制度等	制度の概要
緑化地域	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける
地区計画（緑化に関する基準）	土地区画整理事業実施済み地区など、良好な市街地環境を維持・形成するために敷地内緑化の基準を設定
市民緑地認定制度	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度
市民緑地契約制度	主として土地等の所有者からの申出に基づき、地方公共団体又はみどり法人が当該土地等の所有者と市民緑地契約を締結し、市民緑地を設置し、これを管理することにより、土地等の所有者が自らの土地等を市民緑地として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的とした制度

【参考】市民緑地制度（市民緑地認定制度、市民緑地契約制度）の概要

		市民緑地認定制度	市民緑地契約制度
制度の根拠		（都市緑地法第 60 条） 緑化地域又は第四条第二項第八号の地区※ ¹ 内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。	（都市緑地法第 55 条） 地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人は、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域又は準都市計画区域内における土地等の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設を設置し管理することができる。
制度の目的		都市部の未だ都市公園が不足する地域において、空き地等を活用して民間主体が住民の利用に供する緑地を設置・管理するもの	都市公園の整備と併せて民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保するため、地方公共団体等が設置・管理するもの
制度の内容	指定される地域	緑化地域又は緑化重点地区	都市計画区域又は準都市計画区域
	設置・管理主体	民間主体（みどり法人※ ² を含む）	地方公共団体又はみどり法人
	面積	300 m ² 以上	
	必要な緑化率	20%以上	—
	設置・管理期間	5 年以上	
税制措置		・みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減	・地方公共団体に無償で貸し付ける場合、固定資産税の非課税 ※みどり法人に貸し付ける場合は課税対象 ・相続税の2割評価減

※1：市民緑地認定制度の制度根拠に記載する「第四条第二項第八号の地区」は、第5章で定める緑化重点地区である。

※2：緑地保全・緑化推進法人（通称：みどり法人）制度は、NPO 法人やまちづくり会社などの地方公共団体以外の団体が、緑地の保全や緑化の推進を行う団体として、市町村長の指定を受ける制度

市民緑地制度を活用することで以下のメリットがあります。

- ✓ 市区町村の認定を受けることにより、企業が行う地域貢献や社会貢献活動（CSR）、緑地の管理を通じた社会課題の解決等に対し、公的な位置づけが与えられる。
- ✓ 必要な施設整備に要する費用の一部に対し、国の財政支援が受けられる。（市民緑地等整備事業適用の場合）
- ✓ 税の優遇措置が受けられる。

（3）みどりを『活用する』に係る目標水準

みどりが有効的に市民に活用されることについても積極的に推進していく方針とし、満足度などの目標を設定します。

① みどりの満足度

市民アンケート調査によるみどりの満足度（満足・やや満足の合計）において長期的に過半数の市民が満足できるみどりのまちづくりを目指します。

- ・基準年（令和元年 11 月）アンケート調査結果：23%
- ・中期目標値：36%（最終目標値と基準年の中間値を目指す）
- ・長期目標値：50%（過半数の市民が満足できるみどりのまちづくりを目指す）

（令和元年アンケート調査の設問と結果）

現在の市内の緑に状況について、満足していますか。次の中から1つ選んでください。

1. 満足
2. やや満足
3. どちらともいえない
4. やや不満
5. 不満

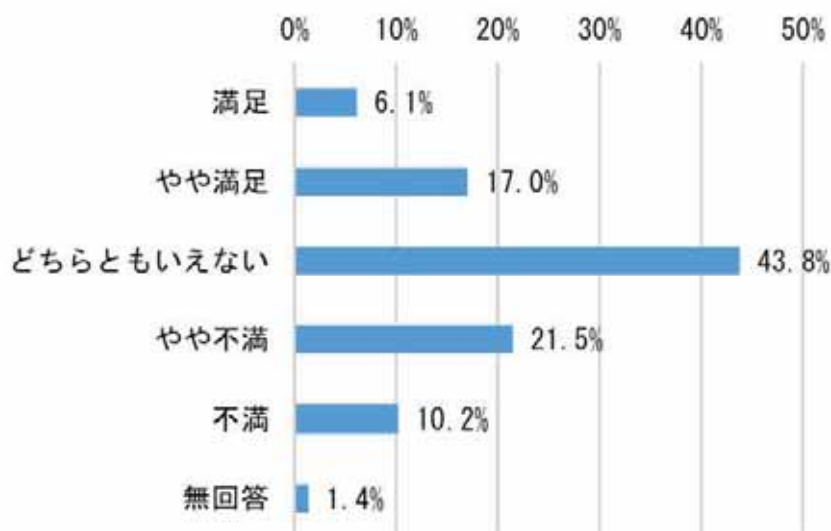


表2-7 「みどりの満足度」の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
みどり満足度 (満足・やや満足の合計)	23%	36%	50%

② 公園利用頻度

市民アンケート調査において、週に1回以上公園を利用する市民が約10年で3%上昇するみどりのまちづくりを目指します。

- ・基準年（令和元年11月）アンケート調査結果：18%
- ・前回調査（平成16年11月）アンケート調査結果：15%
- ・中期目標値：21%（3%上昇）
- ・長期目標値：24%（3%上昇）

※3%上昇：平成16年調査から令和元年調査時の上昇率が3%であることを踏まえ、期間は異なるが、目標として、中間で3%上昇、長期でさらに3%上昇を目標値とした

（令和元年アンケート調査の設問と結果）

あなたはお住まいの近くの公園へはよく行かれますか。次の中から1つ選んでください。

1. 毎日 2. 週に1回ぐらい 3. 月に1～2回
4. 年に数回 5. 行かない 5. 近くに公園がない

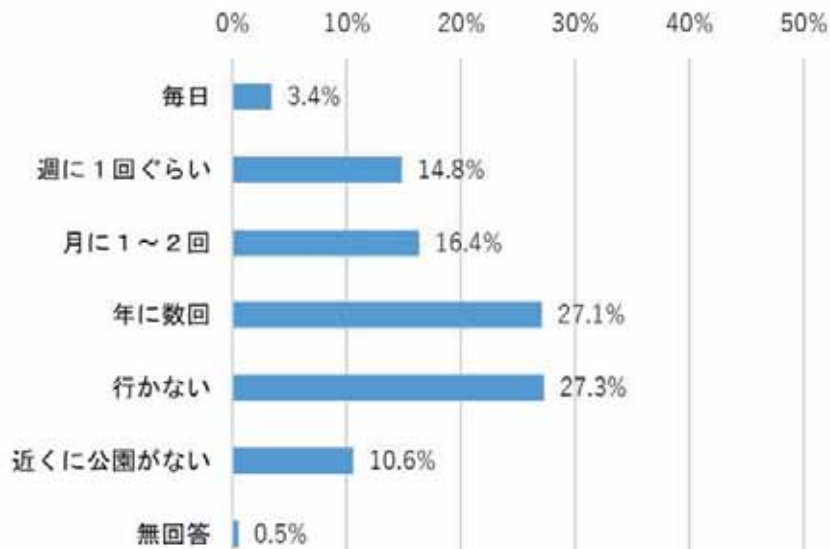


表2-8 「公園利用頻度」の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
公園利用頻度 (週に1回以上)	18%	21%	24%

③ 都市公園の年間活用件数

市内全ての都市公園の年間活用件数が、整備される公園箇所数に合わせて増加するみどりのまちづくりを目指します。

- ・基準年（令和元年度）：7,001 件
- ・中期目標値：8,300 件（7,001×1.19 倍）
（1.19 倍：中間整備予定 44 箇所／基準年整備済み 37 箇所）
- ・長期目標値：9,700 件（7,001×1.38 倍）
（1.38 倍：長期整備予定 51 箇所／基準年整備済み 37 箇所）

※都市公園の年間活用件数は、市内全ての都市公園を利用する際に申請する「公園内行為許可書」と「いこいの市民パークスケートボード場利用受付簿」の申請件数

（市施設管理課、指定管理者（共同企業体はごろも PM パートナース）調べ）

※体育館・野球場・多目的運動場・グラウンド・ビーチ・庭球場・劇場利用者除く

表 2 - 9 「都市公園の年間活用件数」の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
都市公園の年間活用件数	7,001 件	8,300 件	9,700 件

④ 市民の参加と協働によるみどりの維持管理

市内の公園や植栽帯などを市民が参加し協働で維持管理する場が増えるまちづくりを目指します。

具体的には、「植栽樹の周辺地域住民による管理」は、令和元年度現在 401 箇所ありますが、年間 10 箇所を増やすまちづくりを目指します。

また、市内には公園等の植栽等の美化活動を行う愛護会が令和元年度現在 11 団体ありますが、年間 1 団体が増えるまちづくりを目指します。

第3章 みどりの機能別配置方針

本章においては、第2章のみどりの将来像（長期目標）の実現に向けてみどりの持つ「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの機能ごとに配置方針を整理します。

1. 環境保全機能の配置方針

＜環境保全機能に関する考え方＞

環境保全のためのみどりの保全・創出を図ります。

- (1) 貴重な斜面緑地や水辺などのみどりを積極的に保全するほか、緑化した幹線道路や河川でつなぐことにより、本市の環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」を形成します。
- (2) 生物多様性の観点から貴重種をはじめとする動植物の生息域になっているみどりを適切に保全します。
- (3) 南北に連続した本市の土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全と配置を図ります。

（1）本市の環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」の形成

- ・大気汚染やヒートアイランド現象を抑止し、環境負荷の軽減に資するみどりの保全とネットワーク化
- ・既存の幹線道路の街路樹のほか、今後整備する幹線道路などの緑化を積極的に実施し、拠点となるみどりの空間などと一体的にまち全体がみどりに覆われ、風が通る環境形成
- ・河川周辺のまとまったみどりを保全するとともに、赤土等流出を抑制し、河川の水質保全を図ることにより、臨海都市としてサンゴ礁などの海洋資源・環境を保全

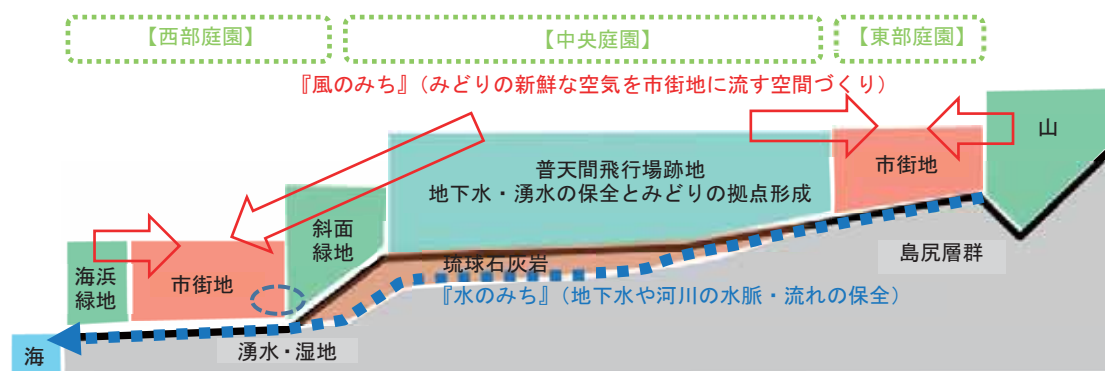


図3-1 「水とみどりと風のみち」の形成イメージ

(2) 生物多様性を考慮した動植物の生息・生育域の適切な保全

- ・伊佐から大謝名にかけての斜面緑地や宇地泊川周辺などにおいて、注目種をはじめとする多様な植物や動物の生息・生育域の適切な保全
- ・宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天満宮周辺及び西普天間住宅地区をみどりの拠点として自然環境を維持・保全
- ・「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する街路樹や沿道宅地等のみどりで構成する「みどりの回廊」の確保
- ・大山湿地における土地区画整理事業とのバランスのとれた計画的なみどりの保全
- ・普天間飛行場に残る自然環境の保全と活用(環境創造のシンボルになる普天間公園(仮称)の整備)

(3) 土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全

○西部庭園ゾーン

- ・南北に連なる斜面緑地や大山湿地（田いも畑等）、西普天間住宅地区の湧水及びみどりなどは、本市を代表するまとまった自然環境として環境を維持・保全

○東部庭園ゾーン

- ・宇地泊川沿いのまとまったみどりや市街地内に点在する樹林、農地などのみどりは、市街地内の貴重な自然環境として計画的に保全・活用

○中央庭園ゾーン

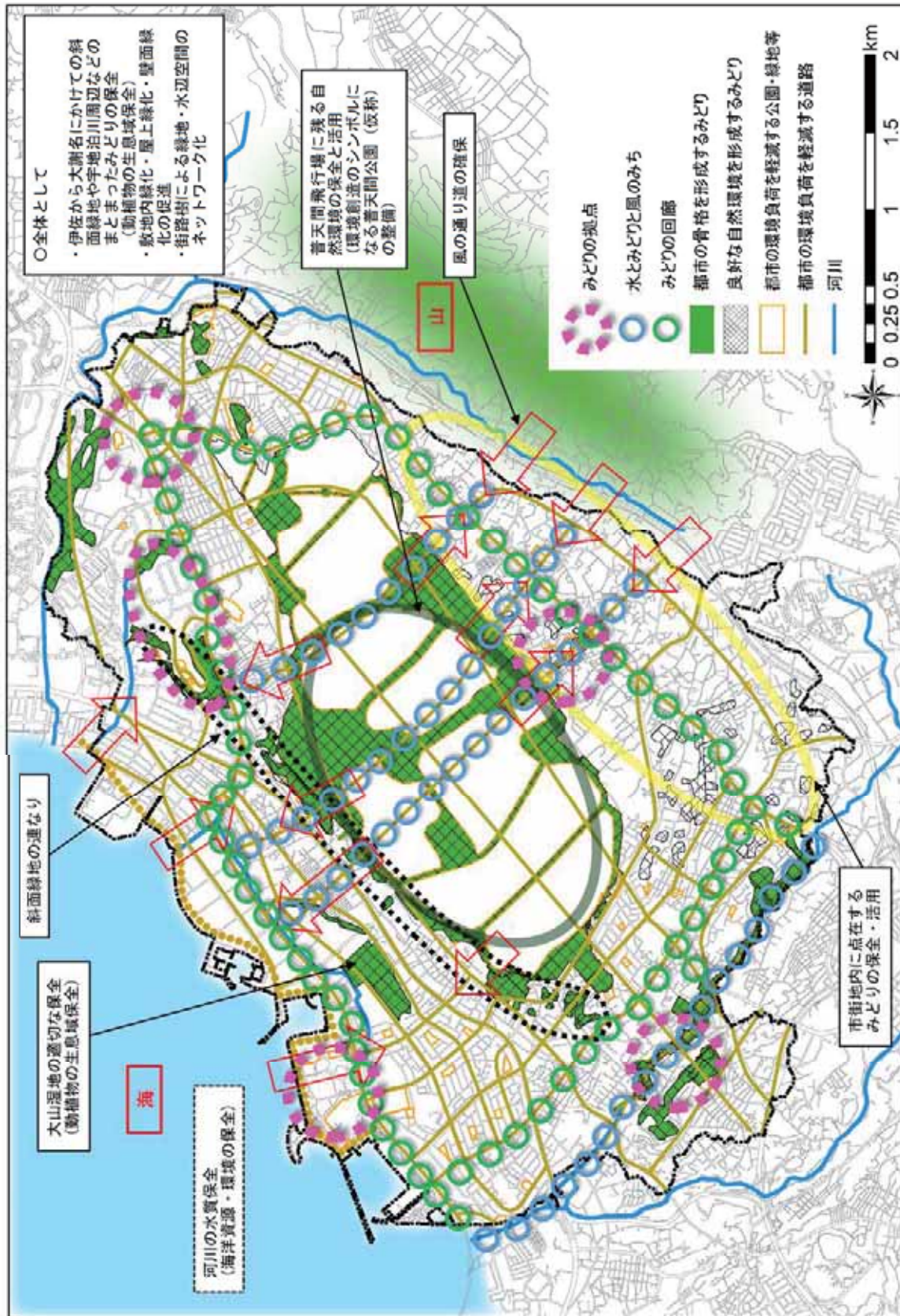
- ・普天間飛行場内に残された貴重なみどりは計画的に保全・活用
- ・地下水涵養を考慮した透水性を確保するほか、幹線道路の緑化による市域全体のみどりのネットワーク化



(透水性駐車場・トロピカルビーチ駐車場)

図3-2 大山湿地（大山田いも畑）／透水性確保のイメージ

■ 環境保全機能の配置方針



2. レクリエーション機能の配置方針

＜レクリエーション機能に関する考え方＞

生活向上・地域振興に資するみどりの配置を図ります。

- (1) 散歩やサイクリング・ジョギングに対応し、みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワークを強化します。
- (2) 普天間飛行場跡地に広域的な交流・レクリエーションの拠点を形成します。
- (3) 「みどりの拠点」を中心に、地区の特性を考慮した市民・来街者の交流・レクリエーションの場を適切に配置します。

(1) みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワークの強化

- ・幹線道路の街路樹の保全・整備及び改修等と歩行者・自転車空間の確保・充実による公園・緑地等のネットワーク化（みどりの拠点を結ぶ国道 58 号宜野湾バイパス、国道 330 号、県道 81 号及び県道 34 号等を主要な回遊軸「みどりの回廊」として位置づけ）
- ・河川の保全・活用及び親水空間の整備
- ・公園不足区域での適切な公園確保
- ・並松街道の再生による観光・レクリエーションの骨格となるシンボル軸を形成



(いこいの市民パーク)



(那覇市)

図3-3 憩いや運動の空間としての利用イメージ／幹線道路の歩行者空間充実のイメージ

(2) 普天間飛行場跡地に広域的な交流・レクリエーション拠点の形成

- ・市民・県民が返還記念の喜びを県内外に発信する平和希求のシンボル及び「みどりの中のまちづくり」を推進する骨格として整備(普天間公園(仮称))

(3) 既存のみどりを活かした市民・来街者の交流・レクリエーションの場の適切な配置

○西部庭園ゾーン

- ・コンベンションリゾートエリアや宜野湾海浜公園・嘉数高台公園の維持・充実（魅力ある緑化・施設整備）と宜野湾浄化センターの緑化
- ・整備済み都市計画公園の適切な維持・管理と未整備都市計画公園の整備推進
- ・普天満宮・普天満山神宮寺の門前広場や交流広場を活用した交流・レクリエーションの実施
- ・海浜部の魅力を活かしたプロムナード(自転車道等)の整備、自転車レーンの設置
- ・既存のみどりを活かした魅力ある公園の整備(西普天間住宅地区)
- ・大山土地区画整理事業の土地利用計画において、宅地利用と農地などの保全・活用を両立
- ・大山湿地の貴重種を保護するビオトープの整備や農業体験の場としての活用

○東部庭園ゾーン

- ・いこいの市民パークや比屋良川公園の効果的活用の維持・充実
- ・整備済み都市計画公園の適切な維持・管理と未整備都市計画公園の整備推進
- ・点在する農地などのみどりを住民に身近な憩いの場として保全・活用

○中央庭園ゾーン

- ・貴重なみどりを活用した観光・レクリエーションの場の整備
- ・跡地利用に伴う住民や来街者に身近な公園の適切な配置

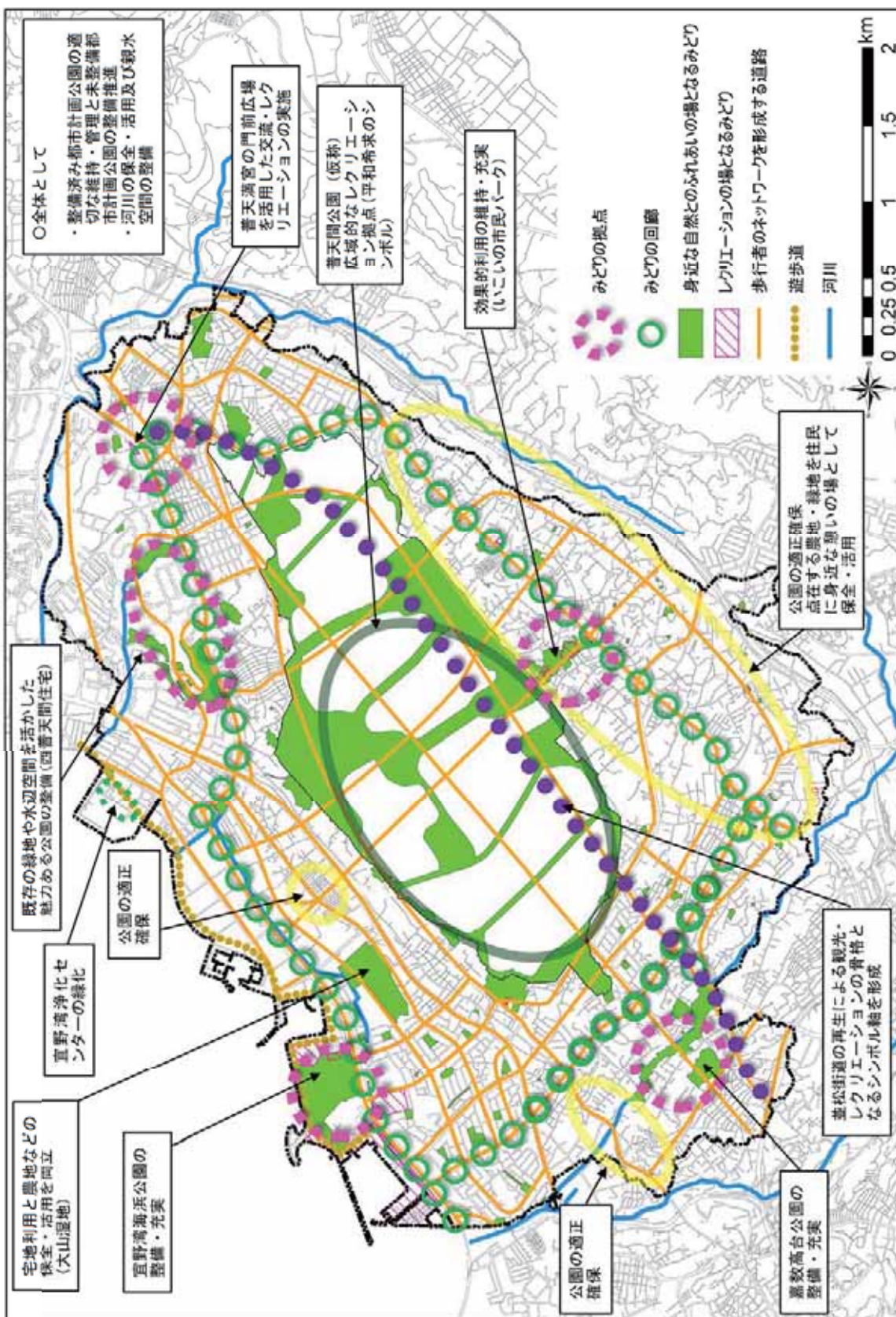


図3-4 農地などの環境学習・体験学習の場としての活用(宜野湾市 わらば～体験じゅく)



図3-5 『東部庭園ゾーン』に点在するみどり

■レクリエーション機能の配置方針



3. 防災機能の配置方針

＜防災機能に関する考え方＞

安全・安心な国土形成に資する避難、延焼防止、治水、津波対策、土砂災害などに対応したみどりの保全・活用を図ります。

- (1)災害時に市民の安全性を確保する避難地と避難路を適切に配置するとともに総合的な防災対応を行います。
- (2)市街地の状況や地形などの状況に応じて防災機能を考慮したみどりを配置します。

(1) みどりを活かした災害時に市民の安全性を確保する避難場所と避難路の適切な配置

- ・都市計画公園の整備及び学校施設等の活用による避難地の適正確保
- ・幹線道路等の街路樹の保全・整備及び改修等による延焼の防止と歩行者の安全性確保及び騒音や排気ガス・強風の遮断、歩行者の安全性確保など多様な防災対応
- ・市街地内に点在する農地等のみどりの維持・保全による延焼防止
- ・市街地の生垣や敷地内緑化の推進（地震時の安全性確保と延焼防止）

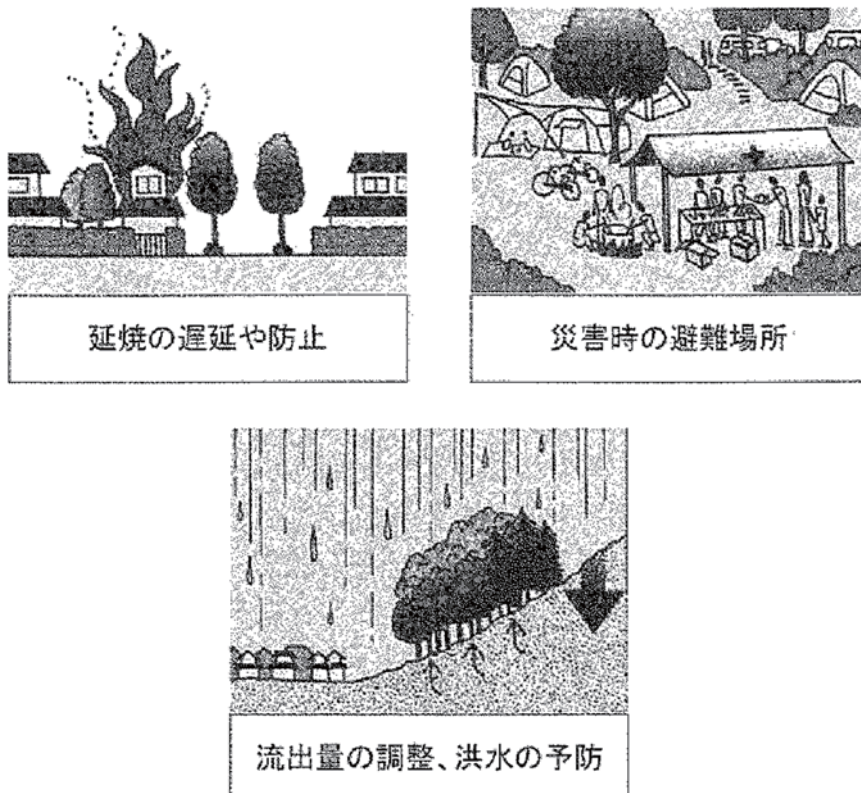


図3-6 みどりの防災機能のイメージ

資料：緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版

（２）市街地の状況や地形などの状況に応じた防災対応

○西部庭園ゾーン

- ・ 海浜部における津波浸水への適切な対応(津波避難ビルへの避難経路の適切な確保や津波や潮害を緩衝する街路樹等の選定と樹木の設置)
- ・ 土砂災害・治水を考慮した斜面緑地や大山湿地などの適切な保全
- ・ 普天間川や宇地泊川などの河川の治水対策の促進
- ・ 地形・水系を考慮し既存のみどりを適切に残した開発（駐留軍用地跡地）

○東部庭園ゾーン

- ・ 治水機能・延焼防止機能を考慮した市街地内に点在するみどりの保全

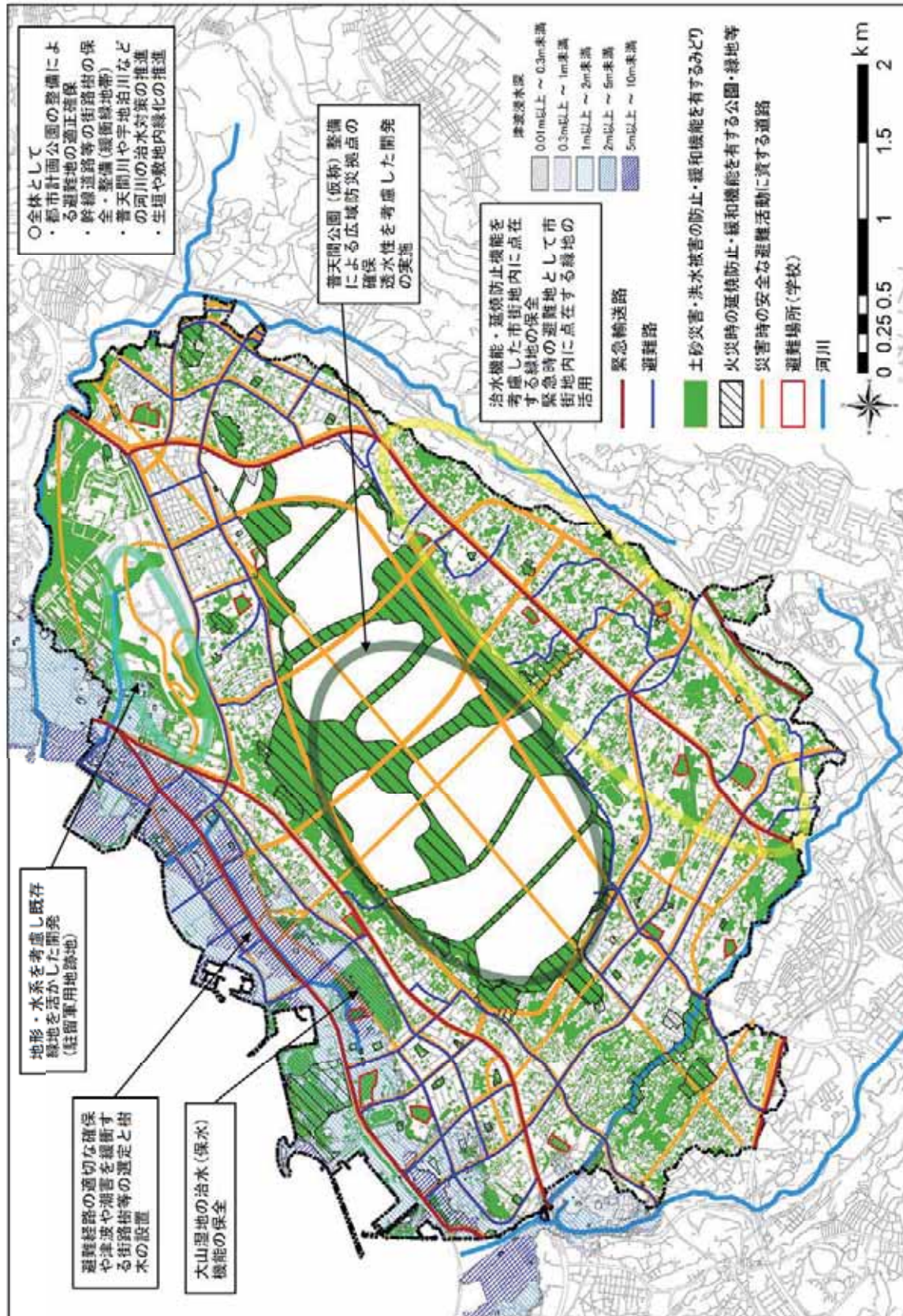
○中央庭園ゾーン

- ・ 普天間公園（仮称）整備により避難や緊急活動等に対応した広域防災拠点の確保
- ・ 透水性を考慮した開発の実施
- ・ 市全域から広域防災拠点への避難路の配置(幹線道路の整備と緑化)



図3-7 生垣・敷地内緑化のイメージ(市内)

■ 防災機能の配置方針



4. 景観機能の配置方針

＜景観機能に関する考え方＞

宜野湾らしい景観形成のためにみどりの保全・活用を図ります。

- (1) 本市特有の自然資源を保全・活用した景観形成を図ります。
- (2) 本市の歴史資源を活かしたみどり景観の保全と再生を図ります。
- (3) 市街地の特徴に応じたみどりの活用による魅力ある景観形成を図ります。

(1) 本市特有の自然資源を保全・活用した景観形成

- ・ 高低差のある地形に沿って点在するみどりや大山湿地（田いも畑）などの保全・活用
- ・ 海や斜面緑地の眺望や高台から望む点在するみどり景観などの保全
- ・ 宇地泊川の河川緑地の保全・活用
- ・ 街路樹や公園、公共施設等の植栽において、住民意向を踏まえるとともに、本市の本来の植生を考慮した在来種等を中心に活用
- ・ 在来種や市の木(リュウキュウコクタン)、市の花木（サンダンカ）などを効果的に活用
- ・ これらによる、みどりの連なり、水の連なり、道の連なりの形成



図3-8 みどり豊かなまちの眺望(嘉数高台)／海への眺望(県道 81 号)

(2) 本市の歴史資源を活かしたみどり景観の保全と再生

- ・ 普天満宮・普天満山神宮寺周辺のみどりの保全・活用及び門前広場の整備と合わせた、並松街道の再生と活用（本市の歴史的景観の骨格の形成）
- ・ 市内に点在する湧水（カー）や拝所（御嶽）などの保全・活用と周辺のみどりの維持・充実（自然環境をもとにした歴史資源の特徴を活かした景観保全・形成）
- ・ 国道 58 号、国道 330 号、県道 81 号及び県道 34 号等を歴史文化の回遊軸として活用



普天満宮と並松街道



図3-9 並松街道(往時)と琉球国王普天満参詣歴史絵巻行列

(3) 市街地の特徴に応じたみどりの活用による魅力ある景観形成

○西部庭園ゾーン

- ・西海岸エリアは、コンベンション・リゾートにふさわしい魅力ある緑化を促進
- ・国道 58 号及び宜野湾バイパス、県道 81 号は周辺の海や斜面緑地・大山湿地とともにみどりの豊かさを実感できる街路樹の保全・充実
- ・駐留軍用地跡地は、豊かな自然・歴史資源を保全・活用した景観形成を重点的に実施

○東部庭園ゾーン

- ・国道 330 号・県道 34 号線は、市民が日常的に水とみどりの豊かさを実感できる街路樹等の確保や市民の協力による沿道緑化の促進
- ・住宅地内に点在するみどりの保全・活用(みどり豊かな住宅地を実感できる場づくり)

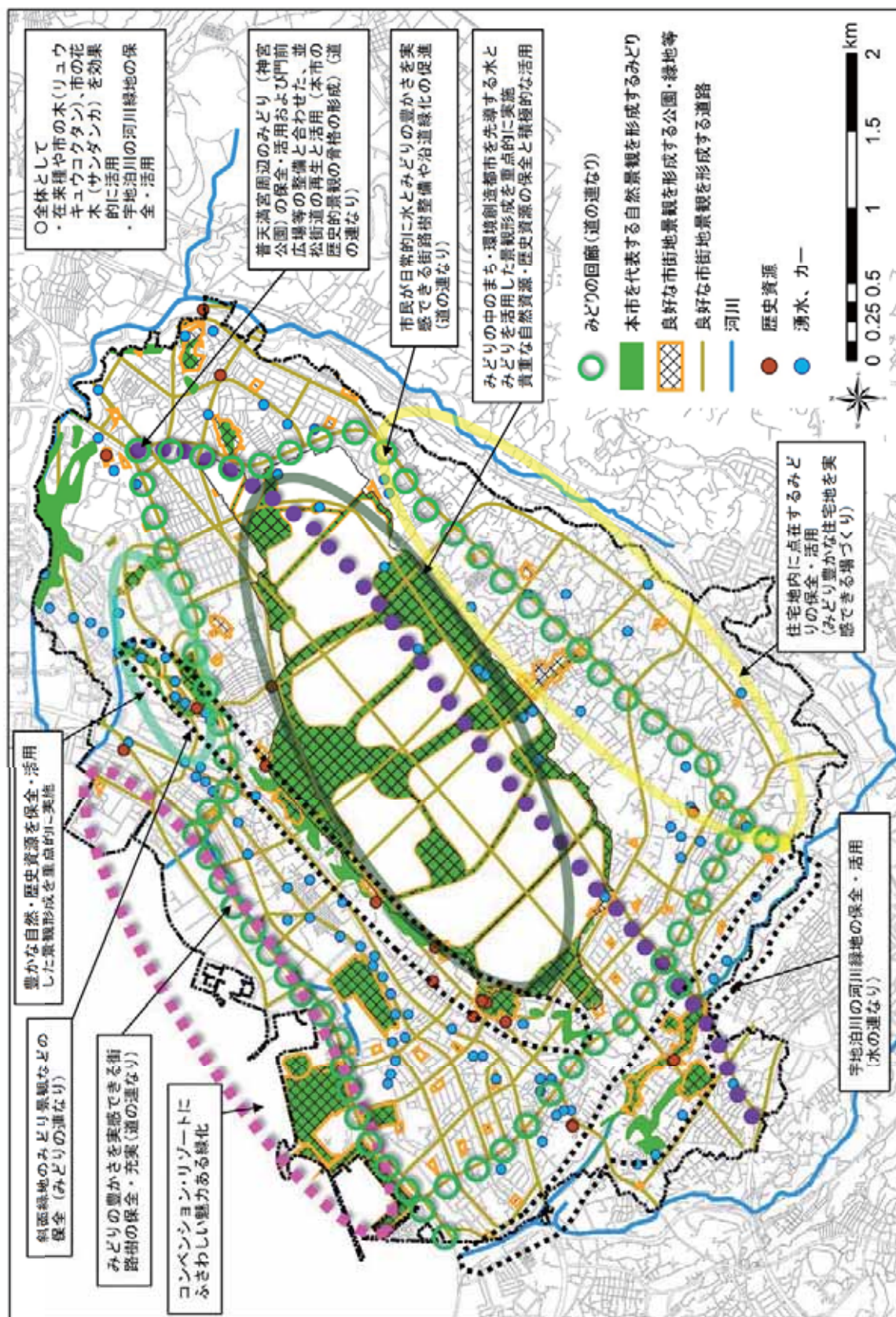
○中央庭園ゾーン

- ・みどりの中のまち・環境創造庭園都市を先導する水とみどりを活用した景観形成を重点的に実施
- ・貴重な自然資源・歴史資源の保全と積極的な活用



図3-10 幹線道路の街路樹の保全・充実

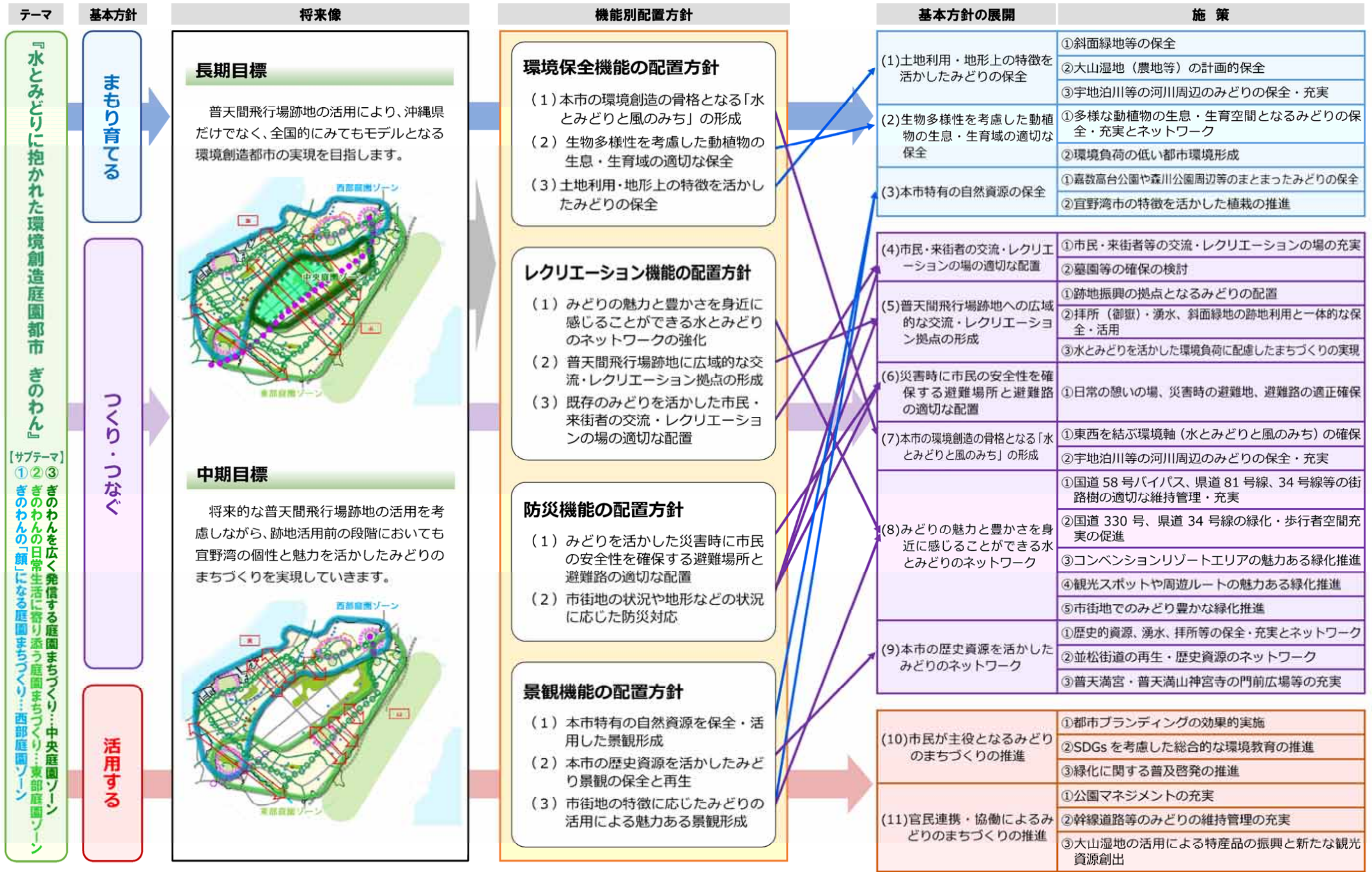
■ 景観機能の配置方針



第4章 みどりの保全及び緑化推進のための 施策の方針

1. みどりの保全及び緑化の推進のための施策の体系

みどりの将来像とみどりの機能別配置方針を踏まえ、みどりの保全及び緑化推進のための施策を、本計画の基本方針である「みどりを”まもり育てる、つくり・つなぐ、活用する”」の3つに区分し、基本方針の展開ごとに設定した施策体系を以下に示します。また、次ページ以降で各施策の具体内容について整理します。



2. みどりの保全及び緑化の推進のための施策

■「まもり育てる」施策

(1) 土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全

① 斜面緑地等の保全

伊佐から大謝名にかけての連続した斜面緑地等は、本市を代表するまとまったみどりであることから、地域森林計画対象民有林としての継続指定に努めるとともに、緑地としての保全をより確実なものとするため、特別緑地保全地区等の指定を検討します。

また、土砂災害警戒区域周辺の斜面緑地等は、周辺地域の安全性に配慮し、みどりの保全を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○地域森林計画対象民有林の指定継続	・地域森林整備計画対象民有林としての指定の継続に努めます。
○特別緑地保全地区等の指定検討	・伊佐から大謝名にかけての斜面緑地などについて、緑地保全を適切に図るため、所有者の理解と協力のもと緑地保全地域、特別緑地保全地区、風致地区等の指定を検討します。
○土砂災害警戒区域の指定継続と市民への周知	・土砂災害警戒区域の指定継続や土砂災害特別警戒区域への見直し等を促進し、土砂災害の恐れがある箇所を明確にするとともに、周辺地域の安全性に配慮し、区域周辺のみどりの保全を図ります。 ・土砂災害警戒区域等については、区域周辺のみどりの保全について市民の理解を深めるため、宜野湾市総合防災マップ等において周知を行います。



図4-1 宜野湾バイパスから斜面緑地方向を望む

② 大山湿地（農地等）の計画的保全

市街地内の農地である大山湿地は、大山土地区画整理事業施行区域に決定されていますが、特徴ある自然を有し多様な生物の生息場所になっているとともに、特産品である大山田いもの生産の場としても貴重なみどりの空間になっています。そのため、営農希望者等の意向を踏まえた上で、計画的な保全や利用を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○大山土地区画整理事業での公園・緑地と一体性を持った農地の保全	・湧水などの保全や営農希望への対応を踏まえた大山湿地の保全区域の検討・設定について、地域住民や営農者・地権者の意向を把握し、公園・緑地と一体性をもった農地の保全を推進します。
○営農者の意向に基づく生産緑地等の指定の検討	・営農希望者の適切な確保を図るとともに、生産緑地等を活用し、農地の計画的な保全を推進します。
○湿地環境の保全検討	・動植物の生息域としての役割を踏まえ、湿地環境の保全について、土地区画整理事業に合わせたビオトープのある公園整備や特別緑地保全地区の指定等の検討を行います。



図4-2 大山地区の田いも畑等

③ 宇地泊川等の河川周辺のみどりの保全・充実

河川は、市民に潤いを与え、自然の一部として生物を育むとともに、海域の生態系を支える機能等を有していることから、宇地泊川等の河川の保全を図るとともに、周辺のまとまった緑地について、河川区域の継続指定による保全や環境整備等を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○河川区域の指定継続による緑地保全	・河川区域としての指定の継続を図ります。 ・周辺の地域森林計画対象民有林や公園の保全を図ります。
○水質保全に対する市民意識の向上	・市民等が積極的に河川の清掃などのボランティア活動に参加したくなるような環境整備を図ります。 ・身近な生活排水対策や赤土流出防止など、河川の水質保全に関する啓発に努めます。



図4-3 宇地泊川周辺のみどり

(2) 生物多様性を考慮した動植物の生息・生育域の適切な保全

① 多様な動植物の生息・生育空間となるみどりの保全・充実とネットワーク

生物多様性を適切に確保するためには、動植物の生息・生育域を守るとともに、地域の気候風土にあったみどりの確保とそのネットワークが必要です。本市のみどりの骨格となる伊佐から大謝名にかけての斜面緑地等の保全やみどりの拠点におけるみどりの充実、幹線道路などの街路樹の保全・充実及び沿道の民有地内緑化を誘導することにより、みどりのネットワーク化を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○地域森林計画対象民有林の指定継続（再掲）	・地域森林整備計画対象民有林としての指定の継続に努めます。
○特別緑地保全地区等の指定検討(再掲)	・伊佐から大謝名にかけての斜面緑地などについて、緑地保全を適切に図るため、所有者の理解と協力のもと緑地保全地域、特別緑地保全地区、風致地区等の指定を検討します。
○みどりの拠点の自然環境の維持・保全	・宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天満宮周辺及び西普天間住宅地区の樹木等の自然環境の適切な維持・保全を図ります。
○幹線道路などの街路樹の保全・充実	・既存の街路樹の維持・保全と適切な改修を実施します。 ・国道・県道の街路樹整備の促進・要請を図ります。 ・景観計画を参考に民有地内緑化による沿道緑化の誘導を実現するため、市民や事業者に対して民有地内緑化の普及活動や情報提供の実施、助成制度の検討を行います。 ・在来種を考慮するなど適切な植栽を行います。

(参考) 宜野湾市における生物多様性について

伊佐から大謝名にかけての斜面緑地や宇地泊川沿いなどにおいては、在来種の植物が多く分布し、多様な動植物の生息・生育が可能な環境が形成されています。そのような本市の生物多様性を向上していくには、計画的に動植物の生息・生育環境の保全、創出、再生及びネットワーク化を進めていくことが必要と考えます。

土地本来の樹林の構成種を公共・民有地を含めて植栽していくことで、将来的に周辺の「みどり」にもそれらを広げ豊かな樹林に近づけ、生物多様性を向上していくことができると考えています。



斜面緑地等



宇地泊川沿いの「みどり」

(参考) 宜野湾市本来の自然のみどり

宜野湾市は、植物社会学的分類単位においては、ナガミボチョウジーリュウキュウガキ群団に属するものと判断され、4つの特徴的な樹林が導かれます。

- ・ **タブノキ**（クスノキ科）が占有する陰樹林
- ・ **ヤブニッケイ**（クスノキ科）を中心とする半陰樹林
- ・ **アカギ**（トウダイグサ科）が優占する河畔林
- ・ **ガジュマル**（クワ科）、**ハマイヌビワ**（クワ科）と**アコウ**（クワ科）を主体とする崖地林・露岩地林

仲田栄二（沖縄国際大学・南島文化研究所特別研究員）調べ



タブノキ



ガジュマル



ヤブニッケイ



ハマイヌビワ



アカギ



アコウ

資料：沖縄県緑の回廊形成ガイドライン、沖縄県 HP 有用樹木要覧

宜野湾市本来の自然のみどりとして、代表的な4つの種類の樹林があり、その樹林を構成する在来種の例としては、以下などが挙げられます。これらの樹種を積極的に植栽していくことで、生物多様性の創出、再生につながると考えます。

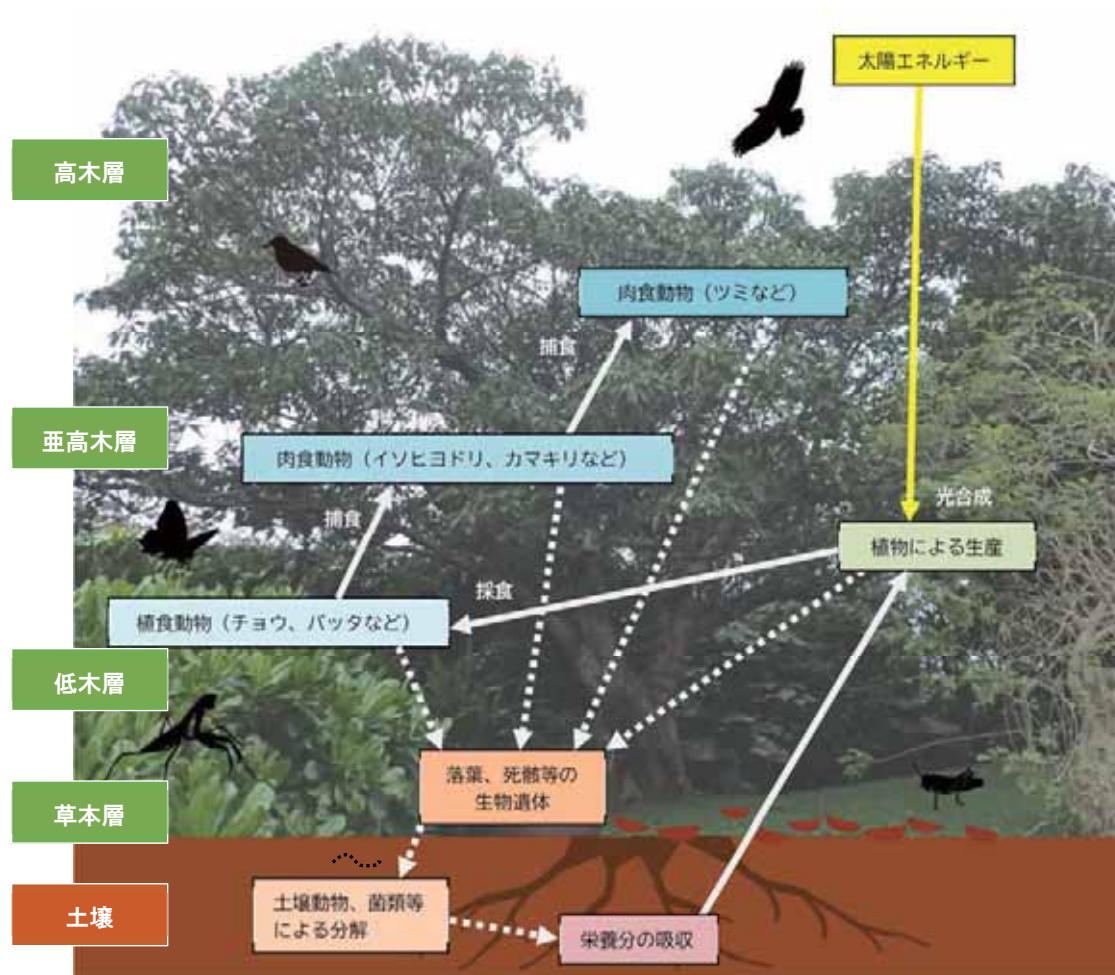
種別	和名	ナガミボチョウジ - リュウキュウガキ群団			
		タブノキ (クスノキ科) が占有する陰樹林	ヤブニッケイ (クスノキ科)を中心とする半陰樹林	アカギ (トウダイグサ科)が優占する河畔林	ガジュマル (クワ科)、ハマイヌビワ (クワ科)とアコウ (クワ科)を主体とする崖地林・露岩地林
高木・亜高木	アカギ	○	○	◎	
	アコウ	○	○	○	◎
	アマミアラカシ	○	○	○	
	イスノキ	○	○	○	
	ガジュマル	○	○	○	◎
	クロヨナ	○	○	○	○
	クワ/ハエノキ	○	○	○	
	サンゴジュ	○	○	○	
	シマグワ	○	○	○	
	タイワンウオクスギ	○	○	○	
	タブノキ	◎	○	○	
	ハマイヌビワ	○	○	○	◎
	モクダチバナ	○	○	○	
	ヤブニッケイ	○	◎	○	○
低木	クチナシ	○	○	○	
	クロツグ	○	○	○	○
	ゲッキツ	○	○	○	○
	ゴモジュ	○	○	○	
	トベラ	○	○	○	○
	ネズミモチ	○	○	○	
	マサキ	○	○	○	

- 陰樹林、半陰樹林、河畔林については、同様の樹種ですが、それぞれ主体になる樹木がタブノキ、ヤブニッケイ、アカギになるかによって変わってきます。
- アマミアラカシ、イスノキについては、現在自生していませんが、土壌条件からかつて自生していたと判断されます。これは、戦争によって焼失したと考えられます。なお、隣接する浦添市や北谷町には現在も残っています。

(参考) 生物多様性がある環境について

多様な動植物の良好な生息・生育環境を整えるためには、高木、亜高木、低木、草本類を組み合わせ、多くの高さの階層ができるような林にすることが必要です。

多種多様な植物を組み合わせるとともに、明るい林や少し暗い林など、いろいろな緑の空間があれば、それぞれの特性に合わせて、様々な生き物が生息・生育できるようになります。



市街地の緑地に形成される二次林の生態系模式図

資料：沖縄県緑の回廊形成ガイドラインを抜粋加工

※光合成：緑色植物が光（太陽光）のエネルギーを用いて、二酸化炭素（ CO_2 ）と水（ H_2O ）からデンプンなどの炭水化物（グルコース $\text{C}_6\text{H}_{12}\text{O}_6$ ）を合成し、酸素（ O_2 ）を放出すること

② 環境負荷の低い都市環境形成

普天間飛行場周辺の台地から低地部へ地下水として流れる水循環を維持し、本市の貴重な資源である湧水を保全するとともに、二酸化炭素の吸収や蒸散作用による冷却効果といった地球温暖化の抑制など、市街地の環境負荷を低減するためにみどりの有する機能を社会資本の一部として捉えるグリーンインフラの考え方にに基づき、緑地の保全と緑化の推進を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○水とみどりと風のみちの確保	・みどりの連続性と幹線道路や河川を活用した風の通り道を確保します。 ・地下水脈の保全を考慮した緑地等の適切な保全と市街地の透水性を確保します。
○雨水貯留・浸透を確保した都市施設整備・敷地内緑化の重点的实施	・公共事業での緑化による雨水貯留・浸透を図り、環境負荷の低減や防災・減災を図ります。 ・透水性の確保と敷地内緑化の重点的実施のため、市民等に事例の紹介をするなどイメージを共有し、緑化を推進します。



図4-4 周辺環境と調和するイメージ／透水性緑化屋外駐車場イメージ

(沖縄県景観素材 Book より)

(3) 本市特有の自然資源の保全

① 嘉数高台公園や森川公園周辺等のまとまったみどりの保全

本市の貴重なまとまったみどりを適切に保全するとともに、地域本来の自然環境や景観を形成するために、みどり豊かな景観を形成している公園と一体的な緑地は、所有者等の理解と協力のもとに適切な保全を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○地域森林計画対象民有林の指定継続（再掲）	・地域森林整備計画対象民有林としての指定の継続に努めます。
○特別緑地保全地区等の指定検討(再掲)	・嘉数高台公園周辺や森川公園周辺などについて、緑地保全を適切に図るため、所有者の理解と協力のもと緑地保全地域、特別緑地保全地区、風致地区等の指定を検討します。



図4-5 嘉数高台公園／森川公園

② 宜野湾市の特徴を活かした植栽の推進

亜熱帯気候に属する宜野湾市の気候風土にあった自然環境を守るとともに宜野湾市の特徴的な景観を形成するために、在来種や市の木、市の花木を活用して緑化を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○骨格を形成する幹線道路の街路樹や市民に身近な公園での植栽の保全と緑化を推進	・街路樹や公園緑化、公共施設緑化にあたって在来種を植栽するなど宜野湾らしい緑化を推進します。 ・市の木、市の花木を効果的に活用します。
○民有地における在来種などの宜野湾らしい植栽の促進	・民有地内の緑化の普及活動にあたって、在来種や市の花木などの植栽に関する情報提供を行います。



図4-6 在来種の例（モクタチバナ）／市の花木：サンダンカ

資料：沖縄県緑の回廊形成ガイドライン

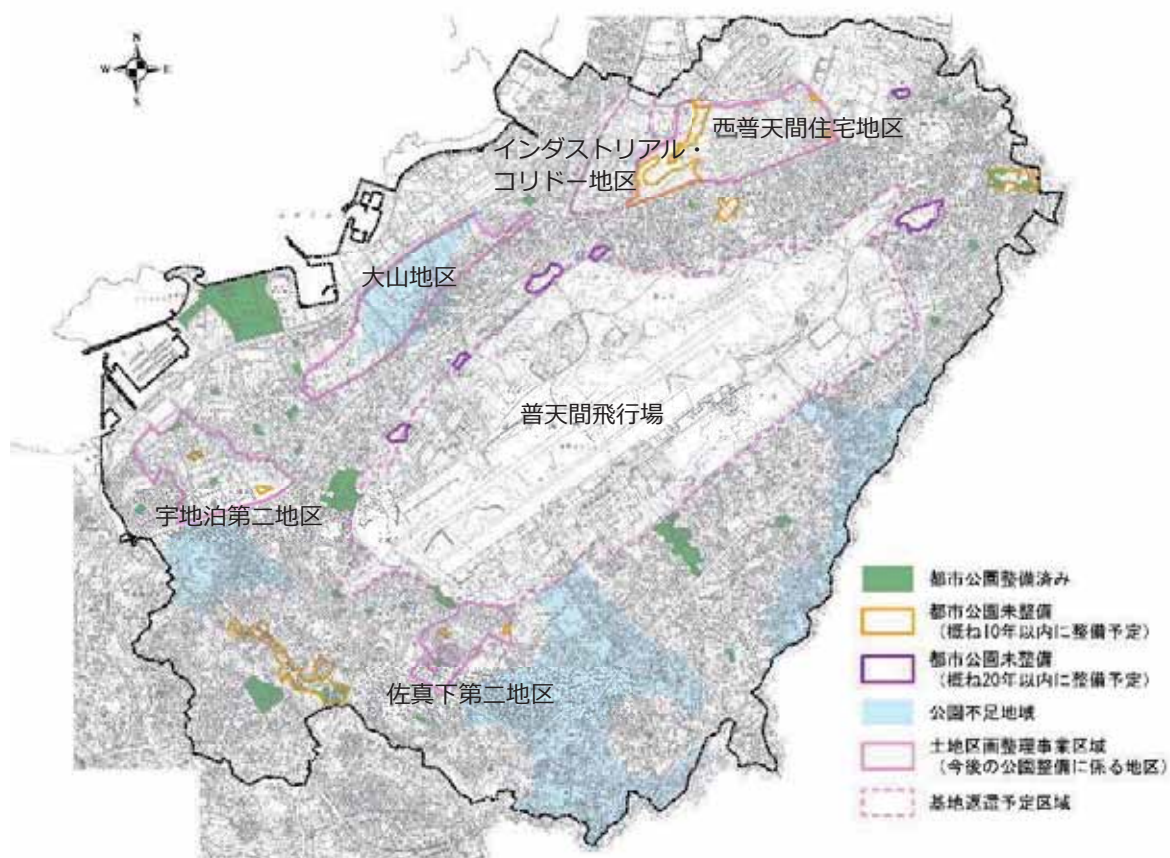
■「つくり・つなぐ」施策

（４）市民・来街者の交流・レクリエーションの場の適切な配置

① 市民・来街者等の交流・レクリエーションの場の充実

地域の生活環境の充実を図るため、市民に身近で魅力ある公園の整備・充実を図ります。特に、未整備都市計画公園の早期整備や公園不足地域における公園確保とともに地域の特性・資源や住民ニーズを踏まえた公園の整備・充実を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○都市公園の整備・再整備	・都市計画決定済みの街区公園等を優先して整備を行うとともに、基地跡地利用や土地区画整理事業に伴う公園整備を行います。 ・都市公園の不足地域における公園確保について検討を行います。 ・都市公園の整備や再整備にあたっては、地域のニーズを踏まえ、必要に応じて防災機能や健康・スポーツ機能など、公園機能の多機能化や特色づくりについて検討するとともに、高齢者や子どもが安心して利用できるよう施設整備を行います。
○宜野湾海浜公園・嘉数高台公園等の充実	・宜野湾海浜公園は、宜野湾市海浜公園施設等再編整備基本構想・基本計画に基づき、市民の健康づくりに資する多様なレクリエーションの促進を図るとともに、子どもから高齢者まで楽しめる公園、リゾートコンベンションゾーンの中核となる公園を目指して公園の再整備を行います。 ・嘉数高台公園は、太平洋戦争末期の沖縄戦の激戦地であり、現在は普天間基地を一望でできる平和学習の重要な場所であり、また普天間基地が返還された際に跡地まちづくりを一望でき、宜野湾市の将来を感じることができる特色があります。この特色を活かし、嘉数高台公園再整備基本計画に基づいて再整備を行います。 ・比屋良川公園は、比屋良川公園整備基本計画に基づき、自然環境を保全・活用した緑の拠点と周辺市民の交流レクリエーション・防災拠点として整備を推進します。 ・いこいの市民パークは、スポーツ・レクリエーションの拠点としての利活用の充実を図ります。 ・公園の再整備等にあたっては、Park-PFI など多様な官民連携手法の導入を検討します。
○西普天間住宅地区における公園整備	・西普天間住宅地区では、既存のまとまったみどりや国指定文化財である「喜友名泉（チუნナガー）」などの地域資源を活かし、地域住民の憩いの場、歴史・環境学習の場として公園整備を推進します。
○開発等に伴う公園・緑地の適切な確保	・開発等にあたっては、開発許可制度にもとづく公園整備を指導するなど、適切な公園・緑地の確保を推進します。
○住民参画による公園等計画立案	・地域住民参画によるワークショップ等の開催により、住民意向を反映した公園等の整備場所や整備内容を検討します。



※公園不足地域：街区公園・都市緑地から250m、近隣公園、地区公園、運動公園から500m離れた区域とした。
なお、国道58号バイパス以北の産業振興ゾーンは対象外とした。

図4-7 都市公園の整備状況図

宜野湾海浜公園：【広場エリア】子ども広場・屋内遊技施設のイメージ



図4-8 宜野湾市海浜公園施設等再編整備のイメージ／嘉数高台公園再整備のイメージ

資料：宜野湾市海浜公園施設等再編整備
基本構想・基本計画（H30.3）

資料：嘉数高台公園再整備基本計画
(H31.1)

② 墓園等の確保の検討

墓地については、個人墓地の点在化の抑制と既存墓地の適正管理に努めます。また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化を促進するとともに、基地跡地利用計画における墓園等の配置を検討します。

具体的な取組み	実施内容
○市街地整備等に合わせた墓地の集約化と緑化	・西普天間住宅地区における公営墓地の整備において墓地区域面積の3割以上の緑地を配置します。 ・今後の市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化の促進を図ります。 ・集約にあたっては、合葬式墓や樹木葬など新しい墓地の形態についても検討します。
○普天間飛行場跡地利用に伴う墓園等の確保検討	・普天間飛行場跡地利用に合わせて、墓園や土地集約型墓地の配置を検討します。

【参考】公営墓地の全体整備イメージ図



長期収蔵施設（納骨堂等）



樹木葬



資料：宜野湾市墓地基本計画（H25.3）

図4-9 墓地の集約整備のイメージ

(5) 普天間飛行場跡地への広域的な交流・レクリエーション拠点の形成

① 跡地振興の拠点となるみどりの配置

普天間飛行場跡地では、市民・県民が返還記念の喜びを県内外に発信する平和希求のシンボルとして、広域交流・広域防災拠点機能を備えた普天間公園（仮称）の整備促進を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○大規模公園（普天間公園（仮称））の整備促進	・普天間公園（仮称）を広域交流・広域防災の拠点として位置づけ、既存のみどりを活かし、生態系に配慮するとともに、周辺市街地と連携した大規模公園（国営公園等）として整備を促進します。



図4-10 普天間飛行場跡地利用計画の配置方針図／並松街道の将来イメージ

資料：普天間飛行場跡地未来予想図 沖縄県ホームページ

普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託報告書 R2.3

② 拝所（御嶽）・湧水、斜面緑地の跡地利用と一体的な保全・活用

普天間飛行場内及び周辺の拝所（御嶽）・湧水、斜面緑地は本市全体の水系を保全する上で重要であることから、跡地利用において保全・活用に取組むとともに、隣接する周辺部分も跡地利用と一体的な連携を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○拝所（御嶽）・湧水を含む既存樹林の保全・活用（公園・緑地として活用）	・普天間飛行場跡地利用計画に基づく緑地と一体的な保全と公園等として活用を図ります。



図4-11 普天間飛行場跡地の緑／普天間飛行場跡地の水

資料：普天間飛行場跡地未来予想図 沖縄県ホームページ

③ 水とみどりを活かした環境負荷に配慮したまちづくりの実現

普天間飛行場跡地利用を契機とした新たなまちづくりにあたって、環境負荷の低減のための雨水貯留・浸透確保や緑化などを積極的に図ります。

具体的な取組み	実施内容
○雨水貯留・浸透を確保した都市施設整備・敷地内緑化の重点的实施（再掲）	・公共事業での緑化による雨水貯留・浸透を図り、環境負荷の低減や防災・減災を図ります。 ・透水性の確保と敷地内緑化の重点的实施のため、市民等に事例の紹介をするなどイメージを共有し、緑化を推進します。
○緑地協定・地区計画制度などの積極的活用	・住民や事業者の主体的な取組みによる緑化に関する緑地協定や地区計画制度活用のため、地権者等に敷地内緑化や壁面緑化・屋上緑化などの事例紹介を行い、地区のイメージを共有し、合意形成を図ります。



- ・建物の屋上部分をウッドデッキ・緑地にすることで、にぎわい空間・建物の断熱
- ・強い日差しを遮蔽する庇を設け、沖縄の環境に配慮したデザイン



- ・建物を貫通するように樹木を植え、建物とみどりの融合をイメージ
- ・普天間の特徴である鍾乳洞をイメージした建物で、地下空間へと繋がる

図4-12 最先端技術と融合した「みどりの中のまち」のイメージ

資料：普天間飛行場跡地未来予想図 沖縄県ホームページ

(6) 災害時に市民の安全性を確保する避難場所と避難路の適切な配置

① 日常の憩いの場、災害時の避難地、避難路の適正確保

市民の日常の憩いの場とともに、災害時の避難地、避難路を適切に確保するため、既存の公園の防災機能の維持・充実のほか、未整備都市計画公園の早期整備や公園不足地域における公園確保を図るとともに、避難路となる幹線道路の防災性向上を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○都市公園の防災機能の維持・充実、新規整備	・宜野湾市地域防災計画に基づく避難地として、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ等の防災施設の整備を検討します。 ・都市計画決定された都市公園の整備における防災機能の維持・充実を進めつつ、避難地の不足地域における新規公園の整備を検討します。
○避難路となる幹線道路の防災性向上（街路樹の充実・歩道空間の維持・向上）	・地理や気候、火災や地震、津波等の災害を踏まえた街路樹の選定と樹木の設置を図ります。 ・風水害の際、街路樹の倒木や折れ枝等により避難路等ふさがることがないように計画的な街路樹の更新・撤去及び適正な維持管理を行います。

(7) 本市の環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」の形成

① 東西を結ぶ環境軸（水とみどりと風のみち）の確保

市街地と海・山をつなぐ環境軸として、透水性とみどりの連続性及び風の通り道となる「水とみどりと風のみち」を形成するため、都市計画道路を利用した緑化や空間の確保を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○計画幹線道路網の整備と街路樹の確保	・普天間飛行場跡地返還を見据えて、環境軸となる周辺の幹線道路における街路樹の整備を図ります。 ・普天間飛行場跡地利用にあわせた幹線道路の整備を推進します。
○雨水貯留・浸透を確保した都市施設整備・敷地内緑化の重点的实施（再掲）	・公共事業での緑化による雨水貯留・浸透を図り、環境負荷の低減や防災・減災を図ります。 ・透水性の確保と敷地内緑化の重点的实施のため、市民等に事例の紹介をするなどイメージを共有し、緑化を推進します。

② 宇地泊川等の河川周辺のみどりの保全・充実

河川は、水のみちであるとともに、都市の気温調節や風のみちとなることから、宇地泊川の水質保全及び周辺のまとまった緑地の河川区域の継続指定による保全を図ります。また、公園整備等によるみどりの充実を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○河川区域の指定継続による緑地保全（再掲）	・河川区域としての指定の継続を図ります。 ・周辺の地域森林計画対象民有林や公園の保全を図ります。
○水質保全に対する市民意識の向上（再掲）	・市民等が積極的に河川の清掃などのボランティア活動に参加したくなるような環境整備を図ります。 ・身近な生活排水対策や赤土流出防止など、河川の水質保全に関する啓発に努めます。
○公園整備等に合わせた親水空間の確保検討	・河川管理者と連携し、公園整備等に合わせた河川周辺の散策路を整備するなどの親水空間の確保について検討を図ります。

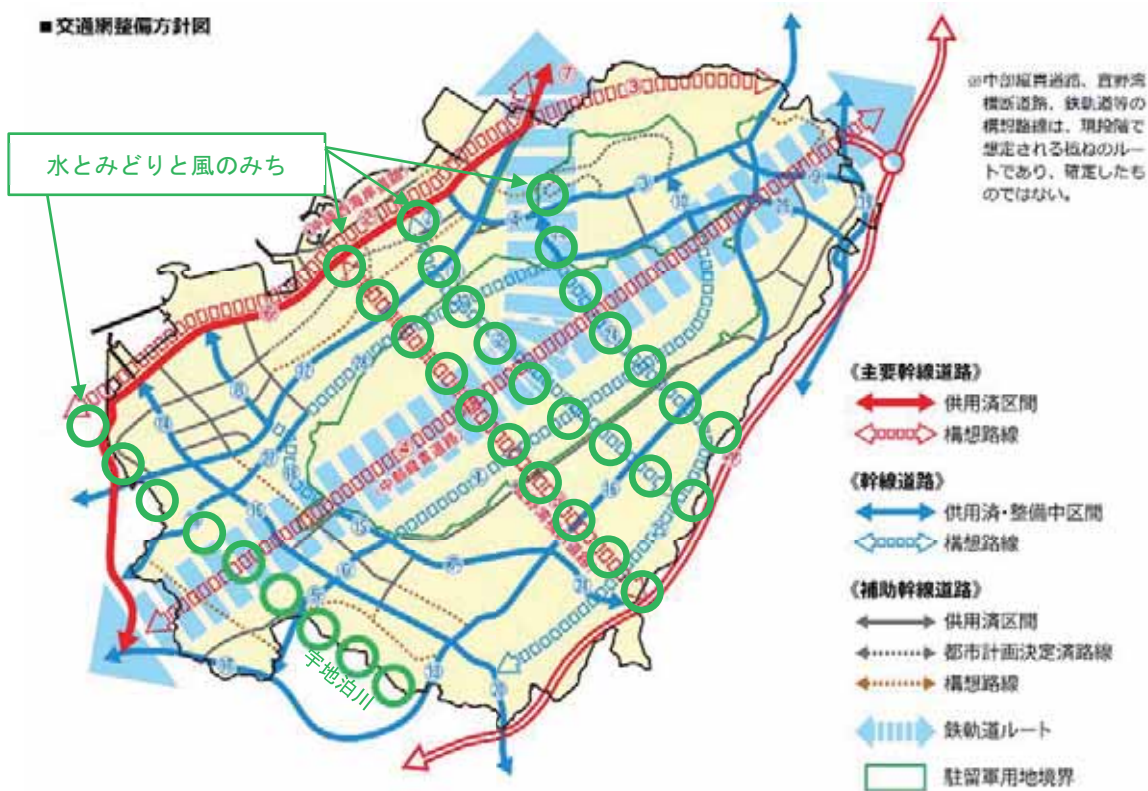


図4-13 幹線道路及び沿道による「水とみどりと風のみち」の形成イメージ
 (宜野湾市都市計画マスタープランの交通網整備方針図をもとに水とみどりと風のみちを追加)

(8) みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワーク

① 国道 58 号バイパス、県道 81 号線、34 号線等の街路樹の適正な維持管理・充実

みどりの拠点をつなぎ、みどりの豊かさを身近に感じることができる「みどりの回廊」を形成するため、既存の街路樹の適切な維持管理・充実を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○街路樹及び歩道空間の適切な維持管理と街路樹未整備区間の整備、更新時での充実	・みどりの回廊を形成する国道 58 号バイパス、県道 81 号線、34 号線については、国、県と連携し、既存の街路樹や歩道空間等の適切な維持管理、街路樹未整備区間の街路樹設置、更新時での充実を促進します。 ・その他市道については、街路樹の整備推進・維持充実を図ります。



図4-14 宜野湾市内の街路樹

② 国道 330 号、県道 34 号線の緑化・歩行者空間充実の促進

みどりの回廊において、特にみどりが不足する国道 330 号及び県道 34 号線においては、街路樹整備の促進と沿道緑化の誘導を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○普天間飛行場跡地利用に伴う道路体系の充実にあわせた植樹帯の確保と歩道の充実を検討	・国道 330 号、県道 34 号線については、国、県と連携し、街路樹の整備を促進します。
○沿道緑化の誘導	・沿道住民及び事業者の協力のもと景観計画を参考に民有地内緑化による沿道緑化の誘導を実現するため、民有地緑化の普及活動や情報提供の実施、助成制度の検討を行います。

③ コンベンションリゾートエリアの魅力ある緑化推進

市内外から多くの人を訪れ、本市の「顔」となるコンベンションリゾートエリアの魅力高めるために、宜野湾海浜公園の再整備や宜野湾浄化センターの活用を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○宜野湾海浜公園の再整備などリゾートエリアにふさわしい緑化	・宜野湾海浜公園は、隣接する沖縄コンベンションセンターや野球場と一体となったスポーツ・レクリエーション・イベント交流拠点として施設の充実とともに緑化を推進します。 ・民有地や公共施設用地の緑化等による、高台からの眺望にも配慮したみどり豊かな景観の創出を図ります。緑化面積は、他地区よりも高い基準である 15%を目指します。
○宜野湾浄化センターの緑化	・沖縄県と連携し、周辺環境との調和を図るため、敷地境界部の緑化を促進します。 ・未利用地（将来施設用地）等についても、広く市民が利用できるような可能な限り緑化を促進します。

④ 観光スポットや周遊ルートの魅力ある緑化推進

北谷町及び浦添市も含めたコンベンション・リゾート拠点一帯の回遊性を高め、地域の魅力を一層高めるため、魅力ある周遊ルートやプロムナード(自転車道等)の整備を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○周遊ルートの緑化やプロムナード(自転車道等)の整備、自転車レーンの設置	・周遊ルートの緑化とプロムナード(自転車道等)の整備や自転車レーンの設置を図ります。 ・街路樹・歩道空間の維持・充実やサイン・修景整備を図ります。

⑤ 市街地でのみどり豊かな緑化推進

市街地内のみどりは、潤いのある住環境形成や防災性の高いまちづくりの上で重要です。したがって、公共施設の緑化を図るとともに、地域住民の主体的な緑化の取組みを促進し、民有地内の緑化や緑地の保全を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○公共施設等の緑化推進	・公共施設において、緑化余地のある施設においては、在来種などの適正な樹木を植栽し、敷地内のみどりを増やします。また、既に十分な緑化が図られている施設については、緑地の維持に努めます。
○学校の緑化推進	・広いグラウンドを有する市立小中学校の地域開放を推進し、地域住民のスポーツや地域活動等のレクリエーション需要に対応するとともに、災害時における避難地としての機能充実を図ります。 ・グラウンドの芝生化など緑化の推進や、環境教育の場としてビオトープづくりを推進していきます。

具体的な取組み	実施内容
○民有地の生垣や敷地内緑化の推進	・市民や事業者に対して民有地内緑化の普及活動や情報提供を実施し、市民等による主体的な民有地内緑化の誘導を図ります。 ・景観計画を参考に基準値以上の緑化を目指します。
○緑化地域の指定や地区計画制度導入の検討	・みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築の際に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域の指定や地区計画制度導入を検討します。
○緑地協定、市民緑地認定制度等の活用	・地域の良い住環境の創出・維持のため、緑地協定等の導入を地域主体で検討することを支援します。 ・公園の確保が難しい区域や新たな開発区域における市民緑地認定制度等を活用した緑地の確保を推進します。
○屋上緑化や壁面緑化促進のための事例紹介	・市民や事業者に対して、敷地内緑化や壁面緑化・屋上緑化などの事例紹介を行います。

地域区分※ ¹	緑化面積※ ²	樹木本数
商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積 20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上
海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	
暮らし場地域	敷地面積の10%以上	
延べ面積 1500㎡超の宿泊施設及び商業施設	上記に5%上乗せ	

※1：地域区分は、宜野湾市景観計画に示す地域。
 ※2：緑化面積の算出方法は、宜野湾市景観計画運用ガイドラインに基づくものとする。

凡 例

商業・幹線沿道地域

海岸周辺地域

暮らし場地域

軍用地・跡地利用地域



幹線道路沿いでの壁面緑化の事例



道路に面する勾配屋根を緑化した事例



樹木の植栽による屋上緑化の事例



出典：内閣府総合事務局 HP（屋上・壁面緑化事例集）

図4-16 壁面緑化・屋上緑化等のイメージ

資料：宜野湾市景観計画

第4章 みどりの保全及び緑化推進のための施策の方針

＜参考：在来種を考慮した植栽等の例＞

「沖縄県 緑の回廊形成ガイドライン」における推奨種や宜野湾市本来の自然のみどりを考慮した推奨種の例を以下に示します。

表4-1 在来種を考慮した植栽等の推奨種の例

種別	和名	方言名	用途											
			防風	防潮	防火	海岸公園	庭園	街路	緑陰	屋敷・景観等	生垣・壁面	花壇・装飾	観賞・観葉	地被・下草
高木・亜高木	アコウ	アコ、アコギー、ウスカガジマル、アホギ	○	○		○			○					
	アマミアラカン	カシギー、カシギ				○								
	イソノキ	ユシギ、ユシ、ユスギ、アドムギー、ユシギギ、ヨスノキ	○			○		○		○				
	ガジュマル	ガジマル、ガツムレー、ガジマギー、ガザマギー	○	○		○		○	○					
	クロヨナ	ウカバ、ウカバギ、ウカファ、アワキ、ハビロ	○	○		○		○						
	クワハエノキ	ブンギ、ピンギ、カピンギー、フカイ					○			○				
	サンゴジュ	ササギ、ササガー			○	○					○			
	シマグワ	ハシキギー、クワギ、ナデス、ゴンギ				○	○							
	タイワンオウサギ	クサギシナ、クサラーパー	○	○										
	タブノキ	タブ、コウギー、トウムル、トウムヌ				○		○						
	ハマイスビワ	アンカニク、アリカニウギー、アタニク、アチネーク、アリンガフ	○	○		○								
低木	モクダチバナ	アツ、ミダマ、アクチャ、アクチ	○	○				○		○	○			
	ヤブニツケイ	ジコン、ジツケン、シバキ、ツツアギ、ブーシザキ	○	○										
	クチナン	ウナナギ、カジマヤーギ、マササカーキ、ナンヌキ				○	○				○			
	クロツグ	マーニ、マニ、マニン				○	○							
	ゲッキツ	ギキチャー、ギチチャー、ギキチイ						○		○	○			
	ゴモジュ	ギムル、ギムルギー、ギムル、ギムルギー、グブル、グムル、グムルー、グムンギ、グムングワイ、グムンルー、グムル、テリハ					○				○			
	トベラ	トビヤラギー、ウヤヌカザキ、トビラギ、トウヒラ	○	○		○					○			
草本類	ネズミモチ	サーターギ、サータンギ、サツタキ	○	○	○	○	○			○	○			
	マサキ	サカキ、イブササビキ、カニクブ、フチマンギ、フチマ	○	○			○			○	○			
	オオイタビ	イシマキ、チタ、トコバイ、イシバーキ									○			○
	ゲットウ	サンニン、サミン、サニン				○	○					○		
	コモチシダ	ー									○		○	○
	サクララン	カサシバ									○			
	タマシダ類	ムカチクサ、ンベシナフト												○
	ツツブキ	チバツバー、ツツバ、チファファ												○
	テッポウユリ	ユイ、ユーガハナ、ソヌハナ										○		○
	ハマオモト	サダグビー、サデカ、ビイング、フクル				○		○				○		○
	ヤブラン	シギ											○	○
	リュウキュウテイカズラ	ウケンジンカンダ												○

また、「沖縄県 緑の回廊形成ガイドライン」においては、植栽を推奨しない非推奨種、駆除対象種を設定しています。

表4-2 非推奨種・駆除対象種

種別	和名
高木	カエンボク、カユプテ、ソウシジュ、タイワンモクゲンジ、トクサバモクマオウ、ハリエンジュ
低木	ギンネム、シチヘンゲ(ランタナ)
草本類	アメリカハマグルマ、オオキンケイギク
つる性種	ツルヒヨドリ

(9) 本市の歴史資源を活かしたみどりのネットワーク

① 歴史的資源、湧水、拝所等の保全・充実とネットワーク

本市の歴史的資源の多くは湧水（カー）や拝所（御嶽）など、自然環境と一体的に本市の歴史を伝える郷土景観を形成しており、保全・活用すべきものが多いことが特徴です。それらの指定文化財や特徴のある樹木を保全するほか、歴史的資源などを回遊する歩行者ネットワークの形成を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○歴史的資源等をつなぐ道路の歩行者空間の充実(案内板設置・修景整備・街路樹の維持・充実)	・市内に広く分布する湧水（カー）や拝所（御嶽）等の指定文化財を回遊するルートを設定するため、宜野湾市博物館友の会や地域住民の意見を踏まえ、多くの市民や観光客が通るルートを検討します。 ・回遊ルートの設定にあたっては、来訪者が分かりやすく安全、快適に散策できるように案内板設置と街路樹等の充実などの歩行者空間整備を図ります。
○西普天間住宅地区における歴史資源を活用した公園・緑地の整備	・チュンナーガーや喜友名グスクなどの歴史資源を活用した公園・緑地の整備を図ります。
○保存樹等の指定検討	・景観的に優れた樹木については、所有者の同意を得た上で、保存樹及び景観重要樹木等の指定を検討します。



喜友名泉（チュンナーガー）



我如古ヒージャーガー



宜野湾市森の川



大山マヤーガマ洞穴遺跡

図4-17 指定文化財と周辺のみどり

② 並松街道の再生・歴史資源のネットワーク

首里から普天満宮までつながる歴史文化軸及び広域的なみどりの軸を形成するため、並松街道の再生整備や普天間飛行場内の史跡などの保全活用により、宜野湾の歴史を実感できる環境づくりを図ります。

具体的な取組み	実施内容
○普天満宮・普天満山神宮寺門前の並松街道の再生整備	・普天間飛行場周辺まちづくり事業に基づく並松街道の再生整備を行います。
○普天間飛行場跡地利用に伴う並松街道の再生整備	・普天間飛行場跡地利用に合わせて往時の普天間並松を再現する並松街道の再生整備を図ります。 ・普天間飛行場内の重要な遺跡等の保全・活用を図ります。

③ 普天満宮・普天満山神宮寺の門前広場等の充実

普天満宮周辺は歴史資源と一体になったみどりが残されており、みどりの拠点としての魅力向上のため、その保全と活用を図ります。また、境内や門前では市民団体等が主体になったまつりなどが開催されており、その充実を図っていきます。

具体的な取組み	実施内容
○市民主体による管理運営体制の推進	・普天間飛行場周辺まちづくり事業に基づく門前広場や交流施設等の整備を行います。 ・NPO 法人普天間門前まちづくり期成会等と連携を図り、市民団体等が主体になったイベント等を開催する体制づくりを図ります。
○普天満宮周辺のみどりの保全・活用	・周辺の松林や普天満宮洞穴など、地域の歴史を伝える貴重な緑地として積極的に保全・活用を図ります。



図4-18 普天満宮前の門前町づくりイメージ／普天満宮周辺のみどり

資料：普天間飛行場周辺まちづくり実施計画報告書 H27.3

※交流施設等の外観は決定したものではありません。

■「活用する」施策

(10) 市民が主役となるみどりのまちづくりの推進

① 都市ブランディング※の効果的实施

みどりの基本計画に掲げる「環境創造庭園都市」の実現に向けて、市民・市内事業者等が行政と協力することは非常に重要であり、「環境創造庭園都市」が目指すみどりのまちづくりとその実現方法の周知を図ります。また、市外に向けても「環境創造庭園都市」を情報発信し、本市の魅力をアピールし、「環境創造庭園都市」のイメージ定着を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○本計画の市民等への周知	・市民や市内事業者に対して、本計画内容を分かりやすく紹介する概要版等を作成するとともに、市ホームページ等を通じて広く周知を図ります。
○普天間飛行場跡地利用の取組と連携した情報発信	・沖縄県と連携し、ホームページ間の相互リンクを設定するなど、普天間飛行場跡地利用の「緑の中のまちづくり」と連携した情報発信を行います。

※都市ブランディング：都市が持つ魅力や地域資源をもとに都市そのものの価値を高めて、独自の都市イメージを創り出し、市内外の人に浸透させること

② SDGs を考慮した総合的な環境教育の推進

SDGs の実現に向けた取組みを実施することは、地球の未来のために不可欠な責務であると考えます。本計画においては、「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」の目標に対応した環境教育を推進するとともに、「11 住み続けられるまちづくりを」の実現を目指します。

具体的な取組み	実施内容
○環境教育実施体制づくりの推進	・小中高等学校と環境活動団体、大学などの研究機関との連携・協力を図り環境教育実施のための体制づくりを推進します。
○体験学習の展開	・市立博物館が取り組んでいる「わらば～体験塾」等を活用し、農業体験等の実施継続・充実を図ります。



図4-19 大山湿地での農業体験（宜野湾市 わらば～体験じゅく）

③ 緑化に関する普及啓発の推進

緑化の促進やみどりの保全・活用においては市民の理解と協力が不可欠です。市民・企業等が緑化活動に参加できる仕組みをつくるとともに緑化の普及啓発や顕彰制度の創設など新たな取組を実施します。

具体的な取組み	実施内容
○市民主体の緑化活動への支援	・市民や市内事業者主体の緑化活動団体設立を促進し、市は、これらの団体の活動支援を実施します。 ・市民等は、市からの花苗や肥料等の配布を受け、緑化活動に活用します。
○緑化普及啓発活動の推進	・緑化促進のための法制度・施策メニューや緑化に関するマニュアルについての情報提供を行います。 ・市民等の要望を踏まえた上で、緑化に関する講習会等の開催を支援します。 ・市民がみどりに愛着を持てるようにするため、公園等の樹木については、方言名や樹木の説明などを記載した説明版を設置します。 ・緑化にかかる相談窓口・情報提供窓口の周知を行います。
○顕彰制度の創設・充実	・「中部広域 花と緑のまちづくりコンクール」など既存の顕彰制度へ積極的に市から推薦します。 ・敷地内緑化のコンテストなどの顕彰制度を創設し周知します。 ・顕彰制度に合わせた良好な緑化活動や市民緑地認定制度などの活用地区を市報などで広報します。



第8回中部広域 花と緑のまちづくり
コンクール沖縄タイムス社長賞

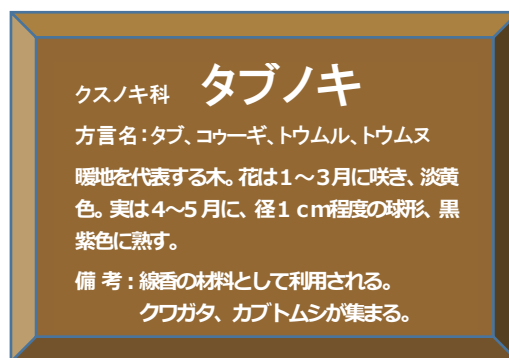


図4-20 セセラギシーサー通り会／樹木の説明板のイメージ

(11) 官民連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

① 公園マネジメントの充実

公園利用の主役である市民の手によって公園等の維持管理及び活用されることがより良い公園づくりには不可欠であることから、現状の指定管理者制度とともに市民や民間企業が積極的に関わる仕組みの充実を図るとともに官民連携の制度活用を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○都市公園の管理方針（現状の管理運営体制の充実等）	・現状の指定管理者制度を活用した管理運営体制のさらなる充実と市民（愛護団体等）や民間企業等が積極的に関わる仕組みづくりを推進します。 ・宜野湾市公園長寿命化計画に基づく予防保全の観点からの施設の補修・更新と適正管理を行います。
○官民連携施策の検討	・公園の整備や再整備に合わせ、必要に応じて民間企業がカフェや売店等の収益施設を整備・運営できる Park-PFI 制度（公募設置管理制度）や設置管理許可制度など多様な官民連携手法の導入を検討します。
○交流イベントなど有効活用を促進する実施体制の充実	・市民や市内事業者・活動団体による交流イベントの実施体制の充実を図ります。



（オクラレルカ祭：NPO チブ川保存会・長田区自治会）



図4-21 交流イベントの例／Park-PFI のイメージ

資料：国土交通省資料



図4-22 愛護会による公園花壇の管理の例(いこいの市民パーク いこパー花の会)

② 幹線道路等のみどりの維持管理の充実

幹線道路等の街路樹などの維持管理は、道路管理者が実施することが基本ですが、地域住民が維持管理などに参加することにより、市民が愛着を持てるみちづくりやまちづくりが期待されます。街路樹等の適切な確保と地域住民の協力による計画策定等により、魅力ある歩行者空間の形成を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○アダプト・プログラム※ (里親制度)の活用	・市民や市内事業者・活動団体が主体で公園や街路樹等の手入れや清掃などを実施する愛護会などのアダプト・プログラムの活用を促進します。
○住民意向を踏まえた樹種の選定と官民連携による維持管理	・ワークショップなどにより、市民の意向を踏まえた街路樹等の選定や歩行者優先道路の計画づくりを実施します。 ・市民や地元事業者・愛護団体等の環境活動団体主体の街路樹維持管理の体制づくりを推進します。また、活動資金として公共空間での広告収入等を充てることで安定的な維持管理を行うことを検討します。

※アダプト・プログラムとは

「アダプト・プログラム」は市民と行政が協働で進める清掃活動や緑化活動をベースとしたまちの美化活動です。アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味です。

一定区画の公共の場所を養子にみため、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（＝清掃美化を行い）、行政がこれを支援します。

市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

【特徴】

市民と行政の協働で行われます。

市民の役割の例：清掃活動、除草、植栽の手入れなど

行政の役割の例：活動場所の整備、花苗の提供など

コラム ～宜野湾市のアダプト・プログラム（愛護会）～

宜野湾市には、「アダプト・プログラム」として、公園や街路樹等の植栽の美化活動を行う「愛護会」があり、令和元年度現在 11 団体が活動しています。

平成 29 年の第 28 回全国「みどりの愛護」のつどいでは、緑化推進の功績が認められ、「野嵩ポケットパーク愛護会（野嵩一区）」と「さわやかグリーン愛護会（宇地泊区）」が国土交通大臣表彰を受けています。



さわやかグリーン愛護会（宇地泊区） 野嵩ポケットパーク愛護会（野嵩一区）

コラム ～公共空間の広告収入を維持管理費に充てる～

沖縄県屋外広告物条例の改正により、「広告料収入を財源とした公益上必要な施設等の設置・維持管理、良好な環境の形成やエリアの魅力向上等を図るための地域の公共的な取り組み（エリアマネジメント活動）に対する禁止地域等の規制の弾力化」が図られました。

【公共デジタルサイネージの設置事例

（名古屋市栄ミナミ地区）】

民間広告付きのタッチパネル式デジタルサイネージを設置。（広告料収入を設置・管理費用に充当。）

（資料：国土交通省 HP）



※デジタルサイネージ：表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体。

③ 大山湿地の活用による特産品の振興と新たな観光資源創出

大山湿地は、特徴ある自然を有し多様な生物の生息場所になっているとともに、特産品である大山田いもの生産の場としても重要です。大山土地区画整理事業の土地利用と調整を図り大山湿地の保全を図るとともに、大山田いも等を活用した農業及び観光の振興を図ります。

具体的な取組み	実施内容
○大山田いも等の振興体制及び方法の検討 (体験型レクリエーションの場の確保・農水産業振興拠点施設の活用検討)	・営農者と連携し、田いも畑での農業体験実施体制を充実させ、田いも等の振興を図ります。 ・ぎのわんゆいマルシェを活用した田いも等の特産品振興のための活動を推進します。



（宜野湾市 わらば～体験じゅく）



図4-23 大山湿地での農業体験／ぎのわんゆいマルシェ

将来テーマ『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ぎのわん』の実現に向けて、各施策の取組み主体や実現の目標時期を設定します。

テーマ	基本方針	施策	具体的な取組み	主体			目標		
				市民	民間事業者等	行政	継続	新規・拡大 （中期）	新規・拡大 （長期）
『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ぎのわん』	まもり育てる	(1) -①斜面緑地等の保全	○地域森林計画対象民有林の指定継続			●	●		
			○特別緑地保全地区等の指定検討			●			●
			○土砂災害警戒区域の指定継続と市民への周知			●	●		
		(1) -②大山湿地（農地等）の計画的保全	★大山土地区画整理事業での公園・緑地と一体性を持った農地の保全	●	●	●			●
			○営農者の意向に基づく生産緑地等の指定の検討	●		●			●
			★湿地環境の保全検討			●			●
		(1) -③宇地泊川等の河川周辺のみどりの保全・充実	○河川区域の指定継続による緑地保全			●	●		
			○水質保全に対する市民意識の向上	●	●	●		●	
			○地域森林計画対象民有林の指定継続（再掲）			●	●		
		(2) -①多様な動植物の生息・生育空間となるみどりの保全・充実とネットワーク	○特別緑地保全地区等の指定検討（再掲）			●		●	
			○みどりの拠点の自然環境の維持・保全			●	●		
			○幹線道路などの街路樹の保全・充実			●	●		
	つくりつなぐ	(2) -②環境負荷の低い都市環境形成	★水とみどりと風のみちの確保			●			●
			★雨水貯留・浸透を確保した都市施設整備・敷地内緑化の重点的实施	●	●	●		●	
			○地域森林計画対象民有林の指定継続（再掲）			●	●		
		(3) -①嘉数高台公園や森川公園周辺等のまとまったみどりの保全	○特別緑地保全地区等の指定検討（再掲）			●		●	
			★骨格を形成する幹線道路の街路樹や市民に身近な公園での植栽の保全と緑化を推進			●		●	
			★民有地における在来種などの宜野湾らしい植栽の促進	●	●	●		●	
		(4) -①市民・来街者等の交流・レクリエーションの場の充実	○都市公園の整備・再整備			●			●
			○宜野湾海浜公園・嘉数高台公園等の充実			●		●	
			○西普天間住宅地区における公園整備			●		●	
			○開発等に伴う公園・緑地の適切な確保	●	●	●	●		
			○住民参画による公園等計画立案	●	●	●		●	
		(4) -②墓園等の確保の検討	○市街地整備等に合わせた墓地の集約化と緑化			●			●
			○普天間飛行場跡地利用に伴う墓園等の確保検討			●			●
			○大規模公園（普天間公園（仮称））の整備促進			●			●
		(5) -①跡地振興の拠点となるみどりの配置	★拝所（御嶽）・湧水を含む既存樹林の保全・活用（公園・緑地として活用）			●			●
			★雨水貯留・浸透を確保した都市施設整備・敷地内緑化の重点的实施（再掲）	●	●	●			●
			○緑地協定・地区計画制度などの積極的活用	●	●	●			●
		(5) -②拝所（御嶽）・湧水、斜面緑地の跡地利用と一体的な保全・活用	★都市公園の防災機能の維持・充実、新規整備			●			●
			○避難路となる幹線道路の防災性向上（街路樹の充実・歩道空間の維持・向上）			●			●
						●			●
		(5) -③水とみどりを活かした環境負荷に配慮したまちづくりの実現				●			●
						●			●
						●			●
		(6) -①日常の憩いの場、災害時の避難地、避難路の適正確保				●			●
						●			●
						●			●

※継続：施策を実施しているもの／新規・拡大（中期）：新たに取組むもしくは拡大し概ね10年以内に実現を目指すもの／新規・拡大（長期）：新たに取組むもしくは拡大し概ね20年後までに実現を目指すもの
※★印は、前回計画から新たに追加した取組み

テーマ	基本方針	施策	具体的な取組み	主 体			目 標		
				市民	民間事業者等	行政	継続	新規・拡大 （中期）	新規・拡大 （長期）
『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ぎのわん』	つなぐ・つなげる	(7) -①東西を結ぶ環境軸（水とみどりと風のみち）の確保	○計画幹線道路網の整備と街路樹の確保 ★雨水貯留・浸透を確保した都市施設整備・敷地内緑化の重点的实施（再掲）	●	●	●		●	
		(7) -②宇地泊川等の河川周辺のみどりの保全・充実	○河川区域の指定継続による緑地保全（再掲） ○水質保全に対する市民意識の向上（再掲） ○公園整備等に合わせた親水空間の確保検討	●	●	●	●	●	
		(8) -①国道 58 号バイパス、県道 81 号線、34 号線等の街路樹の適切な維持管理・充実	○街路樹及び歩道空間の適切な維持管理と街路樹未整備区間の整備、更新時での充実			●		●	
		(8) -②国道 330 号、県道 34 号線の緑化・歩行者空間充実の促進	★普天間飛行場跡地利用に伴う道路体系の充実にあわせた植樹帯の確保と歩道の充実を検討			●			●
		(8) -③コンベンションリゾートエリアの魅力ある緑化推進	○沿道緑化の誘導 ★宜野湾海浜公園の再整備などリゾートエリアにふさわしい緑化	●	●	●		●	
		(8) -④観光スポットや周遊ルートの魅力ある緑化推進	★宜野湾浄化センターの緑化 ○周遊ルートの緑化やプロムナード(自転車道等)の整備、自転車レーンの設置			●		●	
		(8) -⑤市街地でのみどり豊かな緑化推進	○公共施設等の緑化推進			●		●	
			○学校の緑化推進			●		●	
			○民有地の生垣や敷地内緑化の推進	●	●	●		●	
			○緑化地域の指定や地区計画制度導入の検討			●		●	
			○緑地協定、市民緑地認定制度等の活用	●	●	●		●	
			○屋上緑化や壁面緑化促進のための事例紹介	●	●	●		●	
		(9) -①歴史的資源、湧水、拝所等の保全・充実とネットワーク	★歴史的資源等をつなぐ道路の歩行者空間の充実(案内板設置・修景整備・街路樹の維持・充実) ★西普天間住宅地区における歴史資源を活用した公園・緑地の整備	●	●	●		●	
		(9) -②並松街道の再生・歴史資源のネットワーク	○保存樹等の指定検討 ★普天満宮・普天満山神宮寺門前の並松街道の再生整備			●		●	
		(9) -③普天満宮・普天満山神宮寺の門前広場等の充実	○普天間飛行場跡地利用に伴う並松街道の再生整備			●			●
		活用する	○市民主体による管理運営体制の推進	●	●	●		●	
			○普天満宮周辺のみどりの保全・活用	●	●	●		●	
			○本計画の市民等への周知			●		●	
			★普天間飛行場跡地利用の取組と連携した情報発信			●		●	
			○環境教育実施体制づくりの推進	●	●	●		●	
			○体験学習の展開	●	●	●		●	
			○市民主体の緑化活動への支援	●	●	●		●	
			○緑化普及啓発活動の推進	●	●	●		●	
			○顕彰制度の創設・充実			●		●	
			○都市公園の管理方針(現状の管理運営体制の充実等)	●	●	●		●	
			★官民連携施策の検討	●	●	●		●	
			○交流イベントなど有効活用を促進する実施体制の充実	●	●	●		●	
			○アダプト・プログラム(里親制度)の活用	●	●	●		●	
			○住民意向を踏まえた樹種の選定と官民連携による維持管理	●	●	●		●	
		(11) -③大山湿地の活用による特産品の振興と新たな観光資源創出	★大山田いも等の振興体制及び方法の検討(体験型レクリエーションの場の確保・農水産業振興拠点施設の活用検討)	●	●	●			●

※継続：施策を実施しているもの／新規・拡大（中期）：新たに取組むもしくは拡大し概ね 10 年以内に実現を目指すもの／新規・拡大（長期）：新たに取組むもしくは拡大し概ね 20 年後までに実現を目指すもの
※★印は、前回計画から新たに追加した取組み

第5章 緑化重点地区の計画

1. 緑化重点地区の指定

みどりの将来像である、『水とみどりに抱かれた「環境創造庭園都市」ぎのわん』を実現していくにあたり、概ね5～10年以内【中期目標】に重点的かつ先導的な緑化の推進を図る地区として、都市緑地法第四条第二項第八号に基づく緑化重点地区を指定します。

みどりの将来像実現において、みどりの骨格を形成する「みどりの拠点」及び「みどりの回廊」の形成を最も重点的に実施するものと位置づけ、その中で特に緑化施策を推進すべき地区について緑化重点地区に指定します。

また、公園が不足している区域について、住民に身近な公園等を適切に確保する上で、点在する農地・緑地等の活用を図る区域についても、市民との協働による環境整備を重点的に実施する地区として、緑化重点地区に指定します。

なお、普天間飛行場跡地、並松街道、大山湿地（土地区画整理事業区域）、については、重要なみどりですが、長期的な視点で緑化推進を図ることから、本計画では緑化重点地区に定めず、本計画の見直し時点で追加指定することを検討します。

緑化重点地区については、指定による以下のようなメリットがあると考えられます。

- 重点的にみどりの整備及び緑化の推進を実施する地区として周知されます
- 市が実施する緑化に関する施策も優先的に実施する地区として位置づけられます
- 緑化協定や地区計画の導入も優先的かつ積極的に適用し、緑地の整備及び緑化の推進の実現性が高まります
- 市民緑地認定制度の活用が可能となり、民間主体による緑化が促進されます

（１）『みどりの拠点』形成の上での緑化重点地区：

【西普天間住宅地区】

5つの「みどりの拠点」の内、ぎのわんの「顔」になる庭園まちづくりを目指す西部庭園ゾーンに位置し、現在整備が進められている西普天間住宅地区について、緑化を図ります。

（２）『みどりの回廊』形成の上での緑化重点地区：

【みどりの回廊沿道地区】

西部庭園ゾーンと東部庭園ゾーンをつなぐみどりの回廊については、街路樹の整備が完了している区間もありますが、全線を緑化重点地区とし、沿道宅地の緑化を促進します。

なお、街路樹等が十分に整備されていない国道330号及び県道34号線については、国、県と連携し緑化を促進します。

（３）公園不足地域での緑化重点地区：

【上原～長田地区、宜野湾～我如古地区、大謝名地区】

ぎのわんの日常生活に寄り添う庭園まちづくりを目指す東部庭園ゾーンに多くみられる都市公園が不足しているが、地区内に農地等のみどりが点在している地区について、民有地のみどりや農地の効果的活用を重点的に図ります。

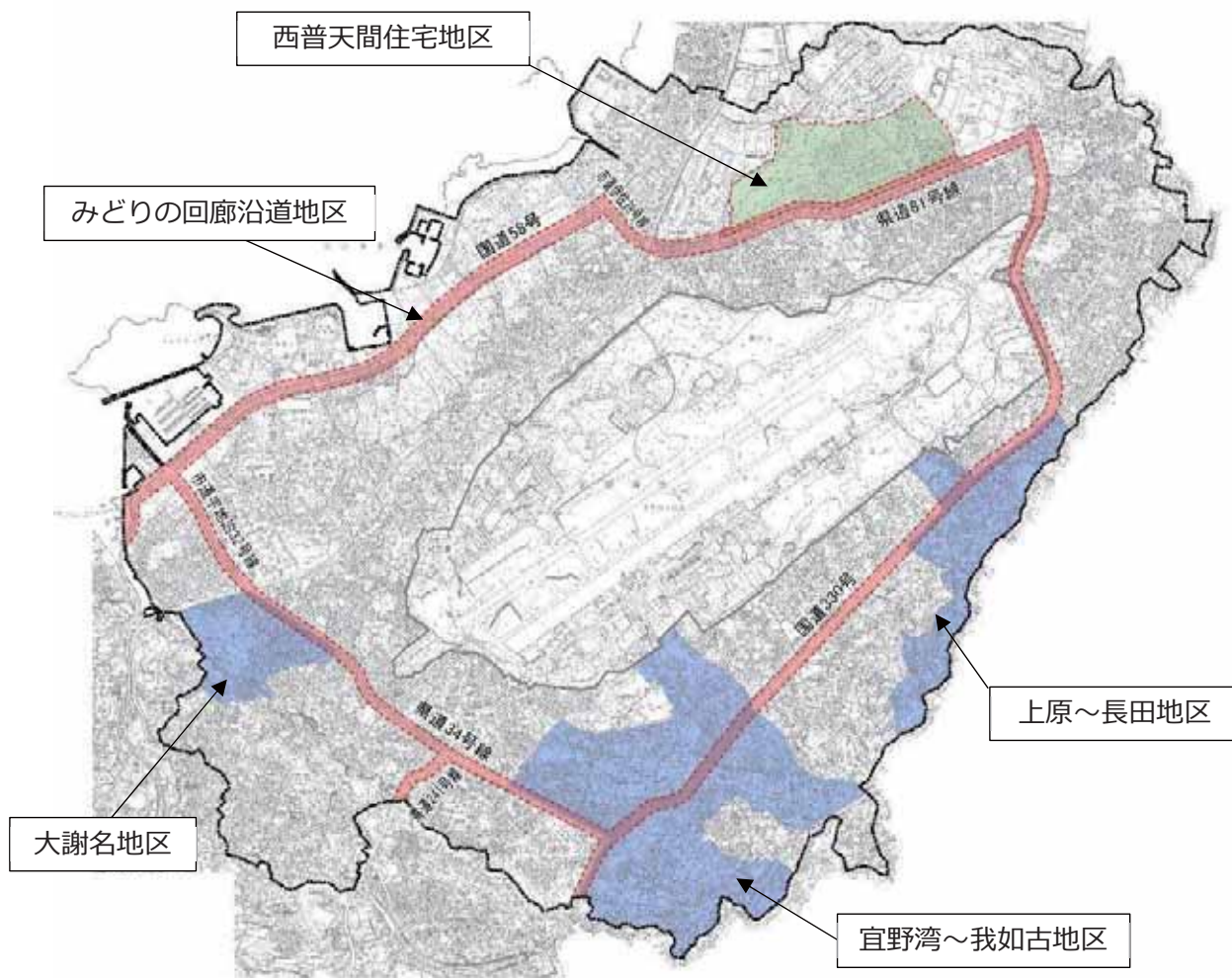


図5-1 緑化重点地区位置図

2. 緑化重点地区の計画

(1) 西普天間住宅地区

宜野湾市景観計画（別冊）西普天間住宅地区（案）に基づき、以下のようなまちづくりを推進する方針とします。

- ・地域の人々に親しまれてきた西海岸への眺望を保全・活用します。
- ・イシジャーをはじめとする貴重なみどりの保全やみどりあふれる街並みを創出します。
- ・文化財や湧水、周囲の特徴的な街並みと調和し、歴史や文化を次世代へ継承します。
- ・地区の水・みどり・文化と調和する西普天間の景観特性を活かした街並みを創出します。

① 公園等の整備方針

既存緑地の保全・活用を積極的に図り、ぎのわんの「顔」になる庭園まちづくりを目指す西部庭園ゾーンに位置する「みどりの拠点」にふさわしい機能の確保を図る方針とします。

○環境保全

- ・現状の植生を保全するとともに、在来種の保全・活用を図る
- ・チューンナーガー、バシガーなどの湧水と周辺の緑地を可能な限り保全

○レクリエーション機能

- ・公園・緑地の整備等により、自然環境と歴史資源を感じることができる空間の確保
- ・幹線道路の歩道・街路樹を利用した水とみどりのネットワークの形成(他のみどりの拠点とのネットワーク形成)
- ・沖縄健康医療拠点との連携を図り、ウォーキングや運動など健康増進を補助する機能の充実

○防災機能

- ・現状の傾斜地を極力保全し適切に土砂災害を防止
- ・雨水流出を抑制する機能の検討
- ・適切な避難地の確保
- ・沖縄健康医療拠点と連携した防災機能の検討

○景観機能

- ・海から臨む斜面緑地の景観的保全
- ・チューンナーガーや喜友名グスク、フトウキアブなどの歴史的資源の保全・活用

上記の整備方針に基づき、チューンナーガーのある歴史公園エリア、イシジャーエリアにおいて、自然環境の残る斜面地の地形や樹木の保全・活用を図り、公園・緑地を整備します。

② 宅地の緑化基準

各土地利用に応じて、宜野湾市景観計画（別冊）西普天間住宅地区（案）を参考に、以下のような緑化基準を設定します。



地域区分	緑化面積	樹木本数	間口延長
県道沿道地域	敷地面積の 10%以上	緑化面積20㎡あたり、 中高木となる樹木を 1本以上	(県道・西普天間線沿い) 1/2以上
幹線沿道地域			(上記以外) 1/3以上
拠点地域			1/3以上
公園周辺地域			1/3以上
住宅地域	上記に5% 上乗せ		1/2以上
延べ面積1500㎡超の 宿泊施設および商業施設			1/2以上

図5-2 西普天間住宅地区における緑化の基準

資料：宜野湾市景観計画（別冊）西普天間住宅地区（案）

- ・拠点地域や公園周辺地域では壁面や屋上等で緑化を行う場合は、視点場から見えるようにします。
- ・県道沿道地域・幹線沿道地域ではみどりの連続性を形成するために、建物前面や歩道一体利用部分を緑化します。
- ・敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育が良好な樹木がある場合は、できる限り保存します。
- ・緑化にあたっては、在来種の活用を推奨します。

(2) みどりの回廊沿道地区

みどりの回廊を形成するために、以下のような緑化を進めます。

- ・沿道の公共施設や民有地の緑化を促進し、「みどりの拠点」を結ぶみどりの連続性を確保します。
- ・特に国道 330 号等のみどりが不足する区間や再整備を実施する区間で街路樹などの確保の促進を図ります。

① 沿道の緑化方針

沿道の公共施設や民有地について、幹線道路に面する(歩道に面する)部分について緑化を促進する方針とします。

特に、街路樹の確保が難しい区間については、重点的・優先的に沿道の公共施設及び民有地の緑化を図るものとします。

沿道緑化の方針としては、宜野湾市景観計画を参考に、民有地については、敷地面積の5%以上の緑化面積を確保し、また、緑化面積 20 m²あたり、中高木となる樹木を1本以上確保する方針とします。公共施設については、民有地の緑化面積にさらに10%上乗せし15%以上とします。

これらの緑化は市民との協働により、長期的に継続して実施していくものとします。

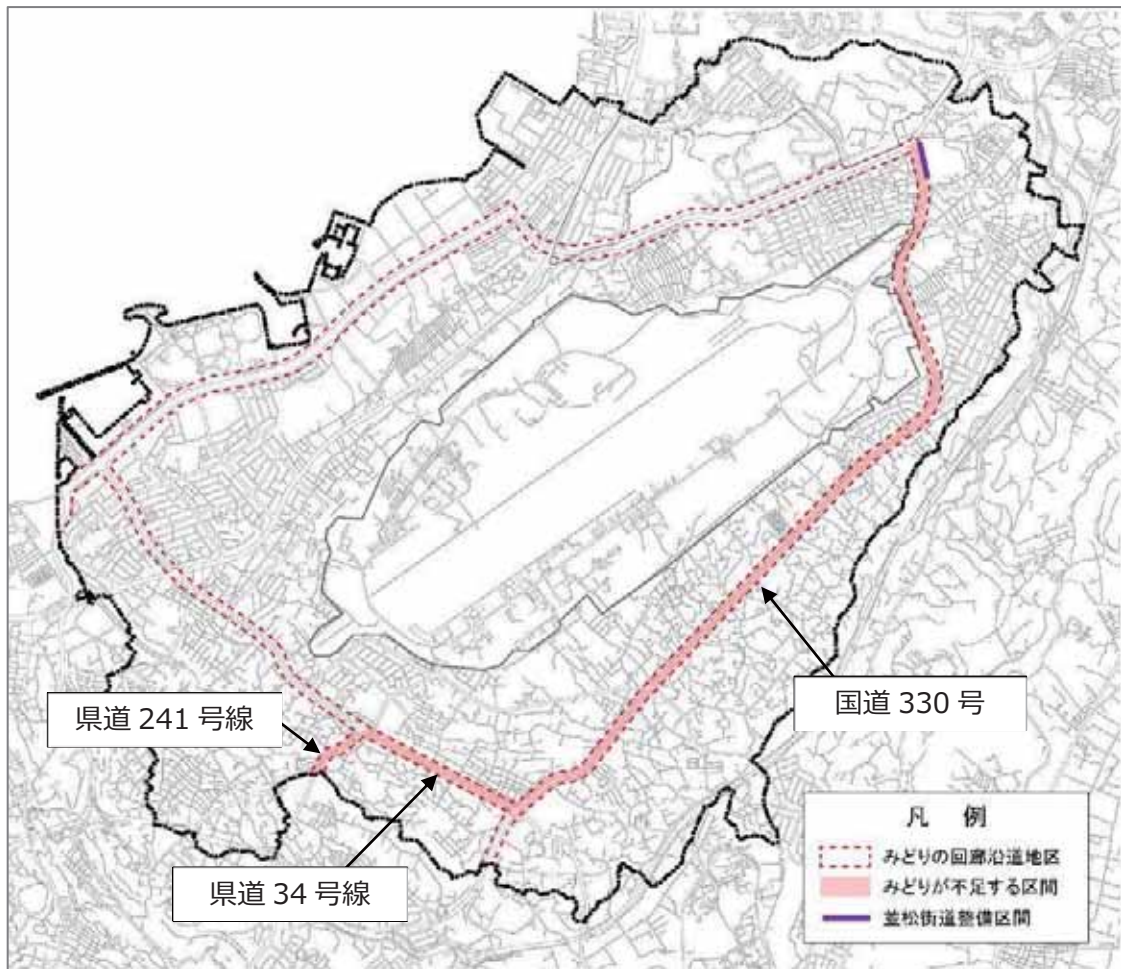


図5-3 みどりが不足する区間



図5-4 国道 330 号沿道の公共施設や民有地の緑化

② 街路樹などの整備方針

国・県と連携を図りながら、国道 330 号及び県道 34 号線の街路樹未設置区間への街路樹の設置、並びに国道、県道の再整備等における街路樹の維持・充実を促進する方針とします。

また、国道 330 号の普天間交差点～県道 35 号交差点の区間については、長期的な視点で全線整備を行う並松街道の一部を構成する区間となることから、普天間飛行場周辺まちづくり事業を計画的に推進するものとし、並松街道の再生(松並木遊歩道として整備)を優先的に実施する方針とします。

その他、市道については、街路樹の整備推進・維持充実を図ります。

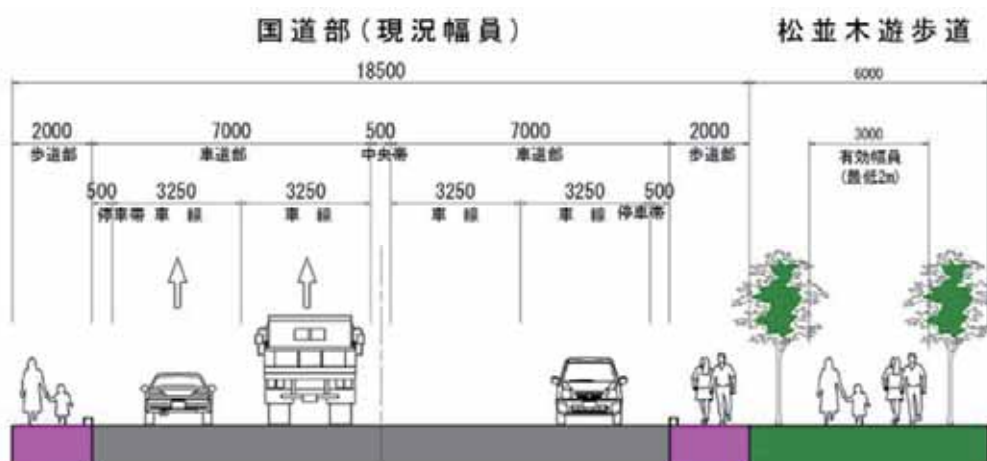


図5-5 普天間門前の松並木遊歩道の整備イメージ

資料：普天間飛行場周辺まちづくり基本構想・基本計画報告書
【普天間地区・真栄原地区】H26.6)

(3) 上原～長田地区、宜野湾～我如古地区、大謝名地区

公園不足地区の解消を図るために、以下のような緑化を進めます。

- ・街区公園等の都市計画公園の適正配置に努めます。
- ・市街地内に農地などが点在している区域については、街区公園等を補完する緑地として積極的に活用します。

① 街区公園等の適正配置の方針

公園の配置基準に基づき、住区基幹公園の誘致距離を考慮して街区公園(誘致距離250m)を計画的に確保する方針とします。

なお、市街化が進行している中で街区公園等の整備に時間を要する区域においては、民有地のみどりや農地などを活用して街区公園等を補完する方針とします。

② 民有地等のみどりの保全・有効活用の方針

比較的まとまった規模のみどりや空き地・農地などについて、土地所有者及び地域住民の主体性と意向を踏まえたうえで、市民緑地認定制度などを活用した住民に身近な公園・緑地等の確保を積極的に促進する方針とします。

また、地域ぐるみで市街地のみどりを守り緑化を推進するため、生け垣の緑化やフラワーボットの設置などに関するルールを地域住民の合意によって締結する緑地協定や地区計画の導入促進を図ります。その他、将来的な営農意向がある農地については、生産緑地制度の導入、点在するみどりについては、保存樹等の指定についても検討する方針とします。



図5-6 市民緑地認定制度の活用イメージの事例

資料：国土交通省資料

第6章 計画実現に向けて

1. 推進体制

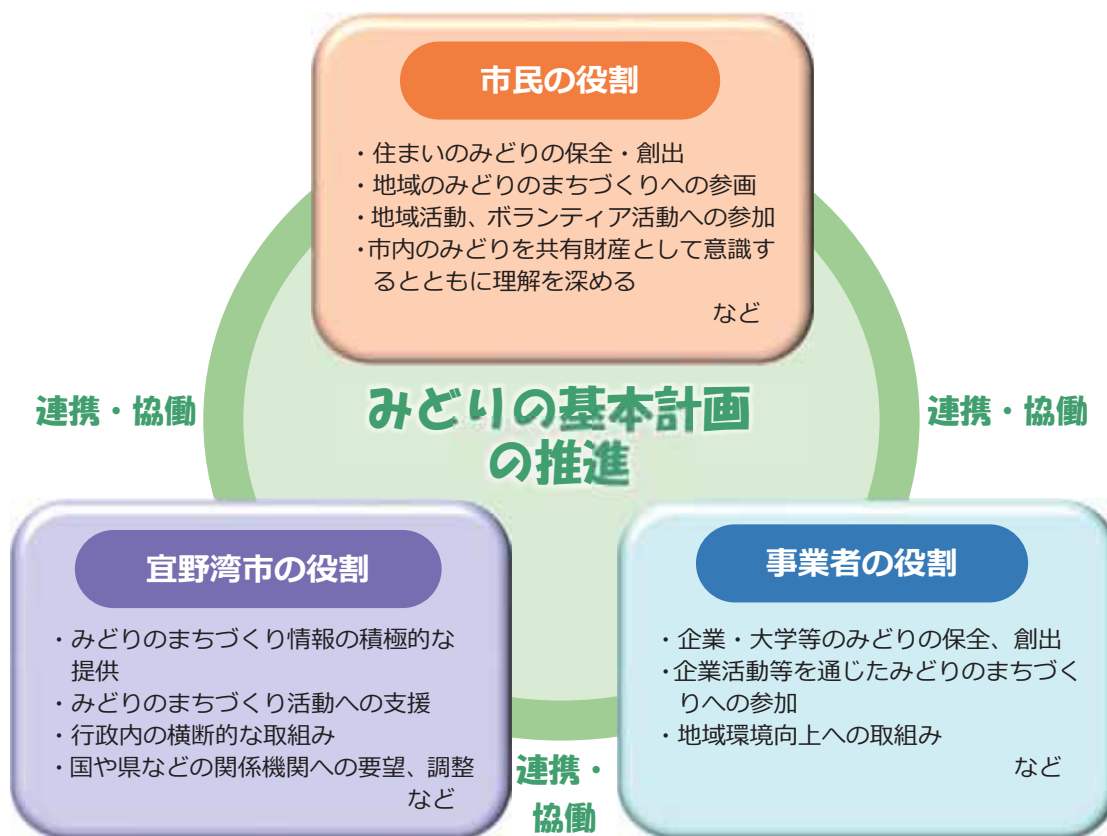
(1) 連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

宜野湾市みどりの基本計画改訂にあたっては、市民団体代表、学識経験者等による改定検討委員会、市民アンケートなど多くの市民の方に参加していただきました。

今後も、宜野湾市みどりの基本計画を実現化していくためには、行政はもとより市民・事業者それぞれが、適切な役割分担のもとに協力しあう「連携・協働」によるまちづくりを進めることが重要です。

このため、各施策実施においては、計画段階から市民や各種団体等の参加を進めるとともに、維持・管理段階における市民等の積極的な参加を支援します。

図6-1 実現化に向けた推進体制のイメージ



(2) 国、県、周辺市町村との連携・協力

国道・県道や河川、市域をまたがる樹林地など国や沖縄県、隣接市町村と必要な事項等について協議・調整をおこなうなど、適切な連携・協力をを行い、本市のみどりのまちづくり施策の推進を図ります。

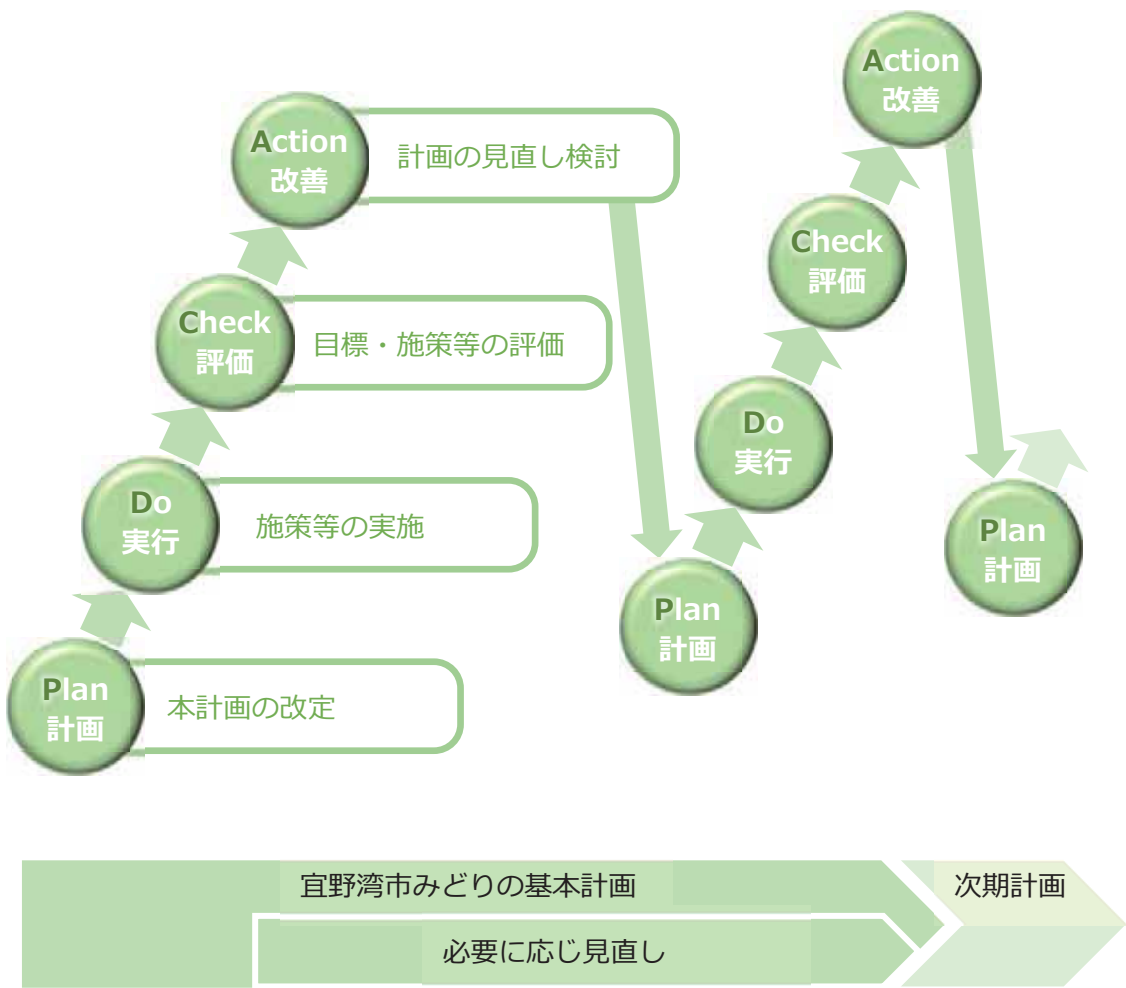
2. 進行管理

本計画では、普天間飛行場跡地利用時を想定した長期的な将来像を展望しつつ、中期目標としては、概ね 10 年後の将来像を設定し、みどりに関する施策等を示しました。

計画の実行性を高めるため、計画（Plan）からはじまって、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）という継続的に向上する「PDCA サイクル」による適正な進行管理に取り組めます。

本計画は、長期的な視点に立った計画となることから、今後の国の法制度の改正や宜野湾市総合計画、宜野湾市都市計画マスタープランの改定をふまえ必要に応じ計画の見直しを行います。

図6-2 本計画における PDCA サイクルのイメージ



參考資料

1. みどりの基本計画改定の経緯

年 月	内 容
令和元年度	宜野湾市みどりの風景づくり推進事業調査を実施
令和2年 7月	みどりの基本計画の作成に着手
8月	8月5日～9月にかけて、自治会アンケート調査を実施
9月	第1回改定幹事会を開催
10月	10月2日～10月20日にかけて、みどりに関する専門家や指定管理者を対象にヒアリングを実施
10月	第1回改定委員会を開催
11月	第2回改定幹事会を開催
12月	第2回改定委員会を開催
令和3年 1月	第3回改定幹事会を開催
2月	第3回改定委員会を開催
8月	第4回改定幹事会を開催
8～9月	第4回改定委員会を開催（書面による意見聴取）
10月	10月11日～11月10日にかけて、パブリックコメントを実施
10月	宜野湾市都市計画審議会に諮問
12月	第5回改定委員会を開催
令和4年 2月	「みどりの基本計画案」について宜野湾市都市計画審議会から答申
3月	「みどりの基本計画」を策定

2. 用語の解説

(1) 用語集



あ行

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

SDGs（エス・ディ・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（17の目標と169のターゲット）。

みどりの基本計画に生物多様性への配慮を盛り込むことは、17のゴールのうち「⑯陸の豊かさ」をはじめ、「⑪都市」や「⑬気候変動」「⑭海の豊かさ」など多くの個別目標の達成に寄与している。

エリアマネジメント

一定の地域（エリア）における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

オープンスペース

公園・広場・空き地など、建物によって覆われていない土地を意味する。

屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽することで、ヒートアイランド現象（建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など都市化によるさまざまな要因のた

めに、都市部が郊外部と比べて気温が高くなる現象）の緩和や、夏季の室内温度上昇の軽減などによる省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。



か行

街区公園

都市公園の一つ。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。

河川法

日本の国土保全や公共利害に関係のある水系を一級水系・二級水系・準用河川に区分し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律。日本の河川は、準用河川（市町村が指定・管理する河川で、二級水系の規定を準用するもの）及び普通河川（市町村が条例などに基づき管理する、河川法の適用を受けない河川）を除き、一級水系に含まれる河川は一級河川、二級水系に含まれる河川は二級河川と称される。

環境学習

人間を取り巻く自然及び人為的環境と人間との関係において、人口、環境汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、運輸、技術、都市と地方の開発計画などが人間の環境に対していかなる関わりを有するかを理解するための学習。

基幹公園

市民の日常生活に密着した最も基本的な公園で、近隣住区を配置単位として設ける住区基幹公園と、都市を単位として設ける都市基幹公園からなる。主としてコミュニティ形成

の場、スポーツ・レクリエーションの場、震災・火災などの災害時の避難地などとして、多様な機能を持っている。

住区基幹公園 …… 街区公園、近隣公園、地区公園

都市基幹公園 …… 総合公園、運動公園

気候変動適応

気候変動の影響は気温の上昇、農作物の品質低下、大雨や暴風による災害、熱中症など様々な形で既に現れており、今後も影響は大きくなる見込みである。現在から将来の気候の変化とそれが及ぼす影響を知り、悪い影響をできるだけ抑えるため、科学的な情報をもとに、計画的に変化に備えていくことを、気候変動への適応という。

我が国においては、2018 年に気候変動適応法が施行され、適応策を推進している。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 2 ha を標準として配置する。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境 が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み。

景観重要樹木

景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するもの。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

広域公園

市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等の広域的な範囲に 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準とする。

公募設置管理制度（Park-PFI）

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定 する「公募設置管理制度」のこと。

都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。



さ行

在来種

もともとその地域に生息していた動植物。古い時代に帰化し、地域の生態系と調和している種を含めて在来種とすることがある。

市民緑地

都市部における緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るため、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体または都市緑地法第 68 条第 1 項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

斜面緑地

斜面地であるために樹林地として残っているような場所。段丘など地形の特色を顕著にし、その地域の景観の重要な要素になることが多い。周囲が市街地で開発されているため、

地域に残された貴重な自然環境となる。また、災害防止上も重要になりやすい場所である。

親水・親水性

水に親しむことや、水に親しめる環境。直接水に触れるだけでなく、心理的・視覚的に水辺を楽しめる状態も含む。

森林法

森林計画、保安林、その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の生産量の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資する目的で定められた法律。

本法は、地域森林計画の対象となっている民有林における1haを超える開発行為の許可制、保安林及び保安施設の地区の指定、また、それら区域内での立木の伐採、土地の形質の変更などの開発行為についての許可制などについて定めている。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

生産緑地

都市計画では市街地と農地は分けることが基本だが、市街地内にあっても農地として維持することがふさわしいと認められた指定農地。

生態系

多様な生物と、その生息と生育の基盤となる大気、水、土などの自然的要素、それらの間の物質やエネルギーのやり取りを合わせたものの。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。



た行

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積4haを標準として配置する。

デジタルサイネージ

表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体。

都市公園

「都市公園法」に定義されているもので、市あるいは県が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地を都市公園という。その他、国が設置する都市公園もある。

土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。

土地地区画整理事業

道路・公園・下水道などが未整備のまま宅地化が進んでいる地区や今後進むと予想され

る地区について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を目的に行うもの。



は行

Park-PFI

公募設置管理制度のこと。(内容は、公募設置管理制度の用語解説に記載)

PFI

Private Finance Initiative の略称。公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的な公共サービスの提供を図るという考え方。

ヒートアイランド現象

建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など都市化によるさまざまな要因のために、都市部が郊外部と比べて気温が高くなる現象。

健康被害や生態系への影響、災害リスク増大などが問題となっている。

ビオトープ

地域の野生の生きものが暮らす場所。

野生の生きものが生活する場所「ビオトープ」には、実にさまざまなタイプがある。

人工的に造った池などといった特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともといる野生の生きものたちがくらしたり利用したりする、ある程度まとまった場所がビオトープである。

風致地区

都市計画の地域地区の一つ。都市計画法に基づき、樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域などを都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図る

ことを目的とする制度。

風致地区内においては、条例で定めるところにより建築物などの設置や宅地造成など土地形質の変更、木竹、土、石等の採取などにも許可行為が必要で制限がある。

壁面緑化

ツタ類などで建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置して外部から見える緑化空間を創出すること。



ま行

民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。



や行

有効幅員

実際に通過できる幅。道路整備において必要な有効幅員は、一般的な歩道では幅 2.0m 以上、歩行者が多い場合は 3.5m 以上とされる。



ら行

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。都市緑地法第 45 条に基づくもの(全員協定)と第 54 条に基づくもの(一人協定)がある。

(2) 制度別のみどりのまちづくり施策

ここでは直接的にみどりの整備や緑化推進に関わる制度をまとめる。

①都市公園

概要	都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したもの。																																		
種別	<table><tr><th>類 種</th><th>種別</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="3">住区基幹公園</td><td>街区公園</td><td>もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 0.25ha を標準として配置する。</td></tr><tr><td>近隣公園</td><td>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 2 ha を標準として配置する。</td></tr><tr><td>地区公園</td><td>主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。</td></tr><tr><td rowspan="2">都市基幹公園</td><td>総合公園</td><td>都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。</td></tr><tr><td>運動公園</td><td>都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。</td></tr><tr><td rowspan="2">大規模公園</td><td>広域公園</td><td>主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。</td></tr><tr><td>レクリエーション都市</td><td>大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。</td></tr><tr><td colspan="2">国営公園</td><td>主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。</td></tr><tr><td rowspan="4">緩衝緑地等</td><td>特殊公園</td><td>風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。</td></tr><tr><td>緩衝緑地</td><td>大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。</td></tr><tr><td>都市緑地</td><td>主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）</td></tr><tr><td>緑道</td><td>災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。</td></tr></table>			類 種	種別	内容	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 0.25ha を標準として配置する。	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 2 ha を標準として配置する。	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。	大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。	国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
類 種	種別	内容																																	
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 0.25ha を標準として配置する。																																	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 2 ha を標準として配置する。																																	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。																																	
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。																																	
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。																																	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。																																	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。																																	
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。																																	
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。																																	
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。																																	
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）																																	
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。																																	

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

(資料：国土交通省 HP より抜粋加工)

②緑地保全地域

趣旨等	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用と調和を図りながら保全する制度。【都市計画区域・準都市計画区域内】
指定 要検等	指定条件 （次のいずれかに該当する相当規模の土地） ・無秩序な市街化の防止または公害もしくは災害の防止のために適正に保全する必要があるもの ・地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要があるもの

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

③特別緑地保全地区

趣旨等	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。税金の優遇制度がある。これにより豊かな緑を将来継承することができる。【都市計画区域内】
指定 要検等	指定要件 （次のいずれかに該当する相当規模の土地） ・無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承もしくは風俗習慣と結びついて伝統的、文化的意義を有するもの ・次のいずれかに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの * 風致又は景観が優れているもの * 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

④地区計画制度の区域内における緑地の保全

趣旨等	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。
指定 要検等	条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域 ：地区計画等（「地区計画」、「防災街区整備地区計」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」）において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

⑤緑化地域

趣旨等	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。【用途地域内】
指定 要検等	指定要件 ：用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。
法改正	緑化率の最低限度の基準について、建ぺい率に関わらず 25%まで設定可能とする。

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

（緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より）

⑥緑化重点地区

制度概要	都市緑地法第4条第2項第8号に規定される。 「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」 具体的には、例えば、以下のような場所が対象となる。 ・駅前等のシンボルとなる地区 ・緑が少ない住宅地 ・風致地区等の都市の風致の維持が特に重要な地区 ・防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区 ・緑化の推進に関する住民意識が高い地区 ・エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区 等
------	--

(緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より)

⑦保全配慮地区

制度概要	・都市緑地法第4条第2項第5号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」 【具体的には】 ・市民緑地契約を締結することにより保全を図ろうとする緑地のみを対象として指定するだけでなく、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望ましい。 ・なお、保全配慮地区は緑地保全地域及び特別緑地保全地区等以外の区域に定めるものであるが、将来の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定を妨げるものではない。
------	---

(都市緑地法運用指針 平成30年4月1日改定 国土交通省 HP より)

⑧景観計画

制度概要	・景観法に基づき景観行政団体が定める計画であり、景観まちづくりを進めていく基本的な計画。 ・良好な景観づくりを推進するために、建築物や工作物等のデザインや色彩など景観に関するルールづくり及び規制誘導を実施。 ・詳細は「宜野湾市景観計画」参照。 ・宜野湾市は、平成25年5月15日より景観行政団体。
------	---

(宜野湾市 HP より)

⑨地区計画等の区域内における緑化率規制

趣旨等	地区レベルの良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、条例を定めることにより、地区計画等で定められた緑化率を、緑化地域と同様に建築物の緑化率規制とするもの。
指定要検等	条例を定めることにより、緑化率の最低限度を定めることができる区域： 地区計画等（「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」）において、建築物の緑化率の最低限度が定められる区域。

(都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より)

⑩緑化施設整備計画認定

趣旨等	民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定する制度 【緑化地域内、緑化重点地区内】
指定 要検等	認定の対象となる地区 ・「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」 認定基準 1. 緑化施設を整備する建築物の敷地面積：緑化重点地区内は 500 ㎡以上、緑化地域内、及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内は 300 ㎡以上。（敷地面積の規模は省令 20） 2. 緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、20%以上。等

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

⑪緑地協定

趣旨等	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。 地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができる。 【都市計画区域内】
指定 要検等	認可基準 ・申請手続きが法令に違反しないこと ・土地の利用を不当に制限するものでないこと ・協定の内容が省令で定める基準に適合していること ・緑地協定区域隣接地を定める場合は、その区域の境界が明確に定めていること、その他省令の基準に適合するものであること。

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

⑫風致地区制度

目的	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。
概要	1) 指定主体等 風致地区は、10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしている。

	2) 行為規制の内容 風致政令における行為規制の内容は以下のとおりであり、許可が必要。 a. 建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） b. 建築物等の色彩の変更 c. 宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） d. 水面の埋立て又は干拓 e. 木竹の伐採 f. 土石の類の採取 g. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
--	--

（国土交通省 HP より）

⑬市民緑地契約制度

概要	主として土地等の所有者からの申出に基づき、地方公共団体又はみどり法人（以下「地方公共団体等」という。）が当該土地等の所有者と市民緑地契約を締結し、市民緑地を設置し、これを管理することにより、土地等の所有者が自らの土地等を市民緑地として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的とした制度である。			
項目	種別	制度等の根拠	概要	メリット
市民緑地の設置及び管理	契約締結	都市緑地法 第 55 条	みどり法人は、地方公共団体と同様に、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置し、管理することができる。	公的な位置付けを持って業務が可能
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の相続税等の特例	税制	国税庁 HP 質疑応答事例	市民緑地の用地としてみどり法人等に貸し付けられている土地が一定の条件を満たす場合、相続税等に係る土地の評価減（2 割）。	土地所有者に対する税制特例
市民緑地等整備事業	補助	社会資本整備 総合交付金整備要綱	みどり法人等が市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備への支援制度 ＜交付対象＞ 地方公共団体（※間接補助） ＜対象事業＞ ①園路又は広場、 ②修景施設、③休養施設、 ④便益施設、⑤管理施設、 ⑥災害応急対策施設	みどり法人への財政支援

（緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より）

⑭市民緑地設置管理計画の認定制度

概要	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。
対象要件	○対象区域：緑化地域又は緑化重点地区内 ○設置管理主体：民間主体（NPO法人、住民団体、企業等）
認定基準	○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足 ○面積：300㎡以上 ○緑化率：20%以上 ○設置管理期間：5年以上 等
支援措置	【税制】 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減〔3年間 原則1／3軽減（1/2～1/6で条例で規定）〕※令和5年3月31日までの時限措置 【予算】 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助（1／3負担）【社交金：市民緑地等整備事業の拡充】
制度のフロー	<pre> graph LR A[土地所有者] <-.-> ① 貸借契約の締結 B[設置管理者] B -- ② 設置管理計画の申請 --> C[市区町村長] C -- ③ 認定 --> B B -- ④ 認定市民緑地の設置・管理・活用 --> D[] style D fill:none,stroke:none </pre> ※設置管理者が土地所有者となる場合もある
関係法令	（都市緑地法第60条第1項）（都市緑地法第61条第1項） （都市緑地法第69条第1項）

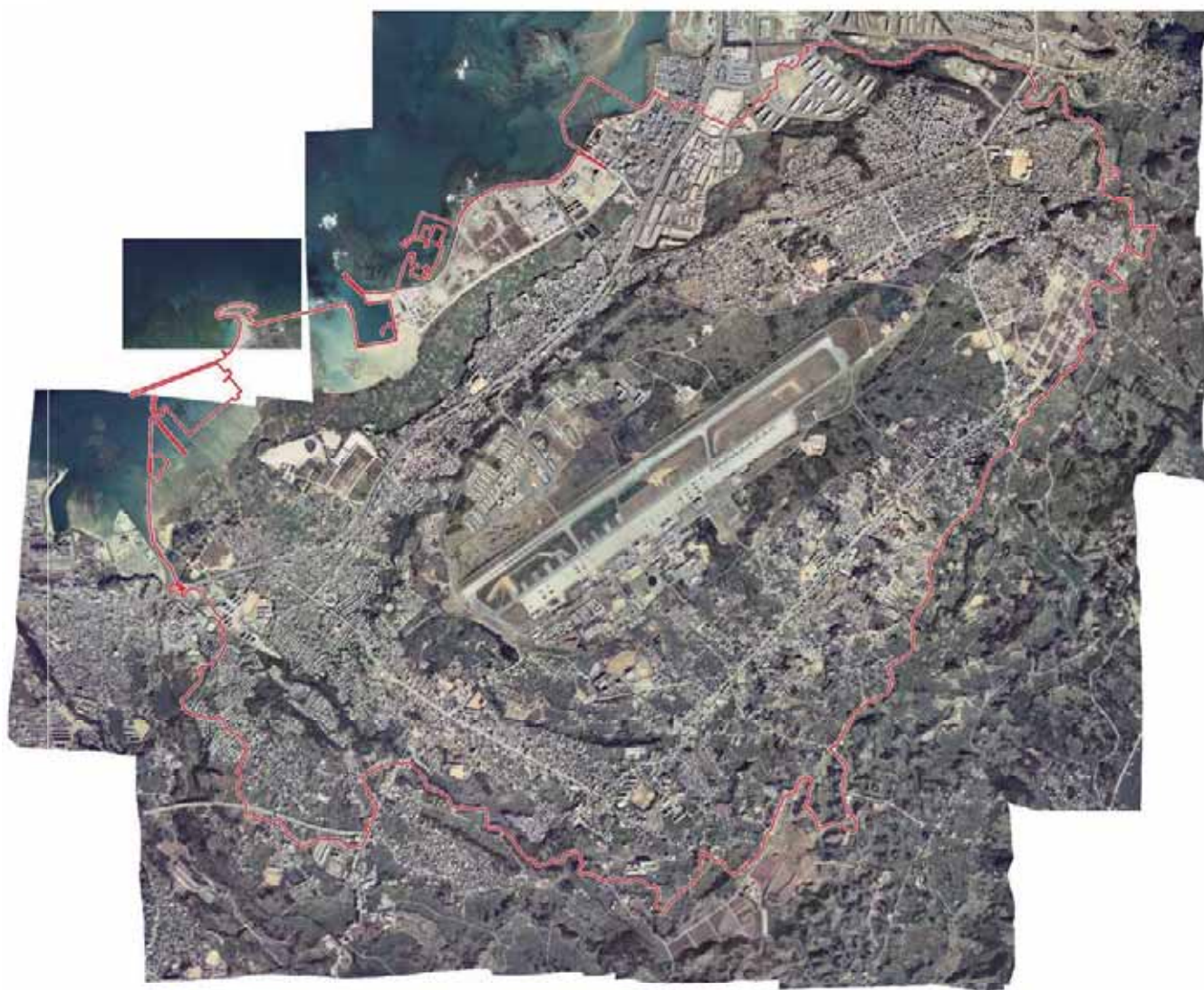
（緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より）

（市民緑地認定制度活用の手引き 国土交通省 都市局公園緑地・景観課より）

3. 緑被、公園・緑地現況

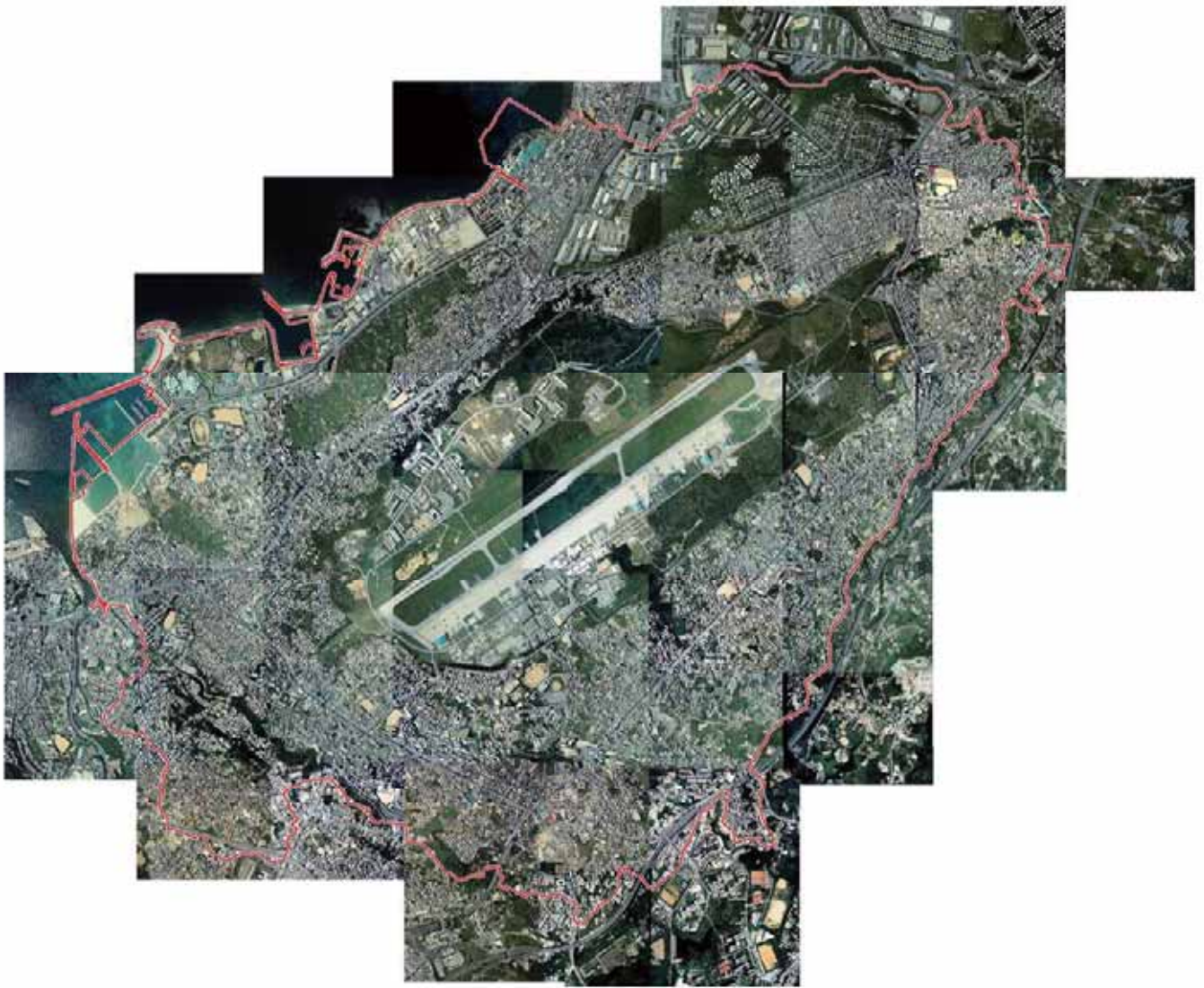
(1) 航空写真で見るみどりの経年変化

昭和 52 年（1977 年）



※赤線は、令和 3 年時点の行政界

平成 10 年（1998 年）



※赤線は、令和 3 年時点の行政界

令和元年（2019 年）



※赤線は、令和 3 年時点の行政界

(2) 緑被現況

右図の地区区分に基づき、地区別に緑被の状況を把握します。

農地、山林、原野等による緑被面積では、斜面緑地や大山田いも畑を含む西地区が最も多くなっています。



図 地区区分図

表 緑被現況

単位：ha

		市街地						基地跡地		小計	総計
		国際学園都市地区	西地区	東地区	南地区	北地区	小計	キャンプ瑞慶覧・西普天間住宅地区	普天間飛行場跡地地区		
農地	市街化区域	15.0	19.5	5.8	4.2	4.2	48.7	0.0	0.0	0.0	48.7
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.7
	合計	15.0	19.5	5.8	4.2	4.2	48.7	0.0	0.7	0.7	49.4
山林	市街化区域	15.2	20.7	5.5	16.8	11.0	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
	調整区域	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	3.7	3.7	4.4
	合計	15.2	21.3	5.5	16.8	11.0	69.8	0.0	3.7	3.7	73.6
原野・荒地・牧野	市街化区域	14.5	22.5	4.7	8.8	6.7	57.2	0.0	0.0	0.0	57.2
	調整区域	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.5	0.0	1.2	1.2	1.7
	合計	14.5	22.6	4.7	8.8	7.1	57.7	0.0	1.2	1.2	58.9
水面	市街化区域	0.2	0.5	0.0	1.4	0.2	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	0.2	0.5	0.0	1.4	0.2	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
住宅・事業所等	市街化区域	24.9	24.9	12.6	24.1	14.2	100.6	0.0	0.0	0.0	100.6
	調整区域	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3	0.1	1.3	1.3	2.6
	合計	24.9	26.2	12.6	24.1	14.2	101.9	0.1	1.3	1.3	103.2
公共空地	市街化区域	0.6	7.2	1.0	0.9	1.6	11.3	0.0	0.0	0.0	11.3
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3
	合計	0.6	7.2	1.0	0.9	1.6	11.3	0.0	0.3	0.3	11.6
公園・緑地	市街化区域	1.4	14.3	3.0	3.2	0.0	21.9	0.0	0.0	0.0	21.9
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	5.7	5.7
	合計	1.4	14.3	3.0	3.2	0.0	21.9	0.0	5.7	5.7	27.6
防衛用地	市街化区域	0.1	0.2	0.0	0.1	0.6	1.0	50.7	0.0	50.7	51.7
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.0	328.2	369.2	369.2
	合計	0.1	0.2	0.0	0.1	0.6	1.0	91.7	328.2	419.9	420.9
その他の空地	市街化区域	3.6	5.5	1.9	4.3	2.9	18.1	0.0	0.0	0.0	18.1
	調整区域	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.5	0.5	0.8
	合計	3.6	5.8	1.9	4.3	2.9	18.4	0.0	0.5	0.5	18.9
合計	市街化区域	75.4	115.3	34.5	63.6	41.4	330.2	50.7	0.0	50.7	380.9
	調整区域	0.0	2.3	0.0	0.0	0.5	2.8	41.0	341.7	382.7	385.5
	合計	75.4	117.6	34.5	63.6	41.9	333.0	91.7	341.7	433.4	766.4

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料：宜野湾市みどりの風景づくり推進事業調査業務報告書（令和2年3月）

(3) 公園・緑地等現況

① 都市公園

本市には、51 の公園（運動公園 1 箇所、地区公園 3 箇所、近隣公園 8 箇所、街区公園 38 箇所、都市緑地 1 箇所）が位置づけられており、供用面積の合計は 39.7ha となっています。大規模公園として、運動公園である「宜野湾海浜公園」、地区公園である「森川公園」、「比屋良川公園」（一部供用）、「いこいの市民パーク」が整備され、いずれも供用開始されています。

表 資-1 公園別の整備状況

	名 称	種別	計画面積 (ha)	供用開始面積 (m ²)	供用開始年月日
1	伊佐児童公園	街区公園	0.35	3,533	昭和 51 年 11 月 12 日
2	ながつき児童公園	街区公園	0.25	453	昭和 59 年 7 月 2 日
3	あらしろ児童公園	街区公園	0.16	866	昭和 59 年 7 月 2 日
4	伊佐浜児童公園	街区公園	0.56		未整備（長期整備）
5	伊佐第三公園	街区公園	0.56		未整備（長期整備）
6	礼泉児童公園	街区公園	0.40		未整備（長期整備）
7	きさらぎ児童公園	街区公園	0.34	3,442	昭和 54 年 3 月 17 日
8	あすなろ児童公園	街区公園	0.32	3,240	昭和 59 年 7 月 2 日
9	まつのおか児童公園	街区公園	0.32	3,242	昭和 57 年 10 月 19 日
10	伊佐第二児童公園	街区公園	0.50	5,000	昭和 58 年 4 月 11 日
11	ゆうひ児童公園	街区公園	0.20	2,021	昭和 59 年 7 月 2 日
12	ガジュマル児童公園	街区公園	0.28	2,800	昭和 57 年 9 月 16 日
13	ゆうな児童公園	街区公園	0.24	2,413	平成 2 年 7 月 1 日
14	あだん児童公園	街区公園	0.24	2,490	平成 2 年 7 月 1 日
15	わかたけ児童公園	街区公園	0.38	3,869	平成元年 7 月 1 日
16	ましき児童公園	街区公園	0.33	3,317	平成元年 7 月 1 日
17	いすのき児童公園	街区公園	0.20	2,000	昭和 61 年 9 月 1 日
18	がねこ児童公園	街区公園	0.12	1,212	平成 2 年 7 月 1 日
19	ながた児童公園	街区公園	0.31	3,194	昭和 63 年 4 月 24 日
20	シーサー児童公園	街区公園	0.16	1,599	昭和 61 年 9 月 1 日
21	ふてんま児童公園	街区公園	0.29	2,892	平成 6 年 4 月 27 日
22	まえはら児童公園	街区公園	0.17	1,737	平成 4 年 4 月 25 日
23	おおぶき児童公園	街区公園	0.14	1,400	平成 9 年 4 月 18 日
24	ぐんばる児童公園	街区公園	0.20	2,000	平成 13 年 4 月 27 日
25	うえはら児童公園	街区公園	0.25	2,500	平成 2 年 7 月 1 日
26	あかみち児童公園	街区公園	0.20	2,079	平成 6 年 4 月 20 日
27	ひがし児童公園	街区公園	0.08	835	平成 4 年 4 月 25 日
28	まつぼっくり公園	街区公園	0.60	6,000	平成 8 年 4 月 18 日
29	ていーちがー公園	街区公園	0.35		令和 3 年度整備予定
30	しちやばる公園	街区公園	0.25	2,500	令和 3 年 8 月 6 日
31	かにくぼる公園	街区公園	0.29		令和 5 年度整備予定
32	かたばる公園	街区公園	0.26	2,650	平成 22 年 3 月 30 日
33	ちゅんなー公園	街区公園	0.18	1,793	平成 15 年 5 月 1 日
34	しまし公園	街区公園	0.16	1,600	平成 16 年 4 月 27 日
35	佐真下 1 号公園	街区公園	0.13		未整備（中期整備）
36	佐真下 2 号公園	街区公園	0.15		未整備（中期整備）

	名 称	種別	計画面積 (ha)	供用開始面積 (m ²)	供用開始年月日
37	佐真下 3 号公園	街区公園	0.22	2,200	令和 3 年 4 月 28 日
38	上大謝名公園	街区公園	0.34	3,430	平成 29 年 8 月 1 日
39	野嵩第一公園	近隣公園	3.40	11,640	平成 8 年 4 月 25 日 一部供用開始 (中期整備)
40	野嵩第二公園	近隣公園	2.80		未整備 (長期整備)
41	神宮公園	近隣公園	0.46		未整備 (長期整備)
42	喜友名公園	近隣公園	1.20		未整備 (中期整備)
43	ウシナー公園	近隣公園	1.80		未整備 (長期整備)
44	貝塚公園	近隣公園	0.80		未整備 (長期整備)
45	嘉数高台公園	近隣公園	3.60	33,734	昭和 59 年 7 月 2 日
46	佐真下公園	近隣公園	1.01	6,700	平成 3 年 4 月 1 日
47	森川公園	地区公園	4.60	41,722	昭和 62 年 10 月 1 日
48	比屋良川公園	地区公園	8.00	19,471	平成 19 年 4 月 1 日 一部供用開始 (中期整備)
49	いこいの市民パーク	地区公園	4.70	46,981	平成 21 年 3 月 31 日
50	宜野湾海浜公園	運動公園	15.80	158,000	平成 10 年 4 月 13 日
51	嘉数都市緑地 (青空公園)	都市緑地	0.06	563	平成 22 年 12 月 21 日
合 計			58.71	397,118	

資料：公園台帳（令和 3 年 9 月）

② その他の公園

本市には、都市公園のほかに、住宅供給公社からの移管による公園が 7 箇所、開発による公園が 13 箇所、区画整理等による緑地帯が 13 箇所、その他公園・遊歩道が 3 箇所整備されており、供用面積の合計は 13,930 m²（約 1.4ha）となっています。

表 資-2 その他の公園の状況

	供用開始済	
	箇所数	面積 (m ²)
住宅供給公社移管による公園	7	3,371
開発による公園	13	3,097
区画整理等による緑地帯	13	4,899
その他公園・遊歩道	3	2,563
合 計	36	13,930

資料：宜野湾市海浜公園等指定管理者施設一覧表（平成 31 年 3 月）

表 資-3 住宅供給公社移管による公園の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積(m ²)
1	大山団地 JP	大山 6-2768-32	567
2	大謝名 JP	大謝名 1-7-28	328
3	我如古 JP	我如古 3-730-25	649
4	志真志 JP1	志真志 2-384-1	1,320
5	志真志 JP2	志真志 2-384-11	99
6	志真志 JP3	志真志 2-386-7	28
7	愛知団地 JP	愛知 121-10	380 (図上計測)

表 資-4 開発による公園の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積(m ²)
1	志真志 DP1	志真志 3-6	181
2	志真志 DP2	志真志 3-12	406
3	志真志 DP3	志真志 4 丁目 198 番 20	172
4	長田 DP1	長田 1-6	166
5	長田 DP2	長田 3-34	308
6	長田 DP3	長田 3-13	121
7	長田 DP4	長田 1-18	239
8	長田 DP5	長田 3-14	35
9	真栄原 DP1	真栄原 2-18	164
10	真栄原 DP2	真栄原 1-18	418
11	佐真下 DP	佐真下 115-1	544
12	喜友名 DP	喜友名 2-9	150
13	愛知 DP	愛知 425-4	193

表 資-5 区画整理等による緑地帯の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積 (m ²)
1	真志喜 GP1	真志喜 2-58	424
2	真志喜 GP2	真志喜 3-60	604
3	真志喜 GP3	真志喜 2-40、50	93
4	宇地泊 GP1	宇地泊 558-6	400
5	宇地泊 GP2	宇地泊 553、554	1,069
6	宇地泊 GP3	宇地泊	1,294
7	宇地泊 GP4	宇地泊	63
8	宇地泊 GP5	宇地泊	176
9	我如古 GP1	宜野湾市我如古 4 丁目 598 番地	88
10	我如古 GP2	宜野湾市我如古 4 丁目 614 番地	39
11	我如古 GP3	宜野湾市我如古 4 丁目 610 番地	62
12	我如古 GP4	宜野湾市我如古 4 丁目 620 番地	219
13	西門原ポケットパーク GP	野嵩 2-22	368

表 資-6 その他公園・遊歩道の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積(m ²)
1	真志喜ミニポケットパーク PP1	真志喜 2-58	150
2	真志喜ポケットパーク PP2	真志喜 31-9	601
3	ガジュマル遊歩道 PP	宇地泊 557-18	1,812

資料：宜野湾市 施設一覧（施設管理課提供資料）

③ 公共施設緑地

市内の主な公共施設緑地としては、宜野湾港マリーナや公立学校のオープンスペース、公共グラウンド等の計 32.4ha があげられます。

表 資-7 公共施設緑地の状況

	名 称	面積(ha)	備 考
公立学校 オープン スペース	大山小学校グラウンド	0.9	図上計測
	志真志小学校グラウンド	0.9	図上計測
	嘉数小学校グラウンド	0.6	図上計測
	大謝名小学校グラウンド	0.8	図上計測
	普天間小学校・普天間高等学校グラウンド	1.9	図上計測
	宜野湾小学校グラウンド	0.6	図上計測
	長田小学校グラウンド	0.8	図上計測
	普天間二小学校グラウンド	0.8	図上計測
	はごろも小学校グラウンド	0.8	図上計測
	中部商業高等学校グラウンド	1.8	図上計測
	嘉数中学校グラウンド	0.8	図上計測
	宜野湾中学校グラウンド	0.9	図上計測
	普天間中学校グラウンド	0.8	図上計測
	真志喜中学校グラウンド	1.1	図上計測
	宜野湾高等学校グラウンド	1.9	図上計測
公共 グラウンド等	市立グラウンド	2.5	図上計測
	市立野球場	2.0	図上計測
	沖縄国立病院グラウンド	0.6	図上計測
宜野湾港マリーナ		4.0	都市計画基礎調査調書
その他公共施設内緑化地		7.9	図上計測
合 計		32.4	

資料：沖縄県都市計画基礎調査（平成 30 年度）、航空写真、図上計測

※図上計測は、敷地面積のうち、構造物やアスファルトなどの人工被覆を除いた面積

宜野湾市 建設部 都市計画課

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号

TEL : 098-893-4161 FAX : 098-892-4449

Mail : Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp

